

●價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル合成清酒「南乃譽」ノ最高販賣價格ノ件

昭和十六年十月九日  
南洋廳告示第九十三號

改正 昭和十七年第一八號、第三五號  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ南洋興發株式會社ロタ合成清酒製造所製造ニ係ル合成清酒ノ最高販賣價格左ノ通改正シ昭和十七年四月一日以降南洋興發株式會社ロタ合成清酒製造所ヨリ出荷セラレタルモノニ付之ヲ適用ス

- 一 製造業者最高販賣價格(四斗詰一樽)  
元賣捌業者ニ販賣スル場合ノ價格
- 二 元賣捌業者最高販賣價格(四斗詰一樽)  
小賣業者又ハ之ニ相當セル指定販賣業者ニ販賣スル場合ノ價格

品名	銘柄	規格		金額	摘要
		アルコ原エキ	分		
合成清酒	南乃譽	一六度以上	三〇度以上	五八圓八八錢	樽詰品ヲ樽付ニテ販賣スル價格

二 元賣捌業者最高販賣價格(四斗詰一樽)  
小賣業者又ハ之ニ相當セル指定販賣業者ニ販賣スル場合ノ價格

支應及支別出張所	品名	銘柄	規格		金額	摘要
			アルコ原エキ	分		
サイパン	合成清酒	南乃譽	一六度以上	三〇度以上	六七圓三一〇	樽詰品ヲ樽付ニテ販賣スル價格
テニアン	"	"	"	"	六六圓九七〇	"
ロタ	"	"	"	"	六一圓八二〇	"
ヤツブ	"	"	"	"	六九圓〇五〇	"
バラオ	"	"	"	"	六九圓七四〇	"
トラツク	"	"	"	"	六九圓一一〇	"
ポナベ	"	"	"	"	六九圓八〇〇	"
ヤルイト	"	"	"	"	七〇圓九〇〇	"

三 小賣業者最高販賣價格

(イ) 四斗詰一樽賣

支應及支別出張所	品名	銘柄	規格		金額	摘要
			アルコ原エキ	分		
サイパン	合成清酒	南乃譽	一六度以上	三〇度以上	七二圓六九〇	樽詰品ヲ樽付ニテ販賣スル價格
テニアン	"	"	"	"	七二圓三二〇	"

〔第六回追録〕

ロタ	"	"	"	"	六六圓七六〇	"
ヤツブ	"	"	"	"	七四圓五七〇	"
バラオ	"	"	"	"	七五圓三一〇	"
トラツク	"	"	"	"	七四圓六三〇	"
ポナベ	"	"	"	"	七五圓三八〇	"
ヤルイト	"	"	"	"	七六圓五七〇	"

(ロ) 正味一升賣

支應及支別出張所	品名	銘柄	規格		金額	摘要
			アルコ原エキ	分		
サイパン	合成清酒	南乃譽	一六度以上	三〇度以上	一九三〇	
テニアン	"	"	"	"	一九二〇	
ロタ	"	"	"	"	一七七〇	
ヤツブ	"	"	"	"	一九八〇	
バラオ	"	"	"	"	二〇〇〇	
トラツク	"	"	"	"	一九八〇	
ポナベ	"	"	"	"	二〇〇〇	
ヤルイト	"	"	"	"	二〇三〇	

- 四 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスル者ノ最高販賣價格ハ小賣業者最高販賣價格ノ倍額以内ニ於テ支應長ノ指定シタル額トス
- 五 本表銘柄又ハ規格ニ該當セザルモノハ本表價格ノ半額以内ニ於テ支應長ノ指定シタル額トス
- 六 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- 七 本表價格ハ支應又ハ支應出張所所在地域ニ於ケル最高販賣價格トス支應又ハ支應出張所所在地域外ニ於ケル最高販賣價格ハ本表最高販賣價格ニ運賃諸掛ノ實費ヲ加算シタル額トス

〔第六回追録〕



●地代家賃統制令

昭和十五年十月十六日  
勅令第六百七十八號

改正 昭和十七年第九號

- 第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九條ノ規定ニ基ク地代及家賃ニ關スル統制ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ借地トハ建物所有ノ目的ヲ以テ賃借セラレ又ハ地上權ヲ設定セラレタル土地ヲ謂ヒ借家トハ賃借セラレタル建物（建物ノ一部タル室ヲ含ム）ヲ謂フ
- 第三條 借地又ハ借家ノ貸主（以下單ニ貸主ト稱ス）ハ借地又ハ借家ニ付左ノ各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得ズ
  - 一 昭和十三年八月四日以後本令施行前ニ地代又ハ家賃アリタルモノニ付テハ本令施行前ニ於ケル最後ノ地代又ハ家賃
  - 二 前號ニ該當セザル場合ニ於テ本令施行後ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃
- 前項第二號ニ規定スル地代又ハ家賃アルニ至リタルトキハ貸主ハ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ
- 第四條 厚生大臣ノ定ムル事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ貸主ハ前條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ定メタル地代又ハ家賃ハ前條第一項及前項ノ規定ノ

一七八八ノ三五ノ三九ノ二七ノ七

- 適用ニ付テハ之ヲ前條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス
- 第五條 第三條第一項第二號ニ規定スル地代又ハ家賃ニ付テハ厚生大臣其ノ適正標準ヲ定ム
- 第六條 地方長官第三條第一項第一號ニ規定スル地代若ハ家賃ガ著シク不當ナリト認ムルトキ又ハ同項第二號ニ規定スル地代若ハ家賃ガ前條ノ適正標準ニ照シ不當ナリト認ムルトキハ貸主ニ對シ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃ハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス
- 第七條 貸主地代又ハ家賃ノ定メ付左ノ各號ノ一ニ該當スル變更ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
  - 一 金納ヲ物納ニ改メ其ノ他確定金額ヲ以テ定ムルモノヲ確定金額以外ノ方法ヲ以テ定ムルモノヲ
  - 二 物納ヲ金納ニ改メ其ノ他確定金額以外ノ方法ヲ以テ定ムルモノヲ
- 確定金額其ノ他別途ノ方法ヲ以テ定メントスルトキ
- 前項ノ許可ヲ受ケテ變更シタル地代又ハ家賃ハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス
- 第八條 下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付貸主ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ基準及條件ニ依リ定ムル家賃ヲ以テ第三條第一項各號ニ規定スル家賃ト看做ス

〔第六回追録〕

賃ト看做ス

- 第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ第四條第一項若ハ第七條第一項ノ許可又ハ前條ノ認可ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得
- 第十條 第四條第一項、第七條第一項若ハ第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ニ關スル處分又ハ第六條第一項ノ規定ニ依ル命令ニシテ事業ノ重要ナルモノハ地代家賃審査會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十一條 地方長官必要アリト認ムルトキハ貸主ニ對シ地代若ハ家賃ニ關スル帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付家賃其ノ他ノ條件ヲ借家ノ見易キ箇所ニ揭示スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 第十二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ借地又ハ借家ニ關シ貸主、貸主ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ若ハ借主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間借地、借家其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ借地、借家ノ契約書、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ
- 第十三條 第三條、第四條、第六條、第九條及第十條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス
- 第十四條 貸主ハ何等ノ名義ヲ何テスルヲ問ハズ第三條第一項（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

〔第六回追録〕

- 第十五條 本令ハ國又ハ道府縣ガ貸主タル借地又ハ借家ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ昭和十三年八月四日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十三年十二月三十一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十八日トス
- 第十七條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
- 但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十八條 朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年勅令第七百四號地代家賃統制令（以下舊令ト稱ス）ハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス
- 第十九條 舊令ニ基キテ爲シタル許可、命令又ハ許可申請ハ本令ニ基キテ爲シタル許可、命令又ハ許可申請ト看做ス
- 第二十條 舊令第十三條、第十四條第一項及第十五條ノ規定ハ昭和十五

一七八八ノ三五ノ三九ノ二七ノ八



第十六章 軍事

年十月十九日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日)後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第二十一條 舊令第十三條ニ規定スル借地又ハ借家ニ付本令施行後地代又ハ家賃ノ回復セラレタル場合ニ於テハ其ノ回復セラレタル地代又ハ家賃ヲ以テ第三條第一項第一號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第二十二條 本令施行後舊令第十四條第一項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ハ之ヲ第三條第一項第一號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第二十三條 第六條ノ規定ハ舊令第十四條第一項ノ裁判和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十四條 前三條ノ規定ハ舊令第十五條ニ規定スル場合ニ付之ヲ準用ス

●地代家賃統制令施行規則

昭和十四年十月二十七日  
南洋廳令第五十八號

改正 昭和十五年第二〇號、一六年第三六號

第一條 地代家賃統制令(以下令ト稱ス)第三條第二項ノ規定ニ依ル届出ハ地代又ハ家賃アルニ至リタルトキヨリ十四日以内ニ左ニ掲グル書類ヲ以テ之ヲ爲スベシ

一 地代届又ハ家賃届(様式第一號)

二 借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略圖

三 其ノ他參考トナルベキ書類又ハ圖面アルトキハ其ノ書類又ハ圖面

一七八八ノ三五ノ三九ノ二七ノ九

第二條 令第四條第一項ノ事由アル場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ因リ令第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ガ著シク低額ナリト認めラルル場合トス

一 貸主ニ於テ借地ニ付改良工事ヲ施行シ又ハ借家ニ付増築若ハ改造ヲ爲シタルトキ

二 下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付光熱費、消耗品費等ノ供益費ノ増嵩スルニ至リタルトキ

三 裸貸ヲ附貸ニ改ムル等借主ノ利益ニ借地又ハ借家ノ條件ヲ改メタルトキ

四 前各號ニ準ズル事情其ノ他特別ノ事由アルトキ

第三條 令第四條第一項ノ許可ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出スベシ

一 申請者ノ氏名及住所又ハ名稱、代表者ノ氏名及主たる事務所ノ所在地(管理人アルトキハ其ノ氏名及住所ヲ併記スルコト)

二 令第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ定メントスル地代又ハ家賃

三 増額ノ實施期日

四 増額ヲ爲サントスル事由(第二條第何號ニ該當スル旨ヲ併記スルコト)

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類及圖面ヲ添付スベシ

一 借地調査又ハ借家調査(様式第二號)

二 借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略圖

(第六回追録)

●會社經理統制令

昭和十五年十月十六日  
勅令第六百八十號

改正 昭和一六年第八五九號、第一〇六號、第二三四號

第一章 總則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト

二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト

三 役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト

四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當(基金利息又ハ基金

第十六章 軍事

(第六回追録)

配當ヲ含ム以下同ジ)ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率

二 直前ノ事業年度ノ配當率

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二達セザルトキハ其ノ配當率ニ年百分ノ一(六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノ)ニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乗ジテ得タル率)ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス

二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六

三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六

四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス

前二項ノ自己資本ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認めル率ヲ指定スルコトヲ得

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ三八



第十六章 軍事

一 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルトキ  
二 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メラ  
ルトキ  
會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ  
前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當ヲ爲スコト  
ヲ得ズ

第五條 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ合併後  
存続スル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度ニ付利益  
配當ヲ爲サントスルトキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ超エザル場合  
ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ閣令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ  
主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他各會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定  
シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベシ

第六條 主務大臣ハ會社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト  
認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ヲ積立ヲ命  
ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコト  
ヲ得ズ

第三章 役員及社員給與

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス  
一 資本金二十萬圓以上ノ會社  
二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數當時三十人以  
上ノ會社

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ三九

一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者  
二 顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ會社ガ前號ニ  
該當スル者ニ準ジテ取扱フ者  
第九條 本章ニ於テ社員ト稱スルハ船員及賃金統制令第二條ノ勞務者ヲ  
除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ  
一 會社ニ雇傭セララル者  
二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社ノ業務ニ從事  
スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、  
機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社員ノ職務ノ對價ト  
シテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス  
一 報酬(會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニ  
シテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ)但シ在勤手當其ノ他第二十條  
各號ニ掲グル社員手當ニ準ズル手當ヲ除ク  
二 賞與(會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與ヲ  
謂フ)  
三 退職金(會社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)  
四 臨時ノ給與(會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)  
五 雜給與(前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員ニ對シ支給ス  
ル給與ヲ謂フ)

第十二條 會社ハ毎事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル場合ニ於テ左

(第六回追録)

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ム  
ルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ  
得

第五章 經理検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其  
ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ  
當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他  
ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ  
身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第三十六條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借對照表、損益  
計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ  
前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評價ス  
ベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ勘定科目及  
帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シテ決算ニ  
關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル會社ハ當  
該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ  
處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十六章 軍事

第六章 雜則

第三十八條ノ二 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ニ基ク制限  
ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社、事項及期間  
ヲ定メテ本令ニ基ク制限ヲ解除シ又ハ本令ニ基ク義務ヲ免除スルコト  
ヲ得

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第  
十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第  
三十二條、第三十四條、第三十七條若ハ第三十八條ノ規定ニ依リ許可  
若ハ承認ニ關スル處分若ハ指定、命令若ハ制限ニシテ重要ナル  
モノ又ハ前條ノ規定ニ依リ制限ノ解除若ハ義務ノ免除(第三十三條ノ  
規定ニ依リ制限ニ關スルモノヲ除ク)ハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經  
ベシ

會社經理審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム  
第四十條 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分若ハ指定ニシテ事  
業ノ重要ナルモノ又ハ第三十八條ノ三ノ規定ニ依リ制限ノ解除ニシテ  
第三十三條ノ規定ニ依リ制限ニ關スルモノハ臨時資金調整法第十二條  
ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於  
テ各其ノ定ムル所ニ依リ外總テ大藏大臣トス  
一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督  
スル所管大臣  
二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ四四



第十六章 軍事

製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ逓信大臣但シ造船事業法施行第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ逓信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及商工大臣

大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條、第三十八條又ハ第三十八條ノ三ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲グル規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付大藏大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條

大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大藏大臣ハ財務局長若ハ財務局出張所長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依

一七八ノ三五ノ三九ノ三七ノ四五

ル報告ヲ徵セシメ又ハ財務局長、財務局出張所長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條

本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條

本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ

日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條

朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務監督局長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務監督局長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務監督局長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府州知事又ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

臺灣總督ハ臺灣總督府州知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

〔第六回追録〕

臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附則

第四十六條

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條

會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄、

會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條

會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條

本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第十六章 軍事

〔第六回追録〕

第五十條

資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行前ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十一條

會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十二條

第三條第二項第一號ノ規定ハ第四十九條乃至前條ノ場合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附則

（昭和十六年勅令第八五九號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付同項第一號ニ掲グル支出ノ豫定額ヲ報告シタル會社ガ

一七八ノ三五ノ三九ノ三七ノ四六



當該事業年度ニ於テ其ノ豫定額ノ範圍内ニ於テ爲ス機密費等ノ支出ニハ  
第二十九條第五項ノ改正規定ハ之ヲ適用セズ  
本令施行前會社ガ從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初  
ニ終了スル事業年度ニ付爲シタル同項第二號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報  
告ハ之ヲ第二十九條ノ第二項ノ改正規定ニ依リ爲シタル報告ト看做ス  
本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依  
ル

### ● 會社經理統制令施行規則

昭和十五年十一月十九日  
南洋廳令第三十六號

改正 昭和十六年第四號、一七年第一二五號

#### 第一章 利益配當及積立金

**第一條** 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三條第一項及第二項ノ  
自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル金額ノ日割平均  
額ノ合計金額ヨリ繰越缺損金額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但  
シ當該決算確定前課税ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固  
定資産償却ノ累計金額中課税上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付支應  
長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ當該事業年度ノ自己資本ニ  
加算スルコトヲ得  
一 拂込資本金額  
二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利益金額中  
利益金處分ニ依リ留保シタル金額但シ退職積立金及税金引當金ヲ除

ク  
三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行  
シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額中積立テタル金額  
四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ  
資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額  
五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外南洋廳長官ノ命令ニ依リ積立テ  
タル金額  
南洋廳長官ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額又ハ償却ノ  
不足、評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認  
定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

**第二條** 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付南洋廳長官ノ  
許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依リ申請書ニ當該事  
業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之  
ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

**第三條** 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ  
付南洋廳長官ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依リ指定  
申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益處分ニ關スル  
書類並ニ合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ貸借對照表、損益計算  
書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

**第四條** 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付南洋廳長官ノ許  
可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依リ申請書ニ最近ニ於  
ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

#### 第二章 役員及社員給與

〔第六回追録〕

**第五條** 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度  
ノ金額ハ其ノ事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ハ南洋廳長官ノ許可  
ヲ受ケタル役員報酬、合計金額ヲ其ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得  
タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乗ジテ得タル金額トス  
前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之  
ヲ切捨ツ

〔第六回追録〕

**第六條** 令第十二條ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付南洋廳長官ノ許可  
ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官  
ニ提出スベシ

**第七條** 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金ハ當該事業年  
度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ得タル金額トス  
左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザルモノトス  
一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積立金ヨリ戻入レタル金  
額  
二 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超  
ユル金額  
三 合併ニ因リ生ジタル差益金  
四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金  
左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザルモノトス  
一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金

二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ第一種所得  
税、第一種所得稅附加稅及臺灣又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依リ納付シ  
タル又ハ納付スベキ各當該地ノ第一種所得稅附加稅ニ相當スル租稅

#### 第十六章 軍事

ニシテ南洋廳長官ノ定ムルモノ  
當該事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル金額ハ之ヲ第一  
項ノ總損金ニ算入ス

- 第八條** 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業年度ニ於ケル  
拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グル割合トス
- 拂込資本金額二十萬圓以下ナルトキ 百分ノ一〇・四五
  - 拂込資本金額二十萬圓ヲ超エ三十萬圓以下ナルトキ 百分ノ九・三五
  - 拂込資本金額三十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナルトキ 百分ノ八・一〇
  - 拂込資本金額五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナルトキ 百分ノ七・四〇
  - 拂込資本金額七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルトキ 百分ノ六・七〇
  - 拂込資本金額百萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ 百分ノ六・〇〇
  - 拂込資本金額二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ 百分ノ五・五〇
  - 拂込資本金額三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ 百分ノ四・九五
  - 拂込資本金額四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ四・三五
  - 拂込資本金額五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ 百分ノ三・九〇
  - 拂込資本金額七百萬圓ヲ超エ千萬圓以下ナルトキ 百分ノ三・五五
  - 拂込資本金額千萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ三・一五
  - 拂込資本金額二千五百萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ二・九〇
  - 拂込資本金額五千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ 百分ノ二・六〇
  - 拂込資本金額一億圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ 百分ノ二・四〇
  - 拂込資本金額二億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ 百分ノ二・二五



第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ四九

拂込資本金五千萬元ヲ超エ七千萬圓以下ナルトキ 百分ノ二〇五  
 拂込資本金七千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ 百分ノ一八五  
 拂込資本金一億圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ 百分ノ一六五  
 拂込資本金一億五千萬元ヲ超エ三億圓以下ナルトキ 百分ノ一四五  
 拂込資本金二億圓ヲ超エ三億圓以下ナルトキ 百分ノ一四五  
 拂込資本金二億五千萬元ヲ超エ三億圓以下ナルトキ 百分ノ一四〇  
 拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ 百分ノ一二五  
 拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ 百分ノ一〇〇  
 拂込資本金五億圓ヲ超ユルトキ 百分ノ一〇〇

**第九條** 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ナル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

**第十條** 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依ル許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

**第十一條** 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ年數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一年トス

**第十二條** 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準則ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依ル許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

南洋廳長官ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ

**第十三條** 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依ル許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

**第十四條** 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第八號様式ニ依ル許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

**第十五條** 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額(年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七分ノ三、日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ)トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ南洋廳長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

二 轉職者ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百十二ニ相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク

**第十六條** 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 滿六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 滿十八歳未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

四 不具廢疾者ニシテ同一戸籍内ニ在ル者

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

(第六回追録)

(第六回追録)

ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付南洋廳長官ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依ル承認申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

**第十六條ノ二** 令第十八條ノ規定ニ依リ轉職者又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ支給ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ二様式ニ依ル許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

**第十七條** 令第十九條ノ限度ハ各昇給期ニ於ケル昇給該當者(令第十九條第二項各號ノ昇給該當者ヲ除ク以下同ジ)ニ改ムノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ十五日ヲ超ユルトキハ之ヲ一月トシ十五日以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ

**第十七條ノ二** 令第十九條第二項第二號ノ金額ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額トシタル金額トス

**第十八條** 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依ル許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

**第十九條** 令第二十條第四號ノ家族手當ハ社員ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月三圓ノ割合ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ五〇

**第二十條** 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス

一 傷病手當

二 休職者ニ對スル手當

三 應召者又ハ入替者ニ對スル手當

四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當

五 特殊地域通勤手當

六 交通業ニ従事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當

七 電力供給業ニ従事スル社員ニ對スル電力ノ盗用防止手當

八 保險料ノ補給

九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益

十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ

**第二十一條** 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社ガ當該賞與期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス

**第二十二條** 令第二十一條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社ガ之ト異ナル期間ヲ定メテ南洋廳長官ニ届出デタルトキハ其ノ期間ニ依ル



第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ五一

第二十三條 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際第三章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ本令施行後六十日以内ニ、其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル後六十日以内ニ別表第十一號様式ニ依ル届書ヲ南洋廳長官ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

- 一 當該賞與及手當ノ合計金額中令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支給スルトキ但シ其ノ超過金額ハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支給總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ
(甲) 國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ヲ以テ支給シ又ハ郵便貯金ト爲サシメ當該會社ニ於テ當該國債證券貯蓄債券若ハ報國債券又ハ當該郵便貯金ノ通帳ヲ本人又ハ家族ノ病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ヲ生ジタル場合ノ外當該社員ノ退職ニ至ル迄保管スルモノ
(乙) (甲)ニ規定スルモノノ外南洋廳長官ノ承認ヲ受ケタル方法

第二十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第二十六條 令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第二十七條 令第二十三條ノ規定ニ依ル社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十五號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ本令施行後六十日以内ニ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金準則ノ報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第三十條 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第三十一條 令第二十九條第一項ノ基準月額トハ昭和十六年九月三十日以前最終ニ決算確定シタル二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度ニ上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ニ於テ支出シタル機密費等ノ合計金額ヲ其ノ二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度ニ上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ南洋廳長官ニ報告スベキ會社ハ昭和十六年十一月三十日迄ニ別表第十九號様式ニ依リ報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第三十二條 令第二十九條第二項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ニ付南洋廳長官ノ承認ヲ受クベキ會社ハ昭和十六年十月一日以後設立セラレタル會社又ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社ニ在リテハ其ノ設立又ハ合併後、資本増加又ハ合併後六十日以内ニ、九月三十日以前設立セラレタル會社若ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ資本増加若ハ合併ニ因リ資本百萬元以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後、資本増加後又ハ合併後決算確定シタル事業年度ナキ會社ニ在リテハ同年十一月三十日迄ニ別表第二十號様式ニ依リ承認申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第三十三條 令第二十九條第三項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ノ増額ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第三十四條 令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ同項ノ規定スル金額ヲ超ユル機密費等ノ支出ヲ爲スニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十一號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第三十四條ノ二 令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ寄附金等ノ豫定額ヲ南洋廳長官ニ報告スベキ會社ハ每事業年度開始ノ三十日前迄(豫定額)

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ五一

〔第六回追録〕

立又ハ合併ニ因リ設立後最初ノ事業年度ニ在リテハ其ノ事業年度開始後六十日以内)ニ別表第二十二號様式ニ依リ報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ但シ昭和十六年八月三日以後同年十二月三十日以前ニ開始スル事業年度(同年十月一日以後ノ設立又ハ合併ニ因リ設立後最初ノ事業年度ヲ除ク)ニ關スル報告書ハ同年十一月三十日迄ニ之ヲ提出スベシ

第三十四條ノ三 令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告額ヲ超エル寄附金等ノ支出ヲ爲スニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十三號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第三十五條 資本金二十萬元以上ノ會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ

- 一 額面總額五萬元以上ノ外國ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
二 株數二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
三 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ取得セントスルトキ
四 株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有スル株式ト合シテ一會社ノ株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至ルベキトキ
五 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スル場合ニ



第十六章 軍事

於テ當該株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有スル株數ガ當該會社ノ總株數ノ三分ノ一以下トナルベキトキ

- 前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ
二 南洋群島臨時資金調整令其ノ他ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテ株式ノ引受ヲ爲ストキ
三 南洋群島臨時資金調整令其ノ他ノ法令ニ依リ資本増加ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該資本増加ニ依ル株式ノ割當ヲ受ケタルトキ
四 南洋群島臨時資金調整令其ノ他ノ法令ニ依リ合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該合併ニ因リ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存続スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ
五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルトキ
六 株式ノ消却ヲ爲ス爲自己ノ株式ヲ取得スルトキ
七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ擔保タル株式ヲ取得スルトキ
八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルトキ
會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有スル株主タル他ノ會社ノ株式ヲ取得セントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ南洋廳長官ノ許可ヲ受ク

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ五三

第一項及前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 第三十六條 前條ノ規定ニ依リ株式ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十四號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數量及價額ニ關スル明細書
第三十七條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ特許權續業權、又ハ漁業權(以下無體財產權ト總稱ス)ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產權ノ價額ガ一件五萬圓未滿ナルトキ
二 南洋群島臨時資金調整令其ノ他ノ法令ニ依リ會社ノ設立、資本増加又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株金、出資金又ハ現物出資ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
三 社債収入金ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
四 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ無體財產權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ

〔第六回追録〕

五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付必要ナル無體財產權ヲ取得スルトキ

六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ
前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ
第三十八條 前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入ニ付南洋廳長官ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十六號様式ニ依リ許可申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
三 資金ノ借入ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
四 會社ノ現在ノ借入金ノ借入先、種類、金額、用途其ノ他ニ關スル明細書

第十六章 軍事

第四章 諸報告

〔第六回追録〕

第四十條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ本令施行後六十日以内ニ別表第二十七號様式ニ依リ會社概況報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ
前項ニ於テ本令施行後六十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後六十日以内トス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬圓未滿ノ會社ハ本令施行後六十日以内ニ別表第二十八號様式ニ依リ會社概況報告書ニ最終ノ貸借對照表ヲ添ヘ之ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ
第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ本令施行後六十日以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ旅費規程ヲ南洋廳長官ニ報告スベシ

前項ニ於テ本令施行後六十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ依リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後六十日以内トス
前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ南洋廳長官ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ南洋廳長官ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ每事業年度ノ決算確定後六十日以内ニ別表第三十號様式ニ依リ會社經理狀況報告書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ
前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ五四



第十六章 軍事

- 一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書
  - 二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金及給與狀況調査書
  - 三 別表第三十三號様式ニ依ル特殊支出調査書
  - 四 財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類
- 第五章 雜則
- 第四十四條 南洋廳長官ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ五五

令ニ依リ提出スベキ許可指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ届書及之ニ添付スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

南洋廳長官ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ本令ニ定ムルモノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

區分	標準	基本給料月額額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	八十五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	八十圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	六十五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	六十圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	五十五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	五十圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	三十五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	三十圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	二十五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	二十圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	十五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	十圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	五圓
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	一圓

〔第六回追録〕

別表 第一號様式ノ一(第二條)

利益配當許可申請書	
南洋廳長官	會社ノ本店ノ所在場所(1)
昭和 年 月 日	商 號(2)
	資本金(3) (拂込) 圓
	代表者氏名(4) 氏名
	電話番號
會社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)
當該利益配當ノ屬スル事業年度	第 期 自 至
當該事業年度	當該利益配當支拂開始豫定期日
豫定配當率(7)	申請ノ事由(11)
豫定配當金(7)	
自己資本(8)	
一號配當率(9)	
二號配當率(10)	
當該事業年度及其ノ前三事業年度ノ業績概要	
當該事業年度ニ於テ政府ヨリ受ケタル補助金、補給金、損失補償金其ノ他ノ交付金、	
期 別	交付官廳名
區 分	交付金ノ名稱
平均扱込資本金(12)	交付金額
利益率(13)	備 考
配當率	
留保率(14)	
會社ノ社歴ノ(14)	
其ノ他參	

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ五六



第二號様式ノ一(第三條)

配當率指定申請書					
南洋廳長官	會社ノ本店ノ所在場所(1)				
	商號(2)				
	資本金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4) 印				
	電話番號		擔當者氏名		
會社ノ營業主タル事業(5)			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		
當該利益配當ノ屬スル事業年度		第 期 自 至	當該利益配當支拂開始豫定期日		
當該事業年度	豫定配當率(7)		申請ノ事由(10)		
	豫定配當金(7)				
	自己資本(8)				
	一號配當率(9)				
被合併會社名(11)					
合併直前	區分				合併ノ年月日
	拂込資本金				合併條件ノ概要
	拂込資本金以外ノ株主資本(12)				
計					
合併ニ因ル計算(13)	受入資産ノ價額				
	交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額				
	合併差益金				
	合併慰勞金等				
合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率、留保率(14)					
會社名					
區分				其ノ他參考事項	
利 益 率		配 當 率			
配 當 率		留 保 率			
留 保 率		留 保 率			
當該事業年度ニ於テ政府ヨリ受ケタル補助金、補助金、損失補償金其ノ他ノ交付金		交付官廳名	交付金ノ名稱	交付金額	備考

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第一號様式ノ二(第二條)

自己資本計算			
科 目(16)	金 額(17)	計 算 基 礎(18)	
拂 込 資 本 金			
法 定 準 備 金			
繰 越 益 金			
額 面 超 過 金 中 積 立 金			
合 併 差 益 金 中 積 立 金			
減 資 差 益 金 中 積 立 金			
計			
施行規則第一條但書ニ依ル支廳長ノ證明ヲ受ケタル金額			
合 計			
繰 越 欠 損 金			
施行規則第一條第二項ノ認定金額			
計			
差 引 合 計			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)







第四號様式ノ二(第六號)

第十六章 軍事

事業年度 最近事業年度 自 至	事業年度		其ノ他 参考事項
	第 期 自 至	第 期 自 至	
平均拂込資本金			
役員數			
役員給與	報酬總額		
	賞與總額		
	雜給與總額		
	臨時ノ給與總額		
計			
施行規則第七條ノ純益金			
(15) 法定賞與額			
配當率			

事業年度 最近事業年度 自 至	事業年度		其ノ他 参考事項
	第 期 自 至	第 期 自 至	
平均拂込資本金			
役員數			
役員給與	報酬總額		
	賞與總額		
	雜給與總額		
	臨時ノ給與總額		
計			
施行規則第七條ノ純益金			
(16) 法定賞與額			
配當率			

合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照 (17)

日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ六二

第四號様式ノ一(第六條)

第十六章 軍事

役員報酬支給許可申請書							
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)						
	商 號(2)						
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓					
	代表者氏名(4)	印					
	電 話 番 號	擔當者氏名					
會社ノ設立年月日							
會社ノ營業主タル事業(5)			工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)				
當該報酬屬スル事業年度(7)	第 期 自 至	年 月 日現在	役員數(8)	社員數(8)			
申請報酬額(9)			會社ノ定=依ル 最高限度額(10)				
不要許可額(11)			不要許可額ノ屬 スル事業年度(12) 第 期 自 至				
報酬支給内譯 (13)	區 分	當該事業年度			不要許可額ノ屬 スル事業年度		
		員 數	金 額	貯蓄額	員 數	金 額	貯蓄額
	役 名						
	計						
備 考 (社員兼務役員ノ社 員給與)							
申請ノ事由(14)							

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ六一



第五號様式ノ二(第十條)

事業年度	當該事業年度			
	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
區 分	自 至	自 至	自 至	自 至
平均拂込資本金				
役 員 數				
報 酬 總 額				
賞 與 總 額				
雜 給 與 總 額				
臨 時 ノ 給 與 總 額				
計				
(14) 施行規則第七條ノ純益金				
法 定 賞 與 額				
配 當 率				
會社名				
事業年度				
區 分	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
	自 至	自 至	自 至	自 至
平均拂込資本金				
役 員 數				
報 酬 總 額				
賞 與 總 額				
雜 給 與 總 額				
臨 時 ノ 給 與 總 額				
計				
(15) 施行規則第七條ノ純益金				
法 定 賞 與 額				
配 當 率				
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照 (16)				
其參項ノ考他事				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第五號様式ノ一(第十條)

役員賞與支給許可申請書							
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)						
	商 號(2)						
	資 本 金(3)	(拂込) 圓					
	代表者氏名(4)	◎					
	電 話 番 號	擔當者氏名					
會 社 ノ 設 立 年 月 日							
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業 (5)			工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)				
當該賞與ノ屬スル事業年度	第 一 期	第 二 期	賞與支給豫定期	期末現在役員數	期末現在社員數		
申請賞與額(7)			會社ノ定=依ル最高限度額(8)				
純益金=對スル申請賞與額ノ割合			同上ノ定ノ拔萃(9)				
不可要額許(10)	法定賞與金	算出ノ基礎					
	前期賞與額	算出ノ基礎					
	令第十三條第二項ノ規定=依ル金額	算出ノ基礎					
當該事業年度ノ純益金計算(11)	會社ノ決算上ノ利益金			差引純益金			
賞 與 支 給 内 譯 (12)	區 分	當 該 事 業 年 度			直 前 事 業 年 度		
		員 數	金 額	貯蓄額	員 數	金 額	貯蓄額
	役 名						
申 請 由 (13)							

日本標準規格 B5 182×257 耗)



第七號様式(第十三條)

役員退職金支給許可申請書			
南洋廳長官 殿	会社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電話番號	擔當者 氏名	
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日		
会社ノ營ム主 タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)	
退職金ノ支給 ヲ受クル者	姓 名		
	氏 名		
	年 齡		
	在職年數(7)		
	退職前一年間ノ 報酬支給額		
	不要許可額(8)		
	申請額(9)		
	在職中ノ報酬額 支給(10)		
	在職中ノ賞與支 給額(10)		
	支給ノ方法、時期及 支出科目(11)		
申請ノ事由(12)			
其ノ他参考事項(13)			

日本標準規格 B5 182×257 耗

〔第六回追録〕

第六號様式(第十二條)

役員退職金準則(變更)許可申請書				
南洋廳長官 殿	会社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資本金(3)	(拂込)	圓	
	代表者氏名(4)	印		
	電話番號	擔當者 氏名		
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日			
会社ノ營ム主 タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)		
賞與支給内課 ニ於ケル役員報酬 (11)	受給者ノ資格 支給ノ條件(8)	既往ノ實績(13)		
		金額又ハ割合(9)	退職役員氏名	
		支給ノ方法(10)	退職當時ノ役名	
	支給ノ時期	區分	報 酬	賞 路
			員數 金額	員數 金額
	最 近 一 年 間 内 課 員 數 金 額	職 中	報 酬 總 額	賞 與 總 額
		支 給 金 額	報 酬 總 額 及 賞 與 總 額 ノ 合 計	支 給 金 額
			支 給 年 月 日	支 給 年 月 日
	備 考(12)	其ノ他参考事項(41)		

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕



第九號様式(第十六條)

第十六章 軍事

社員初任基本給料準則承認申請書				
南洋廳長官 殿	会社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資本金(3)	(拂込)	圓	圓
	代表者氏名(4)		印	
	昭和 年 月 日	電話番號	擔當者 氏名	
会社ノ 設立年月日				
会社ノ營ム主タル 事業 (5)		工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)		
經歷、技能、學歷	申請 初任基本給料	職務(7)	現在人員(8)	現在人員ノ初 任基本給料(9)
申請ノ事由(10)				
其ノ他參考事項				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ六八

〔第六回追録〕

第八號様式(第十四條)

第十六章 軍事

役員臨時給與支給許可申請書					
南洋廳長官 殿	会社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資本金(3)	(拂込)	圓	圓	
	代表者氏名(4)		印		
	昭和 年 月 日	電話番號	擔當者 氏名		
会社ノ 設立年月日					
会社ノ營ム主タル 事業 (5)		工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)			
當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度	第 期 自 至	年 月 日現在	役員數(7)	社員數(7)	
申請額	支給豫定時期				
支 給 内 譯 (8)	區 分 役 名 員 數	受 給 額	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ支給シタル 報 酬 賞 與		備 考
支給ノ方法及 支出科目(9)					
申請ノ事由(10)					
既往ニ於ケル類似ノ臨時 給與ノ支給年月日、金額 及支給ヲ受ケタル役員ノ 職名及員數					
其ノ他參考事項					

日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ六七



第十號様式ノ一(第十八號)

第十六章  
軍事

社員昇給許可申請書					
南洋廳長官 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)		印		
	電 話 番 號		擔當者氏名		
會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)		工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)			
許ト 可ス ヲル 受昇 ケ給 ン(7)	昇給金額	既昇 往給 一 年 間 ノ(8)	昇給期		
	昇給限度		昇給金額		
	昇給前ノ 基本給料		昇給前ノ 基本給料		
	昇給人員		昇給人員		
	昇給豫定期		昇給人員		
區 分	昇 給 前		昇 給 後		員 數
	基本給料月額	一人當平均	基本給料月額	一人當平均	
昇給セザル者					
昇給該當者					
計					
申請ノ事由(9)					
其ノ他 参考事項					

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ七〇

〔第六回追録〕

第九號ノ二様式(第十六條ノ二)

第十六章  
軍事

社員初任基本給料支給許可申請書					
南洋廳長官 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)		印		
	電 話 番 號		擔當者氏名		
會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會社ノ營ム主タル 事業(5)		工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)			
社員初任基本給料ノ支給ヲ受クル者	役 職 名(7)				
	氏 名(8)				
	年 齡(9)				
	學 歴(10)				
	前 勤 務 先(11)				
	職 最後=受ケタル 報酬又基本給料 (12)				
	特 別 ノ 經 歴 又 ハ 技 能				
申請初任基本給料(13)					
前ト比較 ト給對 探與照 用後(14)					
其ノ他 參考事項					

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ六九



第十一號様式(第二十三條)

第十六章 軍事

賞與期間(變更)届書					
南洋廳長官 股	會社ノ本店ノ所在場所(1)				
	商號(2)				
	資本金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)		印		
	電話番號		擔當者氏名		
昭和 年 月 日		會社ノ設立年月日			
會社ノ營業		役員年及社員現在數(6)		役員社員	
主タル事業(5)					
會社ノ定メタル賞與期間及支給期(7)	區別	第一期	第二期	第三期	第四期
	賞與期間				
變更前ノ賞與期間及支給期(8)	賞與期間				
	支給期				
備考(9)	備				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ七二

第六回追録

第十號様式ノ二(第十八條)

第十六章 軍事

社員ノ學歷年齡別員數(10)											
學歷	年齡	二十歲未滿	二十歲以上	二十五歲以上	三十歲以上	三十五歲以上	四十歲以上	四十五歲以上	五十歲以上	五十五歲以上	計
		官立大學	技術								
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官立專門學校	技術										
	事務										
私立專門學校	技術										
	事務										
甲種工業學校											
乙種工業學校											
甲種商業學校											
乙種商業學校											
中學校											
高等女學校											
國民學校高等科											
國民學校初等科											
其ノ他											
計											
備考	備										

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

(第六回追録)

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ七二



第十三號様式(第二十五條)

社員賞與支給許可申請書										
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)									
	商 號(2)									
	資 本 金(3)		(拂込)		圓					
	代表者氏名(4)		印							
	電 話 番 號		擔當者 氏 名							
昭和 年 月 日	會 社 / 設 立 年 月 日									
會 社 / 營 業 主 タ ル 事 業 (5)			工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)							
當 該 賞 與 期 間 自 至			年 月 日 現在							
當 該 賞 與 期 間 / 屬 ス ル 事 業 年 度			役 員 數 (7)		社 員 數 (7)					
不 限 要 度 許 可 (8)	施 行 規 則 第 二 十 一 條 ノ 限 度		算 出 ノ 基 礎							
	施 行 規 則 第 二 十 四 條 第 一 項 第 一 號 ノ 限 度		算 出 ノ 基 礎							
申 請 額 (9)			基 本 給 料 = 對 ス ル 割 合		支 給 ノ 時 期					
申 事 請 由										
年 度 別	給 與 區 分		基 本 給 料	令 第 二 十 一 條 各 號 ノ 手 當	其 他 手 當 (イ)	賞 與 (ロ)	(イ)ト (ロ)ノ 計(ハ)	合 計	(ハ)ノ基 本 給 料 = 對 ス ル 割 合	
	摘 要									
	當 期 給 該 間 賞 與 ノ 與	支 給 額								
	直 前 給 該 間 賞 與 ノ 與	支 給 額								
前 賞 中 該 間 給 與 ノ 與	支 給 額									
當 年 蓄 法 該 度 ノ 方 業 貯 (10)			其 事 項 他 參 考							

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ七四

第十二號様式(第二十四條)

社員賞與支給方法承認申請書						
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)		(拂込)		圓	
	代表者氏名(4)		印			
	電 話 番 號		擔當者 氏 名			
昭和 年 月 日	會 社 / 設 立 年 月 日					
會 社 / 營 業 主 タ ル 事 業 (5)			役 員 年 月 日 數 現 在		社 員	
支 給 方 法						
管 理 方 法 (6)						

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ七三

(第六回追録)

(第六回追録)



第十五號様式(第二十七條)

社員臨時給與支給許可申請書						
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)		(拂込)		圓	
	代表者氏名(4)		印			
	電 話 番 號		擔當者 氏 名			
昭和 年 月 日	會 社 立 立 年 月 日					
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業(5)		工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)				
支給ノ條件(7)		支給額ノ決定方法(8)				
支給人員		支給金額				
受給者ノ 勤務場所(9)		申請ノ月ノ前月中ニ支給 シタル受給者ノ基本給料				
受給者ト同一場所ニ 勤務スル社員數(10)		同上ニ對スル支給金額ノ 割合				
會社ノ社員數(11)		申請ノ月ノ前月以前年間 ニ受給者ニ支給シタル賞 與手當ノ合計額(12)				
支給ノ豫定期		當該臨時ノ給與ノ屬スル 事業年度				
支給ノ事由(13)						
支給ノ方法及支出科目(14)						
既往ニ於ケル臨時 給與支給ノ有無(15)		支 年 月 日	支給事由	支給ヲ 受ケタル 員數	支給額 (イ)	基本給 料月額 (ロ)
					(イ)ノ (ロ)ニ對 スル割合	

(日本標準規格 B5 182×257耗)

第十四號様式(第二十六條)

社員賞與經費支出許可申請書						
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)		(拂込)		圓	
	代表者氏名(4)		印			
	電 話 番 號		擔當者 氏 名			
昭和 年 月 日	會 社 立 立 年 月 日					
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業(5)		工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)				
當該賞 與期間	自 至	賞與手當ヲ經 費トシテ經理 セントスル事 業年度	第 期 自 至	年 月 日現在	役員數 (7)	社員數 (7)
令第二十一條ノ限度(8)		經費トシテ經理セン トスル額(10)				
限 度 超 過 額(9)		賞與期間中ニ於ケル 基本給料支給總額				
經費トシテ經理スル ノ要アル事由(11)						
當該賞 與期間 及其ノ前 二賞與 期	賞 與 期 間	當該賞與自 至	自 至	自 至		
	賞 與 手 當					
	賞與手當ノ合計					
	同上金額中經費トシテ 經理シタル金額(イ)					
	基 本 給 料(ロ)					
(イ)ノ(ロ)ニ對スル割 合						
賞與事業 年度及度 ヲ其ノ前 ニシテ事 業(13)	事 業 年 度	當該事業自 至	第 期 自 至	第 期 自 至		
	平 均 拂 込 資 本 金					
	利 益 率					
	配 當 率					
留 保 率						
其ノ他 參考事項						

(日本標準規格 B5 182×257 耗)



第十七號様式(二十八  
第二十九條  
三十)

社員手當準則 報 承 認 申 請 書 制定變更許可申請			
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)	Ⓢ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
	社 員 數(7)	( 年 月 日現在)	
會社ノ營ム主 タル事業(5)	工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)		
手當ノ種類(8)			
手當ノ名稱(9) 區 分			
支給ノ條件(10)			
金額、數量 又ハ割合(11)			
支給ノ時期			
制定又ハ變更ス ルノ要アル事由 (12)			
報告又ハ申請ノ 時ノ受給人員 (13)			
備 考			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第十六號様式(二十八  
第二十九條  
三十)

役員雜給與準則 報 承 認 申 請 書 制定變更許可申請			
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)	Ⓢ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營ム主 タル事業(5)	工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)		
雜給與ノ 標 準(7)	種 類		
受給資格又ハ 支給ノ條件(8)			
金額數量 又ハ割合(9)			
支給ノ時期			
制定又ハ變更ス ルノ要アル事由 (10)			
報告又ハ申請ノ 時ノ受給人員 (11)			
備 考			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)



第十九號様式(第三十一條)

第十六章  
軍事

機密費等基準月額報告書					
南洋廳長官 殿  昭和 年 月 日		会社ノ本店ノ 所在場所(1)			
		商 號(2)			
		資本金(3)		(拂込) 圓 圓	
		代表者氏名(4)		Ⓜ	
		電話番號		擔當者 氏名	
		会社ノ 設立年月日			
会社ノ營業 主タル事業(5)		工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)			
昭和十六年九月三十日以前最終ニ決算(7)	事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至	基準月額(8)	基準月額算 出ノ基礎(9)
	機密費			其ノ他参考事項	
	交際費				
	接待費				
	廣告宣傳費				
	其ノ他				
	計				
期末拂込 資本金					
支店、 工場等及其ノ所在 (10)	名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地	

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ八〇

〔第六回追録〕

第十八號様式(第二十九條)  
二十八  
三十

第十六章  
軍事

社員退職金準則承認申請書 制定變更許可申請			
南洋廳長官 殿  昭和 年 月 日		会社ノ本店ノ 所在場所(1)	
		商 號(2)	
		資本金(3)	
		(拂込) 圓 圓	
		代表者氏名(4)	
		Ⓜ	
電話番號		擔當者 氏名	
会社ノ 設立年月日			
会社ノ營業 主タル事業(5)		工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)	
支給者ノ資格(7) 支給ノ条件 區 分			
金額又ハ割合(9)			
支給方法(10)		支給時期	
制定又ハ變更スル ノ要アル事由(11)			
備 考			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ七九



第二十一號様式(第三十四條)

機密費等基準月額超過支出許可申請書					
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)	(拂込) 圓			
	代表者氏名(4)	印			
	電 話 番 號	擔當者 氏 名			
昭 和 年 月 日	會 社 立 立 年 月 日				
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)				
當該事業年度 第 期自至	不要許可額(8)				
申 請 額 (7)	同上算出ノ基礎(9)				
基 準 月 額					
申 請 額 ノ 内 譯 (10)	機 密 費	申 請 ノ 事 由 (11)			
	交 際 費				
	接 待 費				
	廣 告 宣 傳 費				
	其 ノ 他				
計					
當 前 該 二 事 業 年 度	事業年度 第 期自至	第 期自至	其ノ他參考事項		
	機密費等ノ 支出實蹟				
	期末拂込資本金				
	利 益 率(12)				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

(第六回追録)

第二十號様式(第三十二條)

機密費等基準月額承認申請書					
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)	(拂込) 圓			
	代表者氏名(4)	印			
	電 話 番 號	擔當者 氏 名			
昭 和 年 月 日	會 社 立 立 年 月 日				
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業場=付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)				
申請ノ日ノ屬スル 事業年度 第 期自至	會社ノ 經 歷(7)				
申請基準月額(8)					
申請當時ノ基準 月額(9)					
申由 申請ノ事 (10)					
支店、 工場等 及其ノ所 (11)	名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地	
合 社 終 併 前 各 會	會 社 名				
	事業年度 第 期自至	第 期自至	第 期自至	第 期自至	
	基準月額				
	期末拂込 資本金				
	利 益 率(12)				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

(第六回追録)



第二十三號様式(第三十四條ノ三)

第十六章 軍事

寄附金等豫定超過支出許可申請書				
南洋廳長官 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資本金(3)	(拂込)	圓	圓
	代表者氏名(4)	印		
	電話番號	擔當者 氏名		
	會社ノ 設立年月日			
會社ノ營業 主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)			
支出ノ屬スル事業年度		第 期 自 至		
申請額(7)		不要許可額(8)		
寄附金ノ種類(9)	豫定額(10)	豫定超過額	計	豫定額ヲ超エテ支出 ヲ爲スノ要アル事由
計				
經理ノ 方法	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他(11)			
其參考 事項				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ八四

第二十二號様式(第三十四條ノ二)

第十六章 軍事

寄附金等支出豫定額(變更)報告書				
南洋廳長官 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資本金(3)	(拂込)	圓	圓
	代表者氏名(4)	印		
	電話番號	擔當者 氏名		
	會社ノ 設立年月日			
會社ノ營業 主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無(6)			
支出豫定額		豫定額ノ屬スル 事業年度(8)	第 期 自 至	
支出豫定額中主ナルモノ (7)	寄 附 先	金 額	寄附ヲ爲スノ要アル事由(9)	
事 業 年 度	豫定額ノ屬スル 事業年度(8)	報告ノ日ノ屬ス ル事業年度(10)	其ノ他參考事項(12)	
經理ノ 方法	經支			
	費用 利益 金分			
	其ノ他(11)			
計				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

〔第六回追録〕

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ八三



南洋廳長官

昭和 年 月

株式 取得 許 可 申 請 書

本店ノ所在場所 號 者

資本 金 拂込資本 號

(擔當者)

取得 處分	セントラル株式=關スル事項	取得 處分	セントラル株式ヲ對テ關スル事項	申請者ノ 關スル 事項	申請者ニ 關スル 事項 (13)	所有 株式 總額 (14)	昭和 年 月 日現在(15)	前事業年度末 株式總額(16)	其ノ他ノ株式 合 計	其ノ他 參考事項 (17) (18)										
銘柄	株(1)	合 計	商 號	住 所	資本金(内拂込)	最近 配當率	申請者ノ所有株式 數及所有率(8)	申請者現 在 高 貸付金ニ對スル 申請者トノ關係 (9)	主ナル事業(10)	生 産 高 又 ハ 賃 上 高(11)	資 金 ノ 調 達 方 法 株式取得ニ因リテ得ル 資金タルニ資分 (12)	株式總數=對スル 割合ノ記帳 (3)	株式總額 (4)	會 社 割 ノ 方 法(5)	取 得 處 分 方 法(6)	受 讓 先 關スル事項(6)	氏名又ハ名稱	住所	申請者ト取得 處分ニ關スル關係(7)	取得 處分ニ必要トスル事由

【第六回照録】

【第六回照録】

南洋廳長官

昭和 年 月

株式 取得 許 可 申 請 書

本店ノ所在場所 號 者

資本 金 拂込資本 號

(擔當者)

取得 處分	セントラル 無體財產 權	取得 處分	無體財產權ノ內容(2)	取得 價 額	氏名又ハ商號	住 所	申請者トノ關係
種 類(1)	無體財產權ノ內容(2)	取得 價 額	無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要(3)	無體財產權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財產權ノ處分ニ因リテ得ル資金ノ代リ金ノ用途	受 讓 先	住 所	申請者トノ關係
取得 處分	必要トスル事由	取得 價 額	無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要(3)	無體財產權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財產權ノ處分ニ因リテ得ル資金ノ代リ金ノ用途	申請者ノ營業ノ概要	住 所	申請者トノ關係
取得 處分	必要トスル事由	取得 價 額	無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要(3)	無體財產權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財產權ノ處分ニ因リテ得ル資金ノ代リ金ノ用途	申請者ノ營業ノ概要	住 所	申請者トノ關係
取得 處分	必要トスル事由	取得 價 額	無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要(3)	無體財產權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財產權ノ處分ニ因リテ得ル資金ノ代リ金ノ用途	申請者ノ營業ノ概要	住 所	申請者トノ關係
取得 處分	必要トスル事由	取得 價 額	無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要(3)	無體財產權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財產權ノ處分ニ因リテ得ル資金ノ代リ金ノ用途	申請者ノ營業ノ概要	住 所	申請者トノ關係



南洋廳長官 昭和 年 月 日提出

資金借入許可申請書  
本店ノ所在場所  
商代表者

資本金  
振込資本金額  
電話番號  
(擔當者)

借入先ノ姓名(1)	借入ノ時期	借入ノ方法(2)	利率	返済ノ時期及返済ノ方法(3)	擔保其ノ他ノ條件(4)	借入金ノ用途(5)(6)(7)(8)	借入先ノ關係事項(9)	住所	資本金額(拂込資本金)	最近ノ事業年度ニ於ケル利益金及配當率	申請者トノ關係	事業ノ概要	借入ヲ必要トスル事由	其ノ他參考事項
申請者ニ關スル事項	申請者ノ概要	申請者ニ關スル事項	申請者ノ概要	申請者ニ關スル事項	申請者ノ概要	申請者ニ關スル事項	申請者ノ概要	申請者ニ關スル事項	申請者ノ概要	申請者ニ關スル事項	申請者ノ概要	申請者ニ關スル事項	申請者ノ概要	申請者ニ關スル事項
資産及資本構成(10)	昭和 年 月 日現在	直前事業年度末	借入ノ總額(11)	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合	借入ノ割合
資産	流動資産	固定資産	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金
資本	資本金	準備金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金	借入金
其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

【第六回追録】

會社概況報告書(甲)						
南洋廳長官 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所(1)					
	商號(2)					
	資本金(3)	(拂込) 圓				
	代表者氏名(4)	Ⓜ 擔當者氏名				
	電話番號	會社ノ設立年月日				
會社ノ營ム主タル事業(5)	役員其ノ他從業者數( 年 月 日現在)(7)					
	區分	男	女	計		
	役員	機關			其ノ他	
	社員	技術者			事務者	
工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケルノ有無(6)	船員				勞務者	
	勞務者					
最近三年間ニ於ケル資本金異動(9)						
主タル株主二十名日現在(10)	氏名	株式數	氏名	株式數	氏名	株式數
計						總株式數ニ對スル割合

【第六回追録】



第二十九號様式(第四十二條)

旅費規程報告書							
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ所在場所 (1)						
	商 號 (2)						
	資本金 (3)		(拂込)		圓		
	代表者氏名 (4)		印				
	電 話 番 號		擔當者氏名				
會社ノ設立年月日							
會社ノ營ム主タル事業 (5)			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)				
種 類	資 格 (7)	鐵道及船賃		車馬賃 (一軒當)	日 當	宿泊料	食卓料
		鐵道	船				
		等	等				
		等	等				
地方別 = 日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細 (8)							
區 分	種 別	金 額		地 方 別			
日							
當							
宿泊料							
其ノ他參考事項							

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十八號様式(第四十一條)

會社概況報告書(乙)							
南洋廳長官 殿	會社ノ本店ノ所在場所 (1)						
	商 號 (2)						
	資本金 (3)		(拂込)		圓		
	代表者氏名 (4)		印				
	電 話 番 號		擔當者氏名				
會社ノ設立年月日							
會社ノ營ム主タル事業 (5)			工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)				
役員其ノ他從業者數 (7)				支拂給與 (8)			
區 分	男	女	計	報酬、給料、賃金月額	手當及賞與年額		
役 員	概關タルモノ						
	其ノ他						
社 員	技術者						
	事務者						
	囑託者等 (9)						
勞務者							
年 月 日現在				年 月分	年月以前一年分		
主タル株主二十名日現在 (10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數	
						計	
				〇〇株式數ニ對スル割合			

(日本標準規格B5 182×257耗)







第三十三號様式(第四十三條)

				商 號	
特殊支出調書(第 期自 至 )					
機 密 費 等					
區 分	基準月額 (1)	基準月額=當該事 業年度ノ月額ヲ乘 ジテ得ベキ金額(2)	當該事業年 度支出實蹟	直前事業年 度支出實蹟	備考(3)
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				
寄 附 金 等					
區 分	寄附金支 出豫定報 告額(4)	當該事業年 度支 出 實 蹟	直前事業年 度支 出 實 蹟	備 考(6)	
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				
福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出					
區 分	當該事業 年度支 出 實 蹟	直前事業年 度支 出 實 蹟	備 考		
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				
研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出					
區 分	當該事業 年度支 出 實 蹟	直前事業年 度支 出 實 蹟	備 考		
金 額					
經理ノ方法	經費支出				
	利益金處分				
	其ノ他(4)				
其ノ他 考 考 項					

(日本標準規格 B 5 182×257 耗)

第三十二號様式(第四十三條)

				商 號				
利益配當金及給與狀況調書(第 期自 至 )								
利 益 配 當 金 (1)								
平均拂込資本金		前期配當率						
當期利益金		一號配當率						
當期配當金		二號配當率						
當期配當率		令第四條ノ指定配當率						
配當金以外ノ社外流出金		固定資産償却金	( )					
社 内 留 保 金		税金引當金	( )					
給 與 狀 況								
役員、社員其ノ 他從業者數(2)	役 員	社 員	船 員	勞 務 者				
金 錢 = 依 ル 給 與								
種 別	給與總額	内 譯	報酬又ハ 基本給料	賞 與	令第二十條ノ 手當以外ノ 手當	雜給與又ハ 令第二十條ノ 手當	臨時ノ 給 與	退職金
役員給與								
社員給與(3)								
船員給與								
勞務者給與								
計								
役 員 給 與			社 員 給 與					
報酬支給額	不要許可額 (4)	賞與期間(11)	令第二十條ノ 超過額 (13)					
賞與支給額	合第十三條第 二項ノ金額(6)	賞與期間中ニ於ケル 基本給料總額						
法定賞與額(5)	同上算出ノ基 礎(7)	同上ノ四分ノ三						
報酬許可額(8)	賞與許可額 (9)	賞 與 金 (12)						
純 益 金 計 算 (10)	決算上ノ 利益金	其ノ他參 考事項	賞與期間中ニ於ケル令第二十 條ノ手當以外ノ手當			令第二十條ノ 限度		
	昇 月 日 者 數 (1)		昇 給 額 (1)	昇 給 額 (1)	昇 給 額 (1)	昇 給 額 (1)	昇 給 額 (1)	昇 給 額 (1)
昇 (14)								
差引純 益								

(日本標準規格 B 5 182×257 耗)



第十六章 軍事

第一號様式(利益配當許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
  - 相互會社ニ在リテハ主タル事務所ノ所在場所ヲ記載スルコト
  - 相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
- (3) 資本金
  - 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ株金總額、株式合資會社ニ在リテハ出資總額及株金總額ノ合計額、相互會社ニ在リテハ基金總額ヲ記載スルコト
- (4) 代表者氏名
  - 會社ニ於ケル役名ヲモ記載スルコト
  - 會社ノ營ム主タル事業
  - (イ) 會社ガ現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主タルモノヲ主タルモノノ順ニ記載スルコト
  - (ロ) 物品販賣ヲ主タル事業トスルモノニ在リテハ主タル取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
  - 陸軍ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「陸」ト記載シ海軍ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「海」ト記載シ陸軍海軍雙方ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「陸、海」ト記載シ何レノ管理モナキトキハ「無シ」ト記載スルコト
- (7) 豫定配當率、豫定配當金
  - 當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ九五

〔第六回追録〕

- (16) 科目
  - (イ) 會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
  - (ロ) 支廳長ノ證明ヲ受ケタル金額
    - 第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中支廳長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト
    - (ハ) 第一條第二項ノ認定金額
      - 第一條第二項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト
  - (17) 金額
    - (イ) 當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト
    - (ロ) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト
  - (18) 計算基礎
    - (16) 及(17)ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中ニ於テ金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動前ト異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト
    - (19) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二號様式(配當率指定申請書)記載心得
  - (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ九六

〔第六回追録〕

- (8) 自己資本
  - 第一號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト
- (9) 一號配當率
  - 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (10) 申請ノ事由
  - 豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (11) 被合併會社名
  - 合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱ヲ記載スルコト
- (12) 拂込資本金以外ノ株主資本
  - 拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (13) 合併ニ因ル受入計算
  - (イ) 受入資産ノ價額
    - 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト
    - (ロ) 交付株式ノ拂込金額及金銭ノ總額
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
  - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 豫定配當率、豫定配當金
  - 當該事業年度ニ於テ指定ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
- (8) 自己資本
  - 第二號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト
- (9) 一號配當率
  - 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (10) 申請ノ事由
  - 豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (11) 被合併會社名
  - 合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱ヲ記載スルコト
- (12) 拂込資本金以外ノ株主資本
  - 拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (13) 合併ニ因ル受入計算
  - (イ) 受入資産ノ價額
    - 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト
    - (ロ) 交付株式ノ拂込金額及金銭ノ總額



第十六章 軍事

合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ割當テラレタル株式ノ拂込金額及之ニ交付セル金銭ノ總額ヲ記載スルコト  
(合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト)

(ハ)合併差益金

(イ)受入資産ノ價格ヨリ(ロ)交付株式ノ拂込金額及金銭ノ總額ヲ差引キタル殘額ヲ記載スルコト

(ニ)合併慰勞金等

合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併契約ニ依リ解散手當、退職金、慰勞金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ合併ニ際シ社外ニ支出シタル金額(ロ)交付セル金銭ノ額ヲ含マザルモノトス)ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ガ合併契約ニ依リ合併前ニ於テ此等ノ支出ヲ爲シタル場合ハ其ノ他參考事項欄ニ其ノ金額ヲ記載スルコト)

(14)合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率、留保率、利益率及留保率ハ夫々第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト

(15)自己資本計算

第一號様式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト

(16)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三號様式(積立金使用許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營ム主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)積立金ノ現在額

(イ)令第六條ノ規定ニ依ル積立金

令第六條ノ規定ニ依ル南洋廳長官ノ命令ニ依リ積立テタル積立金ヲ記載スルコト

(ロ)其ノ他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(8)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第四號様式(役員報酬支給許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營ム主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)當該報酬ノ屬スル事業年度

許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ屬スル最初ノ事業年度ヲ記載スルコト

(8)役員數、社員數

[第六回追録]

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(9)申請報酬額

當該事業年度ニ付支給セントスル報酬ノ總額ヲ記載スルコト(事業年度ノ中途ヨリ増額支給セントスルモノナルトキハ事業年度ノ初ヨリ増額支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ基礎ヲ其ノ他參考事項欄ニ記載スルコト)

(10)會社ノ定ニ依ル最高限度額

定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト

(11)不要許可額

令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト

(12)不要許可額ノ屬スル事業年度

不要許可額ノ屬スル事業年度二以上アルトキハ最終ノ事業年度ヲ記載スルコト

(13)報酬支給内譯

(イ)役名

社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役ノ事業年度ニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員報酬額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト

(18)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十六章 軍事

[第六回追録]

第五號様式(役員賞與支給許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營ム主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)申請賞與額

當該事業年度ニ付支給セントスル賞與ノ總額ヲ記載スルコト

(8)會社ノ定ニ依ル最高限度額

定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト

(9)同上ノ定ノ拔萃

定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト

(10)不要許可額

(イ)法定賞與額

第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得タル金額ヲ記載スルコト

(ロ)算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(ハ)前期賞與額

當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第九



第十六章 軍事

條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト

(ニ)算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(ホ)令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額

令第十三條第二項各號ノ一ニ掲グル場合ニ該當スルトキ其ノ記載スルコト

(ヘ)算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(11)當該事業年度ノ純益金計算

會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト

(12)賞與支給内譯

(イ)役名

社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ区分スルコト

(ロ)貯蓄額

規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト

(13)申請ノ事由

令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營ム主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(2)ニ依リ記載スルコト

(7)受給者ノ資格

社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役監査役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト

(8)支給ノ條件

役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(9)金額又ハ割合

退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト

(10)支給ノ方法

一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載スルコト

(11)最近一年間ニ於ケル役員報酬賞與支給内譯

(イ)役名

社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスルモノアルトキハ之ヲ区分スルコト

(ロ)金額

最近一年間ニ於テ支給シタル金額ヲ記載スルコト但シ其ノ金額

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ九九

(14)當該事業年度及其ノ前三事業年度

(イ)平均拂込資本金

第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

(ロ)役員數

期末現在ニ依リ記載スルコト

(ハ)雜給與總額

金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト

(15)合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度

合併後ノ最初ノ事業年度ノ役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ

(16)合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照

合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ区分シテ其ノ役名及役員賞與額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト

(17)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第六號様式(役員退職金準則(變更)許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

ガ役員ノ事業年度中途ヨリノ就任等ノ事由ニ依リ一年間ニ付支給シタルモノニ非ザルトキハ之ヲ一年間ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ備考欄ニ記載スルコト

(12)備考

(イ)會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社職員給與臨時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ南洋廳長官ニ報告シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルコト

(ロ)南洋廳長官ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變更セントスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線、括弧其ノ他ノ適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト

(13)既往ノ實績

(イ)退職役員氏名

最近十年間ニ於テ退職シタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得)ヲ記載スルコト

(ロ)退職當時ノ役名

退職シタル役員ノ退職當時ノ役名ヲ記載スルコト

(ハ)在職中各種ノ役員ニ就任シタルトキハ各種ノ役名(社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別)ヲ記載スルコト

(ニ)二回以上役員退職金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ各支給期毎ニ記載スルコト

(14)其ノ他參考事項

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇〇



第十六章 軍事

功勞顯著ナル等ノ事由ニ依リ特ニ多額ノ退職金ヲ支給シタル者ニ付テハ其ノ事由ヲ記載スルコト

(15) 役員退職金準則許可申請書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、役員退職金準則變更許可申請書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

(16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第七號様式(役員退職金支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 在職年數

會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トス

(8) 不要許可額

第十一條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額又ハ第十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト

(9) 申請額

支給セントスル退職金ノ金額ヲ記載スルコト

(10) 在職中ノ報酬、支給額、在職中ノ賞與支給額

在職中ニ當該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記載スルコト

特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト

(7) 役員數、社員數  
最近ノ現在ニ於ケル役員數ヲ記載スルコト

(8) 支給内譯  
役名ハ社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト

(9) 支給ノ方法及支科目  
現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ニヨリ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト

(10) 申請ノ事由  
臨時ノ給與ノ支給ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號様式(社員初任基本給料準則承認申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 職務

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇一

載スルコト但シ會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給後ニ於ケルモノヲ記載スルコト

(11) 支給ノ方法、時期及支科目

一時金、年金、分割拂等ノ別、現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト

(12) 申請ノ事由

許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(13) 其ノ他參考事項

會社ガ役員退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給ヲ受ケタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得)、其ノ在職中就任シタル役名別勤続年數、在職中ノ報酬總額及賞與總額並ニ支給シタル退職金及其ノ支給年月日ヲ記載スルコト

(14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第八號様式(役員臨時給與支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

〔第六回追録〕

特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト

(8) 現在人員  
申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ニ該當スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト

(9) 現在人員ノ初任基本給料  
初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料及各初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト

(10) 申請ノ事由  
承認ヲ受ケテ社員初任基本給料準則ヲ定ムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號ノ二様式(社員初任基本給料支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 役職名  
當該初任基本給料ノ支給ヲ受クル時ノ役名(理事、參事、書記等ノ別)及職名(支店長、部長、課長等ノ別)ヲ記載スルコト

(8) 氏名

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇二

第十六章 軍事



第十六章 軍事

- (9) 年齢 甲、乙、丙、丁ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得
- (10) 學歷 數ヘ年ニ依リ記載スルコト
- (11) 勤務先 最後ニ卒業シタル學校名ヲ記載スルコト
- (12) 最後ニ受ケタル報酬又ハ基本給料 勤務先並ニ其ノ勤務先ニ於ケル最後ノ役職名及勤務地ヲ記載スルコト
- (13) 申請初任基本給料 前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ヲ記載スルコト
- (14) 前職ト採用後トノ給與比較對照 支給セントスル初任基本給料ヲ記載スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇三

- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 許可ヲ受ケントスル昇給 (イ) 昇給金額 各昇給該當者ニ付昇給セシメントスル金額(月額)ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (8) 昇給限度 第十七條ノ規定ニ依リ算出セラルル當該昇給期ニ於ケル限度ヲ記載スルコト
- (9) 昇給前ノ基本給料 (ハ) 昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (10) 既往一年間ノ昇給實蹟 (イ) 昇給前ノ基本給料 (7)ノハニ依リ記載スルコト
- (11) 昇給回数二回以上アルトキハ各昇給期毎ニ記載スルコト (ハ) 令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト
- (12) 申請ノ事由 許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- (10) 社員ノ學歷年齡別員數 別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (11) 各學歷區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數が多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト
- (12) 年齢ハ數ヘ年ニ依リ記載スルコト
- (13) 本表ハ過去一年間ニ於テ爲シタル昇給許可申請ニ際シ之ヲ提出シタルコトアルトキ又ハ昇給該當者數ガ全社員數ノ五分ノ一以下ナルトキハ提出スルニ及バズ
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (15) 第十一號様式(賞與期間(變更)届書)記載心得
- (16) 會社ノ本店ノ所在場所
- (17) 商號
- (18) 資本金
- (19) 代表者氏名
- (20) 會社ノ營ム主タル事業 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト
- (21) 役員及社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (22) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期 各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト
- (23) 變更前ノ賞與期間及支給期 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及バズ
- (24) 備考

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇四

- (1) 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト
- (2) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト
- (3) 賞與期間届書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更届書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト
- (4) 第十二號様式(社員賞與支給方法承認申請書)記載心得
- (5) 會社ノ本店ノ所在場所
- (6) 商號
- (7) 資本金
- (8) 代表者氏名
- (9) 會社ノ營ム主タル事業 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト
- (10) 管理方法 支給後ノ管理ノ方法ヲ記載スルコト
- (11) 第十三號様式(社員賞與支給許可申請書)記載心得
- (12) 會社ノ本店ノ所在場所
- (13) 商號
- (14) 資本金
- (15) 代表者氏名
- (16) 會社ノ營ム主タル事業
- (17) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト



第十六章 軍事

- (7) 役員數、社員數  
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 不要許可限度  
(イ) 施行規則第二十一條ノ限度  
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (ロ) 施行規則第二十四條第一項第一號ノ限度  
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (ハ) 算出ノ基礎  
不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (9) 申請額  
支給セントスル賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
- (10) 當該事業年度ノ貯蓄ノ方法  
貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト
- (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十四號様式(社員賞與經費支出許可申請書)記載心得  
(1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇五

- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員數、社員數  
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 令第二十一條ノ限度  
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (9) 限度超過額  
當該賞與期間ノ賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額中令第二十一條ノ限度ヲ超過スル金額ヲ記載スルコト
- (10) 經費トシテ經理セントスル額  
限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト
- (11) 經費トシテ經理スルノ要アル事由  
限度超過額ヲ經費トシテ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (12) 當該賞與期間及其ノ前二賞與期間ノ賞與手當ノ經理ノ方法  
(イ) 手當  
令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト
- (ロ) 基本給料  
當該賞與期間ニ於ケル基本給料支給總額ヲ記載スルコト
- (ハ) 同上金額中經費トシテ經理シタル金額

〔第六回追録〕

當該賞與期間ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ノ豫定ヲ記載スルコト

- (13) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度及其ノ前二事業年度  
(イ) 平均拂込資本金  
第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
- (ロ) 利益率、留保率  
第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト
- (ハ) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ニ於ケル豫定ヲ記載スルコト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十五號様式(社員臨時給與支給許可申請書)記載心得  
(1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 支給ノ條件  
支給ヲ受クベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ記載スルコト
- (8) 支給額ノ決定方法  
各受給者ノ受クベキ臨時ノ給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

〔第六回追録〕

- (9) 受給者ノ勤務所  
事務所、工場、事業場等勤務ノ場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト
- (10) 受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數  
前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト
- (11) 會社ノ社員數  
申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト
- (12) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者ニ支給シタル賞與手當ノ合計額  
算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トスルコト
- (13) 支給ノ事由  
(イ) 臨時ノ給與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (ロ) 同一事由ニ依リ役員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ旨附記スルコト
- (14) 支給ノ方法及支出科目  
(イ) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及經費トシテ支出スルカ利益金處分ニ依リ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
- (ロ) 臨時ノ給與ヲ支給センガ爲既往事業年度ニ於テ積立金、引當金等ヲ留保シタル場合ハ當該積立金、引當金等ノ名稱及金額ヲ記載スルコト

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇六



第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇七

- (15) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無
  - (イ) 許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト
  - (ロ) 基本給料月額
    - 當該臨時ノ給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ當該支給月ノ前月ニ於テ支給シタル基本給料月額ヲ記載スルコト
- (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
  - 第十六號様式役員雜給與準則承認申請書(記載心得)
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
    - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 雜給與ノ種類
    - 外國在勤手當其ノ他役員雜給與ノ種類ヲ記載スルコト
  - (8) 支給資格又ハ支給ノ條件
    - 支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
  - (9) 金額、數量又ハ割合
    - 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト

- (10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
  - 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更スル要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (11) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員
  - 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケベキ員數ヲ記載スルコト尙役員中支給ヲ受ケザル者アルトキハ其ノ員數ヲ備考欄ニ記載スルコト
- (12) 役員雜給與準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
  - 第十七號様式(社員手當準則承認申請書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
    - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

〔第六回追録〕

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 社員數  
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(8) 手當ノ種類  
(イ) 手當ノ種類ハ令第二十條各號ノ區分ニ依リ第一號手當、第二號手當等ノ如ク區分スルコト  
(ロ) 令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ハ之ヲ朱書スルコト

(9) 手當ノ名稱  
(イ) 令第二十條各號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ヲ記載スルコト  
(ロ) 令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ハ之ヲ朱書スルコト

(10) 支給ノ條件  
支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(11) 金額、數量又ハ割合  
金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト

(12) 制定又ハ變更スルノ要アル事由  
令第二十五條ノ規定ニ依リ令第二十條各號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要

- (13) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員
  - アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (14) 社員手當準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定許可申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
  - 第十八號様式(社員退職金準則承認申請書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
    - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 受給者ノ資格
    - 社員ノ資格ニ依リ社員退職金ノ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
  - (8) 支給ノ條件

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇八



第十六章 軍事

社員退職金支給の有無又は其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(9) 金額又ハ割合

退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト

(10) 支給ノ方法

(イ) 一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載スルコト

(ロ) 在職中ノ社員ニ對シ退職金ニ相當スル金額ヲ前拂スルモノニ付テハ前拂ノ方法及前拂金ノ保管方法ヲ記載スルコト

(11) 制定又ハ變更スルノ要アル事由

令第二十五條ノ規定ニ依リ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ

(12) 社員退職金準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金準則承認申請書ナルトキハ「報告」制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト  
第十九號様式(機密費等基準月額報告書)記載心得

第十九號様式(機密費等基準月額報告書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇九

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル事業年度二以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度ノ實績ヲ記載スルコト

(イ) 昭和十六年九月十六日以前決算確定シタル事業年度二以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度ノ實績ヲ記載スルコト  
(ロ) 機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ区分不明ナルトキハ適宜之ヲ区分シテ記載スルコト

(8) 基準月額  
第三十一條第一項ノ基準月額ヲ記載スルコト  
第三十一條第一項ノ基準月額計算ノ手續ヲ記載スルコト

(9) 基準月額算出ノ基礎  
第三十一條第一項ノ基準月額計算ノ手續ヲ記載スルコト

(10) 支店、工場等及其ノ所在地  
支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ中主ナルモノヲ記載スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト  
第二十號様式(機密費等基準月額承認申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

(第六回追録)

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト  
(7) 會社ノ經歷  
最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併等ヲ簡記スルコト

(8) 申請基準月額  
承認ヲ受ケントスル基準月額又ハ増額ノ許可ヲ受ケテ新ニ定メントスル基準月額ヲ記載スルコト

(9) 申請當時ノ基準月額  
基準月額ノ承認申請ナルトキハ記載スルニ及バズ

(10) 申請ノ事由  
當該金額ヲ基準月額ト爲スノ要アル事由又ハ基準月額ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト

(11) 支店、工場等及其ノ所在地  
支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ中主ナルモノヲ記載スルコト

(12) 合併前ノ各會社ノ合併前最終ノ事業年度  
(イ) 申請ノ日ノ屬スル事業年度又ハ其ノ直前ノ事業年度ニ於テ爲サレタル合併ニ付記載スルコト  
(ロ) 基準月額ナキ會社ニ在リテハ機密費等ノ支出ノ實績ヲ記載スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十一號様式(機密費等基準月額超過支出許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇九

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

(7) 昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル事業年度二以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度ノ實績ヲ記載スルコト

(イ) 昭和十六年九月十六日以前決算確定シタル事業年度二以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度ノ實績ヲ記載スルコト

(ロ) 機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ区分不明ナルトキハ適宜之ヲ区分シテ記載スルコト

(8) 基準月額

(9) 基準月額算出ノ基礎

(10) 支店、工場等及其ノ所在地

(11) 合併前ノ各會社ノ合併前最終ノ事業年度

(12) 申請ノ日ノ屬スル事業年度又ハ其ノ直前ノ事業年度ニ於テ爲サレタル合併ニ付記載スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

(第六回追録)

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一〇九



第十六章 軍事

第二十二號様式(寄附金等支出豫定額(變更)報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 支出豫定額中主ナルモノ  
寄附金等ノ支出先ノ豫定アルモノノ主ナルモノニ付記載スルコト
- (8) 豫定額ノ屬スル事業年度  
報告セントスル支出豫定額ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト
- (9) 寄附ヲ爲スノ要アル事由  
(イ) 寄附先別ニ寄附金等ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト  
(ロ) 數事業年度ニ分割シテ支出スルモノアルトキハ其ノ總額及支出濟額等ヲ附記スルコト
- (10) 報告ノ日ノ屬スル事業年度  
(イ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト  
(ロ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ガ豫定額ノ屬スル事業年度ト同一ナル場合ハ記載スルニ及バズ
- (11) 其ノ他  
資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上スルモノヲ記載スルコト

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一一一

〔第六回追録〕

- (9) 寄附金ノ種類  
年度ノ寄附金等ノ變更豫定額ヲ記載スルコト
- (10) 豫定額  
第三十四條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定シタル金額ヲ超エテ支出セントスル寄附金等又ハ同條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定セザリシ寄附金等ニ付テハ一括シテ之ヲ記載スルコト
- (11) 其ノ他  
第三十四條ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (12) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト  
第二十四號様式(株式取得許可申請書)記載心得  
一 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト  
二 取得セントスル株式ニ關スル事項  
(1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同一會社ノ株式ニシテ拂込異金額ヲニスル二種類以上ノ株式アル場合ニ於テハ舊株、第一新株、第二新株等ノ區分ヲ記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後配株ノ區分ヲ記載スルコト  
(2) 「取得ノ價格」ハ取得又ハ處分セントスル總株式ノ賣却又ハ買入

第十六章 軍事

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一一一

- (12) 其ノ他参考事項  
第三十四條ノ二第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額ノ變更報告ナルトキハ合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱、本店又ハ主タル事務所ノ所在場所並ニ合併直前ニ於ケル資本金及拂込資本金ヲ記載スルコト
- (13) 寄附金等支出豫定額報告ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、寄附金等支出豫定額變更報告ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十三號様式(寄附金等豫定超過支出許可申請書)記載心得  
(1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 申請額  
支出ノ屬スル事業年度ニ於テ支出セントスル寄附金等ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (8) 不要許可額  
第三十四條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ寄附金等ノ豫定額又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業

〔第六回追録〕

- (9) 價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
- (10) 「株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ當該株式ヲ發行スル會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (11) 「會社ノ記載價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト
- (12) 「取得ノ方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣却スルモノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名、設立セラルル會社ノ株式ニ應募スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會社ニ對シ肩替リスルモノナリヤ、株主ニ對シ割當ツルモノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト
- 三 讓渡先ニ關スル事項  
(6) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「讓渡先」ヲ、株式處分許可申請書ナル場合ニハ「讓渡先」ヲ各抹消スルコト  
不特定ノ者若ハ多數ノ者ニ對シ株式ヲ讓渡スル場合又ハ不特定ノ者若ハ多數ノ者ヨリ株式ヲ讓受クル場合ニ於テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
- (7) 「申請者トノ關係」ハ申請者ト讓渡先又ハ讓受先トノ資本關係、役員關係、取引關係等ノ關係ヲ記載スルコト  
取得セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項  
(8) 「申請者ノ所有株式數及所有率」ハ當該會社ノ株式中現ニ申請會社ノ所有スル株式數及其ノ當該會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト



- (9)「申請者トノ關係」ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員關係、取引關係、最近ニ於ケル取引高等ヲ記載スルコト
- (10)「主タル事業」ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社ガ現ニ營ミツツアル主タル事業ヲ記載スルコト
- (11)「生産高又ハ賣上高」ハ最近ニ終了シタル事業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト
- 五 株式取得ニ要スル資金ノ調達方法
- (12) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ヲ各抹消スルコト
- 「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ増資、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資、株金拂込等ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額、借入擔保ノ有無利率其ノ他ノ條件、手許餘裕金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額ヲ記載スルコト
- 「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ハ株式處分ニ依ル代り金ヲ借入金ノ返済、運轉資金ノ補充、固定設備ノ新設、擴張、銀行預金、他ノ有價證券等ニ投資スルモノナリヤ及其ノ金額、事業設備ノ新設、擴張等ニ必要ナル資金ニ充ツルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張ノ概要並ニ許可ノ有無、借入金ヲ返済スル場合ニハ借入金ノ返済先及金額運轉資金補充ノ場合ハ運轉資産(原材料、製品、半製品等)ノ現在高、借入金總額ト運轉資産トノ割合、他

- ノ投資ニ充ツルモノナル場合ハ其ノ金額、投資ノ種類、有價證券ノ明細等ヲ記載スルコト
- 六 申請ニ關スル事項
- (13)「事業ノ概要」ハ會社ノ現ニ營ミツツアル主タル事業ノ種類、主要生産品名、最近事業年度ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營ム事業ノ種類及記帳ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト
- (14)「所有株式總額」ハ單ニ金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト
- (15)「所有株式數」ハ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト
- (16)「子會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受クル會社ヲ謂フ
- 七 其ノ他參考事項
- (17) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲替管理法上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト
- (18) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 八 記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト
- 九 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十五號様式(漁業權處分許可申請書)記載心得
- 一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト
- 二 取得セントスル無體財產權

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- (1)「種類」ハ特許權、續業權又ハ漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト
- (2)「無體財產權ノ内容」ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、續業權ノ設定地域、埋藏礦物ノ種類及推定續業權現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト
- 三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要
- (3) 特許權、續業權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事業計畫ニ付主要事業設備ノ大要主要、生産品名及生産高、原材料入手ノ方法並ニ事業收支ノ豫算等事業計畫ノ大要ヲ知ルニ足ル事項ノ概要ヲ記載スルコト
- 四 其ノ他參考事項
- (4) 外國ヨリ特許權ヲ買入レントスル場合ニハ買入先ノ國別、爲替管理法上ノ許可ノ有無、支拂ノ方法等ヲ記載スルコト
- (5) 無體財產權ヲ處分セントスル場合ニ於テ無體財產權ノ處分ニ伴ヒ之ト同時ニ事業設備ヲ處分スルモノナルトキハ處分スベキ主要事業設備等ヲ記載スルコト
- 五 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十六號様式(資金借入許可申請書)記載心得
- 一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト
- 二 借入ニ關スル事項
- (1) 金融機關ヨリノ資金ノ借入ニ付許可ヲ申請スルモノナル場合ニ於テハ「借入先ノ氏名又ハ名稱」ノ欄ニ何々銀行何々支店ノ如ク營業所名ヲ記載シ、「借入ノ方法」ノ欄ニ證書貸付、手形貸付又ハ當

- 座貨越契約ニ依ル旨ヲ記載シ、當座貨越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト
- (2) 數口ニ互リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入金額」ノ欄ニ借入總額ヲ、「借入ノ方法」ノ欄ニ數口ニ互リ借入ル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (3) 「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲモ記載スルコト
- (4) 擔保其ノ他ノ條件ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「無シ」ト記載スルコト
- 三 借入金ノ使途
- (5) 借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントスルトキハ其ノ事業計畫ノ大要、所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト
- (6) 資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト
- (7) 運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ表示スルコト
- (8) 借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘柄、數量、取得價額等ヲ記載スルコト
- 四 借入先ニ關スル事項
- (9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ依リテ抹消スルコト
- 五 申請ニ關スル事項
- (10) 「資産及資本構成」ノ欄中



第十六章 軍事

- (イ) 固定資産「ハ土地、建物、機械、輸送設備、什器等ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未働資産アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ特ニ其ノ旨内書スルコト
  - (ロ) 流動資産「ハ會社ノ資産中「固定資産」以外ノモノヲ謂ヒ、「投資資産」ハ所有有價証券、關係會社ニ對スル貸付金及預金現金ノ合計金額ヲ謂フコト
  - (ハ) 株主資本「ハ最終ノ貸借對照表ニ於ケル拂込資本金ト諸積立金トノ合計金額ヲ謂ヒ、「外部資本」ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ科目（當期利益金ヲ含マズ）ノ合計金額ヲ謂フコト
  - (11) 借入金ノ總額「ハ借入金ト支拂手形トノ殘高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト
  - (12) 金融機關「トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫ヲ謂フ
- 六 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十七號様式（會社概況報告書甲）記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一一五

- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 役員其ノ他從業者數
  - 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
  - (8) 囑託者等
  - 令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト
  - (9) 最近三年間ニ於ケル資本金異動
  - 公稱資本金ノ増加又ハ減少、其ノ年月、金額及其ノ事由ヲ記載スルコト
  - (10) 主タル株主二十名
  - (イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト
  - (ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金讓出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト
  - (ハ) 氏名
  - 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金讓出者ノ氏名ヲ記載スルコト
  - (ニ) 株式數
  - 合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金及株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ讓出シタル基金額ヲ記載スルコト
- 第二十八號様式（會社概況報告書乙）記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號

〔第六回追録〕

- (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
  - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 役員其ノ他從業者數
  - 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
  - (8) 支拂給與
  - (イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
  - (ロ) 報酬、給料、賃金月額
  - 最近ノ一月分ヲ記載スルコト
  - (ハ) 手當及賞與年額
  - 過去一年間ニ支給シタル實蹟ヲ記載スルモノトシ手當中金錢以外ノモノニ依ル給與アルトキハ其ノ見積額ヲ内書スルコト
  - (9) 囑託者等
  - 令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト
  - (10) 主タル株主二十名
  - 第二十七號様式記載心得(10)ニ依リ記載スルコト
- 第二十九號様式（旅費規程報告書）記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名

第十六章 軍事

- (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
  - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 資格
  - 役員、社員其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト
  - (8) 地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細
  - 關東州、滿洲國、支那ニ於ケル旅費其ノ他ノ外國旅費ニ關シ定アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコト
  - (9) 其ノ他參考事項
  - 旅費規程大部分ニ互ル變更ヲ爲シタルニ因リ其ノ變更後ノ旅費規程ヲ報告スルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ變更事由ヲ記載スルコト
  - (10) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第三十號様式（會社經理狀況報告書）記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
  - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 主タル株主十名
- 第二十七號様式記載心得(10)ニ準ジ記載スルコト但シ株主名簿ヲ添

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一一六



附シ之ニ代フルコトヲ得  
第三十一號様式(自己資本計算書)記載心得

(1)自己資本計算書

第一號様式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト  
第三十二號様式(利益配當金及給與狀況調書)記載心得

(1)利益配當金

(イ)平均拂込資本金

第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

(ロ)當期利益金

第一號様式記載心得(13)ノ利益金ヲ記載スルコト

(ハ)配當金以外ノ社外流出金

配當金以外ニ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ記載スルコト

(ニ)社内留保金

第一號様式記載心得(13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ記載スルコト

(ホ)一號配當率

令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト

(ヘ)二號配當率

令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト

(ト)固定資産償却金

會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(全額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ全額括

弧内ニ記載)スルコト  
(チ)税金引當金

會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(全額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ全額括弧内ニ記載)スルコト

(2)役員、社員其ノ他従業者數

當該事業年度中ノ日割平均人員ヲ記載スルコト

(3)社員給與

役員ニシテ社員ヲ兼務シ社員トシテノ給與ヲ受ケ居ル者ニ付テハ給與總額及内譯欄ニ夫々其ノ金額ヲ内書スルコト

(4)不要許可額

令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト

(5)法定賞與額

第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得タル金額ヲ記載スルコト

(6)令第十三條第二項ノ金額

令第十三條第二項各號ノ一ニ掲グル場合ニ該當スルトキ其ノ金額ヲ記載スルコト

(7)同上算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(8)報酬許可額

當該事業年度ノ役員報酬ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト

〔第六回追録〕

(9)賞與許可額

當該事業年度ノ役員賞與ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト

(10)純益金計算

會社ノ決算上ノ利益金ニ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト

(11)賞與期間

(イ)當該事業年度中ニ支給シタル賞與ノ屬スル賞與期間ヲ記載スルコト

(ロ)賞與期間二以上アルトキハ之ヲ區分シテ記載スルコト

(12)賞與金

(イ)當該事業年度中ニ支給シタル賞與金ヲ記載スルコト

(ロ)支給回数二回以上アルトキハ各支給毎ニ區分シテ記載スルコト

(13)令第二十一條ノ限度超過額

第二十四條第一項第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額又ハ令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額ハ夫々區分シテ記載スルコト

(14)昇給

(イ)昇給月日

當該事業年度中ノ昇給月日ヲ記載スルコト

(ロ)昇給額

基本給料月額ノ昇給額ヲ記載スルコト但シ許可ヲ受ケテ昇給シタル場合ハ許可ヲ受ケタル部分ヲ區分シテ記載スルコト

〔第六回追録〕

(ハ)基本給料積算額

各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額ニ各昇給者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給シタル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計額ヲ記載スルコト

(ニ)令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト

第三十三號様式(特殊支出調書)記載心得

(1)基準月額

令第二十九條第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ヲ記載スルコト

(2)基準月額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得ベキ金額月數ハ曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グルコト

(3)備考

當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト

(4)其ノ他

資産中假勘定ニ計上シタルモノ其ノ他資産ニ計上シタルモノヲ記載スルコト

(5)寄附金支出豫定報告額

令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ豫定額ヲ記載スルコト

(6)備考

當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ許可



第十六章 軍事

可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト  
附則

本令ハ十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依  
ル

一七八八ノ三五ノ三九ノ三七ノ一九一三三七

● 會社經理統制令施行規則第三  
十一條第一項各號ニ掲グル施  
設ノ範圍ニ關スル件

昭和十六年四月一日  
南洋廳告示第十五號

會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍左ノ  
通定ム

- 一 法令ニ定アル施設
  - (一) 健康保險法、職員健康保險法又ハ船員保險法ニ依ル事業主又ハ船  
舶所有者ノ保險料負擔
  - (二) 退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及準備積立金ノ積  
立
  - (三) 團體郵便年金規則第一條ノ團體郵便年金掛金ノ補助(每事業年度  
ニ付年金受取人タル從業者ニ對シ當該事業年度間ニ支拂フ基本給料  
及賃金ノ總額ノ十二分ノ一ヲ超エザルモノニ限ル)
  - (四) 青年學校ノ設置及維持ニ關スル費用ノ負擔
  - 二 保健衛生施設
- 勞務者ノ保健衛生ヲ目的トスル左ノ施設ニシテ其ノ規模又ハ經費各左  
ノ限度ヲ超エザルモノニ限ル

〔第六回追録〕

第三號様式(國定規格A版「縦七四、横一〇五耗」中央ヨリ二ツ折)

(外面)

第 號 昭和 年 月 日

南洋 官 職 氏 名

應 印

醫療關係者、職業能力申告令施行  
規則第五條ノ規定ニ依ル證票

第十六章 軍事

(内面)

〔第六回追録〕

國家總動員法第二十一條  
政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝  
國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職  
業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ  
關シ検査スルコトヲ得

國家總動員法第四十三條  
第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ妨ゲ  
若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處  
ス

醫療關係者職業能力申告令第十條  
地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告  
ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコ  
トヲ得

醫療關係者職業能力申告令施行規則第五條  
南洋廳長官ハ當該官吏ヲシテ申告令ニ依ル申告ヲ爲シタル者  
ニ付キ身體、技能其ノ他必要ト認ムル事項ノ検査ヲ爲サシム  
ルコトアルベシ

前項ノ場合ニ在リテハ當該官吏ハ第三號様式ニ依ル證票ヲ携  
帶スベシ

一七八八ノ五八



獸醫師等職業能力申告令

昭和十四年二月四日 勅令第二十六號

昭和十七年第三八號

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク獸醫師等ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ獸醫師等トハ獸醫師法ニ依リ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受ケル資格ヲ有スル者並ニ昭和十五年法律第九十二號(獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律)ニ依リ獸醫師手ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受ケル資格ヲ有スル者ヲ謂フ但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受ケル資格ヲ有スル者ヲ、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受ケル資格ヲ有スル者ヲ、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免許ヲ受ケタル獸醫師、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム

第三條 獸醫師等ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ昭和十七年及爾後二年前項ノ申告ハ八月一日現在ニ依リ同十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第一項ノ申告ヲ爲スベキ年ノ八月二日以後ニ於テ獸醫師等ト爲リタル者、第八條ニ掲グル者ニシテ本令ノ適用ヲ受ケルニ至リタルモノ、内地、朝鮮、臺灣、樺太若ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ就業ノ場所(就業ノ場所一定セザル者及就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所)ヲ移シタル者又ハ本令施行地内ニ住所及就業ノ場所何レヲモ

有セザリシ者ニシテ本令施行地内ニ其ノ何レカヲ有スルニ至リタルモノノ申告ハ當該事實ノ生ジタル日ノ次ノ八月一日(當該事實ノ生ジタル日ガ八月一日ナルトキハ其ノ日)現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 獸醫師等ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

- 一 氏名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本籍
- 四 住所
- 五 兵役關係
- 六 資格並ニ獸醫師名簿登錄番號及登錄年月日又ハ獸醫師手免許番號、免許年月日及免許期間
- 七 診療能力
- 八 學歷及職歴
- 九 就業ノ場所
- 十 就業ノ態様
- 十一 俸給、給料等ヲ受ケル者ナルトキハ其ノ額
- 十二 健康狀況特ニ總動員業務從事ニ關スル支障ノ有無
- 十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數
- 十四 總動員業務從事ニ關スル希望
- 十五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

獸醫師等前項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第四號、第六號、第九

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

號又ハ第十號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第五條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除ク外三十日以内ニ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

第五條 獸醫師等前二條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク前ニ申告ヲ爲シタル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

一 第八條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

二 内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

三 本令施行地外ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

第六條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲シシムルコトヲ得

第七條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第八條 本令ハ第五條第一號ノ規定ニ依リ申告ニ關スル規定ヲ除ク外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、陸海軍軍屬並ニ國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條 獸醫師等ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)

二 外國旅行中ノ者

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者又ハ就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十一條 本令中獸醫師名簿登錄番號及登錄年月日トアルハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ免許、免許證又ハ假免狀ヲ受ケタル獸醫師又ハ獸醫師ニ關シテハ各其ノ免許番號又免許年月日トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

第十二條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年ニ限リ第三條第二項中八月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ四月一日現在ニ依リ同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ四月二日以後トス

附則(一七年勅令第三八號)

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年ニ限リ第三條第二項中八月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ三月一日現在ニ依リ同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ三月二日以後トス



### 獸醫師等職業能力申告令施行規則

昭和十四年三月十三日  
南洋廳令第九號

昭和十七年第二號

**第一條** 獸醫師等職業能力申告令（以下申告令ト稱ス）第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ様式第一號ニ依ル獸醫師等職業能力申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ

申告令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ様式第二號ニ依ル獸醫師等職業能力異動申告書用紙ヲ以テ、同令第五條ノ規定ニ依ル申告ハ様式第三號ニ依ル獸醫師等職業能力失格申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ

獸醫師等職業能力申告書用紙、獸醫師等職業能力異動申告書用紙及獸醫師等職業能力失格申告書用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ支廳長又ハ支廳出張所長之ヲ交付ス

**第二條** 獸醫師等ハ申告令第四條第一項第一號乃至第十四號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ申告スベシ

- 一 裝蹄師免許證ヲ有スル者ニ在リテハ裝蹄師登錄番號及登錄年月日
- 二 醫療關係者職業能力申告令又ハ船員職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ニ在リテハ其ノ事實
- 三 獸醫事關係以外ノ職業ニ従事スル者ニ在リテハ其ノ職業名
- 四 自動車運轉、乘馬其ノ他ノ特技ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ事實

**第三條** 削除

**第四條** 申告令第六條ノ検査ハ當該官吏被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ

若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス  
南洋廳長官前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトアルベシ

當該官吏第一項ノ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ様式第四號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

**第五條** 申告義務者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告期限ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十五日目迄之ヲ延期ス

- 一 申告令第九條第一號又ハ第二號ニ該當スル者
- 二 内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ關東州ニ旅行中ノ者
- 三 法令ニ依リ拘禁中ノ者
- 四 疾病、傷損其ノ他ノ事由ニ因リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

交通至難ノ島嶼ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ有スル者ニシテ正規ノ期限ニ申告ヲ爲シ難キモノノ申告期間ニ付テハ特別ノ規定ヲ設クルコトアルベシ

**附則**

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ依ル申告ハ所轄支廳又ハ支廳出張所ヲ經由スベシ所轄支廳又ハ支廳出張所ニ申告書ヲ提出シタルトキヲ以テ南洋廳長官ニ申告ヲ爲シタルモノト看做ス

【第六回追録】

注意

- 一 捺印ノ箇所ハ記入セムコト
- 二 裏面記入上ノ注意ヲ熟讀シ誤記ノナク捺記入スルコト
- 三 本申告書ハ就業地（就業ノ場所不定ノ者及就業ノ場所ノナキ者ハ住所地）ヲ管理スル支廳、支廳出張所ヲ經由シ南洋廳長官ニ提出スルコト

昭和 年 月 日 申告	※ 異動事項 記入欄	
(六) 其ノ他 (イ) 裝蹄師登錄番號 (ロ) 裝蹄師登錄年月日 (ハ) 船員 (ニ) 裝蹄師登錄年月日 (ホ) 船員	(六) 總動員業務 (イ) 從事業務地、内地外地内外地共 (ロ) 其ノ他ノ希望 (ハ) 希望ニ關スル事項	(六) 配偶者有無 (イ) 有 (ロ) 無 (ハ) 現ニ扶養スル者ノ數
(七) 俸給、給料、額 (イ) 俸給 (ロ) 給料 (ハ) 健康診察費 (ニ) 健康診察費 (ホ) 健康診察費	(七) 年月日 (イ) 俸給 (ロ) 給料 (ハ) 健康診察費 (ニ) 健康診察費 (ホ) 健康診察費	(七) 職業ノ種別 (イ) 診察從事 (ロ) 診察所開設 (ハ) 診察所開設 (ニ) 診察所開設 (ホ) 診察所開設 (イ) 診察所開設 (ロ) 診察所開設 (ハ) 診察所開設 (ニ) 診察所開設 (ホ) 診察所開設
(八) 支廳管内 (イ) 支廳管内 (ロ) 支廳管内 (ハ) 支廳管内 (ニ) 支廳管内 (ホ) 支廳管内	(八) 支廳管内 (イ) 支廳管内 (ロ) 支廳管内 (ハ) 支廳管内 (ニ) 支廳管内 (ホ) 支廳管内	(八) 支廳管内 (イ) 支廳管内 (ロ) 支廳管内 (ハ) 支廳管内 (ニ) 支廳管内 (ホ) 支廳管内
(九) 診療能力 (イ) 診療スル主ナル家畜、牛馬、山羊、豚、犬猫 (ロ) 特種トナル獸醫事技能 (ハ) 就業シ得ル獸醫事業務	(九) 診療能力 (イ) 診療スル主ナル家畜、牛馬、山羊、豚、犬猫 (ロ) 特種トナル獸醫事技能 (ハ) 就業シ得ル獸醫事業務	(九) 診療能力 (イ) 診療スル主ナル家畜、牛馬、山羊、豚、犬猫 (ロ) 特種トナル獸醫事技能 (ハ) 就業シ得ル獸醫事業務
(十) 免許番號 (イ) 獸醫師免許番號 (ロ) 獸醫師免許番號 (ハ) 獸醫師免許番號 (ニ) 獸醫師免許番號 (ホ) 獸醫師免許番號	(十) 免許番號 (イ) 獸醫師免許番號 (ロ) 獸醫師免許番號 (ハ) 獸醫師免許番號 (ニ) 獸醫師免許番號 (ホ) 獸醫師免許番號	(十) 免許番號 (イ) 獸醫師免許番號 (ロ) 獸醫師免許番號 (ハ) 獸醫師免許番號 (ニ) 獸醫師免許番號 (ホ) 獸醫師免許番號
(十一) 免許年月日 (イ) 免許年月日 (ロ) 免許年月日 (ハ) 免許年月日 (ニ) 免許年月日 (ホ) 免許年月日	(十一) 免許年月日 (イ) 免許年月日 (ロ) 免許年月日 (ハ) 免許年月日 (ニ) 免許年月日 (ホ) 免許年月日	(十一) 免許年月日 (イ) 免許年月日 (ロ) 免許年月日 (ハ) 免許年月日 (ニ) 免許年月日 (ホ) 免許年月日
(十二) 免許種類 (イ) 免許種類 (ロ) 免許種類 (ハ) 免許種類 (ニ) 免許種類 (ホ) 免許種類	(十二) 免許種類 (イ) 免許種類 (ロ) 免許種類 (ハ) 免許種類 (ニ) 免許種類 (ホ) 免許種類	(十二) 免許種類 (イ) 免許種類 (ロ) 免許種類 (ハ) 免許種類 (ニ) 免許種類 (ホ) 免許種類
(十三) 免許年次 (イ) 免許年次 (ロ) 免許年次 (ハ) 免許年次 (ニ) 免許年次 (ホ) 免許年次	(十三) 免許年次 (イ) 免許年次 (ロ) 免許年次 (ハ) 免許年次 (ニ) 免許年次 (ホ) 免許年次	(十三) 免許年次 (イ) 免許年次 (ロ) 免許年次 (ハ) 免許年次 (ニ) 免許年次 (ホ) 免許年次
(十四) 免許所 (イ) 免許所 (ロ) 免許所 (ハ) 免許所 (ニ) 免許所 (ホ) 免許所	(十四) 免許所 (イ) 免許所 (ロ) 免許所 (ハ) 免許所 (ニ) 免許所 (ホ) 免許所	(十四) 免許所 (イ) 免許所 (ロ) 免許所 (ハ) 免許所 (ニ) 免許所 (ホ) 免許所
(十五) 免許籍 (イ) 免許籍 (ロ) 免許籍 (ハ) 免許籍 (ニ) 免許籍 (ホ) 免許籍	(十五) 免許籍 (イ) 免許籍 (ロ) 免許籍 (ハ) 免許籍 (ニ) 免許籍 (ホ) 免許籍	(十五) 免許籍 (イ) 免許籍 (ロ) 免許籍 (ハ) 免許籍 (ニ) 免許籍 (ホ) 免許籍
(十六) 免許名 (イ) 免許名 (ロ) 免許名 (ハ) 免許名 (ニ) 免許名 (ホ) 免許名	(十六) 免許名 (イ) 免許名 (ロ) 免許名 (ハ) 免許名 (ニ) 免許名 (ホ) 免許名	(十六) 免許名 (イ) 免許名 (ロ) 免許名 (ハ) 免許名 (ニ) 免許名 (ホ) 免許名
(十七) 免許出生年月日 (イ) 免許出生年月日 (ロ) 免許出生年月日 (ハ) 免許出生年月日 (ニ) 免許出生年月日 (ホ) 免許出生年月日	(十七) 免許出生年月日 (イ) 免許出生年月日 (ロ) 免許出生年月日 (ハ) 免許出生年月日 (ニ) 免許出生年月日 (ホ) 免許出生年月日	(十七) 免許出生年月日 (イ) 免許出生年月日 (ロ) 免許出生年月日 (ハ) 免許出生年月日 (ニ) 免許出生年月日 (ホ) 免許出生年月日
(十八) 免許現在 (イ) 免許現在 (ロ) 免許現在 (ハ) 免許現在 (ニ) 免許現在 (ホ) 免許現在	(十八) 免許現在 (イ) 免許現在 (ロ) 免許現在 (ハ) 免許現在 (ニ) 免許現在 (ホ) 免許現在	(十八) 免許現在 (イ) 免許現在 (ロ) 免許現在 (ハ) 免許現在 (ニ) 免許現在 (ホ) 免許現在



(裏面)

- 記入上ノ注意
  - 一 一般的注意
    - (イ) 本申告書ハ此ノ儘帳簿ニ編綴シテ數年間保存スルモノデアルカラ文字ハ明瞭ニ墨又ハ青インクニテ楷書ニテ鄭重ニ書クコト
    - (ロ) 同一ノ記入事項重複スルトキデモ「同上」ト記入セズ繰返シ記入スルコト
    - (ハ) 誤記シタ場合ハ其ノ上ニ線ヲ引イテ抹消シ其ノ傍ニ正シク記入スルコト
    - (ニ) 該當事項ノナイ箇所及不要ナ箇所ハ其ノ上ニ線ヲ引イテ抹消スルコト
  - 二 各項目記入上ノ注意
    - (一) 氏名 氏名ニハ其ノ右側ニ振假名ヲ附スコト
    - (二) 出生ノ年月日、戸籍上ノ生年月日ヲ記入スルコト、年號ヲ忘レヌコト
    - (三) 本籍及(四)住所  
番地ハ例ヘバ千九百五番地ノ二ハ、一九〇五番地ノ二ト記入スルコト
    - (五) 平常住居スル場所ヲ記入スルコト
    - (イ) 兵役關係  
官等級 例ヘバ陸軍大尉、陸軍獸醫少尉、陸軍獸醫務軍曹、陸軍一等兵、海軍中尉、海軍二等兵曹、海軍一等整備兵等ト記入スルコト

- (ロ) 役種 豫備役、第一補充兵役、第二補充兵役、第一國民兵役、第二國民兵役ノ區別ヲ豫備、一補、二補、一國、二國等ト略記スルコト
- (ハ) 徵集年又ハ任官年 兵ハ徵集年ヲ、下士官以上ハ任官年ヲ記入スルコト
- (六) 資格 (ロ)及(二)ノ欄ノ「免許有資格者」トハ免許ヲ受クル資格アル者デ未ダ免許ヲ受ケナイ者ヲ謂フコト
- (九) 診療能力  
(ロ) ノ欄ニハ例ヘバ細菌検査、血清類製造、乳肉検査、防疫等ト記入スルコト
- (ハ) ノ欄ニハ例ヘバ「診療ヲ主業トスルモ防疫、乳肉検査ニ從事シ得」平素診療ヲ主業トセザルモ診療ニ從事シ得」等ト記入スルコト
- (十) 學歷  
例ヘバ何年何月何々農業學校獸醫科卒業、何年何月何々高等獸醫學校卒業、何年何月獸醫師(獸醫手)試驗合格等ト記入スルコト  
現在在學中ノ者ハ其ノ學校部科名及學年ヲ、獸醫學關係以外デ高等專門學校以上ノ學校ヲ卒業シタ者ハ其ノ卒業年月日及學校部科名ヲ、學位ヲ有スル者ハ其ノ學位名及取得年月日ヲ併セ記入スルコト
- (十二) 職歴 獸醫事ニ關係アル經歷及關係ナクトモ主ナ經歷ニ付左ノ例ニ倣ヒ記入スルコト、特ニ細菌検査、血清類製造、乳肉検査、防疫等ノ特殊業務ニ從事シタ場合ハ其ノ經歷ヲ明カニスルコト

[第六回追録]

- (イ) 何年何月ヨリ何々家畜病院ヲ開業シ現在ニ至ル(又ハ何年何月廢止)
- (ロ) 何年何月ヨリ何々家畜病院(又ハ學校)ニ何々トシテ勤務
- (ハ) 何年何月ヨリ何々官公署(又ハ學校)ニ何々官職拜名
- (ニ) 何年何月ヨリ何々組合ニ於テ何々職ニ從事
- (ホ) 何年何月ヨリ何業ニ從事
- (三) 就業ノ場所  
就業ノ場所トハ獸醫事關係ノ業務ニ從事スル者ニ於テハ其ノ業務ニ從事スル診療所、官公署等ノ所在場所ヲ、獸醫事外業務ニ從事スル者ニ於テハ其ノ業務(例ヘバ會社員、吳服商等)ニ從事スル場所ヲ謂フコト  
就業ノ名稱ノ下ニ例ヘバ何々診療所、何縣何課、何縣種畜場、何々屠場、何々學校、何々會社等ト記入スルコト  
二以上ノ就業ノ場所ノアル者ハ主ナ就業ノ場所ヲ記入シ、就業ノ場所ノ一定シナイ者ハ「不定」ト記入シ、就業ノ場所ノナイ者ハ「ナシ」ト記入スルコト
- (五) 就業ノ態様  
(イ) ノ欄ノ「團體等ノ職員」ニ該當スル者ハ例ヘバ何々畜産組合技手、傳貨專任技術員等ト記入スルコト  
(ロ) ノ欄ニハ例ヘバ何縣農林技手、家畜衛生係(專任職員ナルトキハ何々專任職員ト附記スルコト)何學校教諭生理衛生學擔任等ト記入スルコト  
(ハ) ノ欄ニハ獸醫事關係ノ業務ニ從事スル者ノ中(イ)及(ロ)ニ該當シ

[第六回追録]

- ナイ者ノミ其ノ職業名例ヘバ產馬業、搾乳業、養豚業ト記入スルコト
- (ニ) ノ欄ニハ獸醫事關係以外ノ職業名例ヘバ農業、吳服商、警察官等ト記入スルコト
- (ホ) ノ欄ノ「就業セズ」トハ無業ノ者及學生、生徒ヲ謂フコト學生、生徒ノ場合ハ其ノ旨附記スルコト
- 二以上ノ業務ニ從事スル者ハ各該當欄ニ之ヲ併記スルコト
- 俸給、給料等ノ額 年收入ハ俸給生活者以外ノ前年ノ實績ニ依リ記入スルコト
- (五) 健康狀態  
急性傳染病等ノ如キ「時的疾者」ニ因ル故障ハ(ハ)ノ總動員業務不適ノ理由トハナラナイコト  
總動員業務不適ノ理由ガ疾病ニアル場合ハ其ノ病名ヲ、不具又ハ身體ノ障害ニアル場合ハ其ノ不具又ハ障害ノ箇所ヲ記入スルコト  
配偶者ノ有無 内縁關係ノ者ハ其ノ旨附記スルコト  
現ニ扶養スル者ノ數自己ノ扶養スル者ニ付左ノ例ニ倣ヒテ記入スルコト
- 父 何歳 妻 何歳 弟 何歳  
母 何歳 長男 何歳
- (ロ) ノ欄ニハ特ニ希望スル事項ガアレバ其ノ旨記入スルコト  
其ノ他  
(ロ) ノ欄ニハ醫療關係者職業能力申告令又ハ船員職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ノ義務アル者ハ例ヘバ醫師、齒科醫師又ハ船員



第十六章 軍事

等ト記入スルコト  
 (ニ)ノ欄ニハ自動車運轉、乘馬其ノ他ノ特技ヲ有スル者ハ其ノ事  
 實ヲ記入スルコト

様式 第二號

(秘)

※ 第 號

獸醫師等職業能力異動申告書

(一) 氏名	(二) 住所		(三) 資格	
	新	舊	新	舊
			(ハ)(イ) 獸醫師 (ハ)(イ) 獸醫手	(ハ)(イ) 獸醫師 (ハ)(イ) 獸醫手
		支應管内 島 村 町	支應管内 島 村 町	
			(ニ)(ロ) 獸醫師有資格者 (ニ)(ロ) 獸醫手有資格者	(ニ)(ロ) 獸醫師有資格者 (ニ)(ロ) 獸醫手有資格者
		由事動異	由事動異	由事動異
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
		ニ因ル	ニ因ル	ニ因ル

昭和 年 月 日現在

※ 南洋 廳

〔第六回追録〕

一七八八ノ六三ノ三

三 本申告ヲ怠ツタ者又ハ本申告ニ關シ當該官吏ノ爲ス検査ヲ拒ミ、  
 妨ゲ若ハ忌避シタ者ハ國家總動員法ニ依リ處罰サレルコトガアルカ  
 ラ注意スルコト

備考	(六) 就業		(五) 就業場所		(四) 獸醫師名簿登録	
	新	舊	新	舊	第 號	第 號
			支應管内 就業所ノ名稱 島 村 町	支應管内 就業所ノ名稱 島 村 町		
			由事動略	由事動異		
			年 月 日	年 月 日		
			ニ因ル	ニ因ル		

昭和 年 月 日申告

〔第六回追録〕

就業場所ノ  
 (住) 場所ノ

申告者 資格 印捺

注意

一 ※印ノ箇所ハ記入セヌコト  
 二 裏面記入ノ注意及參考ヲ熟讀シ誤記ノナイ様記入スルコト

第十六章 軍事

三 本申告書ハ就業地(就業ノ場所不定ノ者及就業ノ場所ノナイ者  
 ハ住所)ヲ管轄スル支應、支應出張所ヲ經由シ南洋廳長官ニ提  
 出スルコト

一七八八ノ六三ノ四



(裏面)

記入上ノ注意及參考

- 一 異動申告令第四條第二項ニ依リ氏名、住所、資格並ニ獸醫師名簿登録番號及登録年月日又ハ獸醫手免許番號、免許年月日及免許期間、就業ノ場所就業ノ態樣ニ變更ガアツタ場合變更ノ生ジタ時ヨリ三十日以内ニ申告スベキモノデアラカラ特ニ注意スルコト
- 二 文字ハ明瞭ニ墨又ハ青インクヲ以テ記入シ異動ニ關係ノナイ事項ハ抹消スルコト
- 三 氏名ニハ其ノ右側ニ振假名ヲ附スルコト
- 四 異動事由ノ欄ハ左ノ例ニ倣ヒ記入スルコト
  - (1) 氏名變更ノ場合ノ例「昭和十七年五月五日婿養子縁組ニ因ル」
  - (2) 住所變更ノ場合ノ例「昭和十七年五月五日移轉ニ因ル」
  - (3) 資格變更ノ場合ノ例「昭和十七年五月五日獸醫師試験合格又ハ獸醫師免許證下附ニ因ル」
  - (4) 就業ノ場所變更ノ場合ノ例「昭和十七年五月五日診療所移轉(又ハ轉任)ニ因ル」
  - (5) 就業ノ態樣ノ變更ノ場合ノ例「昭和十七年五月五日開業ニ因ル」
- 五 新ニ獸醫師免許證又ハ獸醫手免許證ノ下附ヲ受ケタ者及書換下付、再下付ヲ受ケタ者ハ其ノ免許證ニ依リ登録番號、登録年月日等ヲ(四)ノ欄ニ記入スルコト
- 六 就業ノ態樣ノ變更トハ獸醫事ニ關係アル業務ハ勿論獸醫事外ノ業務ノ態樣ニ變更アルヲ謂フ實例左ノ如シ
  - (イ) 就業ノ態樣ノ變更トナル場合ノ例

- (1) 自ら開設スル診療所ヲ廢シ他人ノ開設スル診療所ニ勤務シ又官公吏、學校教員トナツタトキ
- (2) 開業ノ獸醫師、官公吏、學校教員等其ノ職業ヲ變更シタトキ
- (3) 獸醫事外ノ職業ニ從事シテキル者ガ獸醫事關係業務ニ從事シタトキ
- (4) 獸醫事外ノ職業ニ從事シテキル者ガ他ノ職業ニ從事シタトキ
- (5) 獸醫事ニ從事シテキル者ガ他ノ職業ニ從事シタトキ
- (ロ) 就業ノ態樣ノ變更トナラナイ場合
  - (1) 官公吏等同一勤務處ニ於テ技手ヨリ技師トナルガ如キ地位ノ變更ヲ生ジタトキ
  - (2) 單ニ診療所ノ所在地ヲ變更シタノニ過ギナイトキ
  - (3) 團體ニ勤務スル者ガ同一地位ニ於テ他ノ團體ニ轉ジタトキ
- 七 開業ノ獸醫師ガ診療所ノ所在地ヲ變更シ又ハ他人ノ診療所ニ勤務スル者ガ他ノ診療所ニ同一地位ニ於テ轉ズルハ就業ノ態樣ノ變更トナラナイガ就業ノ場所ノ變更トナルカラ申告ヲ要スベキコト
- 八 本申告ヲ怠ツタ者又ハ本申告ニ關シ當該官吏ノ爲ス検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタ者ハ國家總動員法ニ依リ處罰サレルコトガアルカラ注意スルコト

〔第六回追録〕

(秘)

様式 第三號 (表面)

※ 第 號

獸醫師等職業能力失格申告書

※ 南洋廳

〔第六回追録〕

備考	失格理由	資格	氏名	捺印	住所	昭和 年 月 日現在
		(イ) 獸醫師 (ハ) 獸醫手				
	一 入營	(ロ) 獸醫師有資格者 (ニ) 獸醫手有資格者			支應管内 島 村町	
	二 應召					
	三 軍屬					
	四 應徵					
	五 住居					
	六 就業ノ場所					
	年 年 年 年 年 年					
	月 月 月 月 月 月					
	日 日 日 日 日 日					



注意

- 一 ※印ノ箇所ハ記入セヌコト
- 二 裏面記入上ノ注意及參考ヲ熟讀シ誤記ノナイ様記入スルコト
- 三 本申告書ハ就業地(就業ノ場所不定ノ者及就業ノ場所ノナイ者ハ住所地管轄スル支廳、支廳出張所ヲ經由シ南洋廳長官ニ提出スルコト

(裏面)

記入上ノ注意及參考

- 一 失格申告ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至ツタトキ遲滞ナク南洋廳長官ニ申告スルモノデアルカラ特ニ注意スルコト
- (イ) 現役陸海軍軍人トナツタトキ
- (ロ) 戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集サレタトキ
- (ハ) 陸海軍軍屬トナツタトキ
- (ホ) 國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用サレタトキ
- (ニ) 南洋群島以外ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタトキ
- 二 文字ハ明瞭ニ墨又ハ青インクヲ以テ記入シ關係ノナイ事項ハ抹消スルコト
- 三 氏名ニハ右側ニ振假名ヲ附スルコト

- 四 失格理由ノ欄ハ左ノ例ニ倣ヒ記入スルコト

(一)	入 營	昭和十七年四月一日
(二)	軍 屬 (陸軍技師)	昭和十七年四月一日
(三)	應 召	昭和十七年四月一日
(四)	住 所 徵 (獸醫師等徵用令ニ依リ)	昭和十七年四月一日
(五)	所 朝鮮京城府本町二丁目二十番地	昭和十七年四月一日
(六)	就業ノ場所 朝鮮京城府本町二丁目二十番地	昭和十七年四月一日

〔第六回追録〕

●獸醫師等職業能力申告等ニ關スル事務取扱手續

昭和十四年三月十三日 南洋廳訓令第十九號

拓 殖 部 支廳、支廳出張所

- 第一條 獸醫師等職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第三條第一項ノ申告ヲ總申告、同條第三項ノ申告ヲ補充申告、第四條第二項ノ申告ヲ異動申告、第五條ノ申告ヲ失格申告ト謂フ
- 第二條 獸醫師等職業能力申告書用紙ハ南洋廳長官之ヲ支廳長及支廳出張所長ニ交付ス
- 支廳長及支廳出張所長交付ヲ受ケタル用紙ニ不足ヲ生ズル虞アリト認メタルトキハ南洋廳長官ニ其ノ旨申出ツベシ
- 第三條 支廳長及支廳出張所長ハ獸醫師等ノ提出シタル各申告書ヲ檢査シ誤謬、脱漏又ハ不明ノ箇所アリト認メタルトキハ申告者ヲシテ之ヲ訂正セシメ又ハ申告者ニ開實シテ之ヲ訂正ノ上本廳ヘ送付スベシ
- 第四條 本廳ニ於テ總申告及補充申告ノ申告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ編綴シテ獸醫師等職業能力登録簿ト爲スベシ
- 獸醫師等職業能力登録簿ニ編綴シタル前項ノ申告書ヲ登録票ト謂フ
- 登録票ニハ獸醫師等職業能力登録簿ニ編綴シタル順序ニ從ヒ番號ヲ附スベシ

第十六章 軍事

〔第六回追録〕

- 獸醫師等職業能力登録簿ニハ索引ヲ設ケ申告者ノ氏名及登録票番號ヲ記載シ其ノ記載事項ノ異動アル毎ニ之ヲ朱書訂正シ置クベシ
- 索引ニハ備考欄ヲ設ケ登録票ヲ登録簿ヨリ除キタル場合ニ於テ其ノ年月日及事由ヲ記載スベシ
- 第五條 本廳ニ於テ異動申告ノ申告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ登録票ノ記載事項中異動ヲ生ジタル事項ヲ朱書訂正シ登録票ノ「異動事項記入欄」ニ其ノ旨ヲ記入スベシ
- 第六條 本廳ニ於テ失格申告ノ申告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ登録票ノ「異動事項記入欄」ニ其ノ旨ヲ記入シ獸醫師等職業能力登録簿ヨリ之ヲ除キ別ニ保存スベシ但シ南洋群島ニ住所及就業ノ場所ヲ有スル者ガ住所ノミヲ南洋群島以外ノ地域ニ移シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 本廳ニ於テ獸醫師等登録ノ抹消又ハ獸醫師等免許ノ取消ニ依リ申告令ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル者アルコトヲ知りタルトキハ登録票ノ「異動事項記入欄」ニ其ノ旨ヲ記入シ獸醫師等職業能力登録簿ヨリ之ヲ除キ別ニ保存スベシ申告令ノ適用ヲ受ケタル者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルコトヲ知りタルトキ亦同ジ
- 第八條 支廳長又ハ支廳出張所長ハ各申告書ノ寫各一通ヲ作成シ本廳ノ處理方法ニ準ジテ之ヲ整理保存スベシ
- 第九條 支廳長又ハ支廳出張所長ハ總申告又ハ補充申告ヲ爲シタル者ノ就業ノ場所ト住所トガ管轄支廳又ハ支廳出張所ヲ異ニスル者アルトキハ住所地ヲ管轄スル支廳長又ハ支廳出張所長ニ其ノ氏名及就業ノ場所ヲ通知スベシ
- 第十條 支廳長又ハ支廳出張所長管轄區域内(就業ノ場所(就業ノ場所



一定セザル者又ハ就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所ヲ異動シタル者ヨリ異動申告ノ申告書ヲ受理シタルトキハ前ノ管轄支廳長又ハ支廳出張所長ニ總申告又ハ補充申告書ヲ送付ヲ請求スベシ  
前項ノ請求ヲ受ケタル支廳長又ハ支廳出張所長ハ遲滞ナク總申告又ハ補充申告ノ申告書ヲ送付スベシ  
支廳長又ハ支廳出張所長前項ノ申告書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ第八條ノ例ニ依リ之ヲ處理スベシ

第十一條 支廳長又ハ支廳出張所長獸醫師等登録ノ抹消又ハ獸醫師等免許ノ取消ニ因リ申告令ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル者アルコトヲ知りタルトキハ直ニ其ノ旨本廳ヘ報告スルト共ニ總申告又ハ補充申告ノ申告書ヲ「異動事項記入欄」ニ其ノ旨ヲ記入スベシ  
申告令ノ適用ヲ受ケタル者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルコトヲ知りタルトキ亦同ジ

住所ト就業ノ場所トガ管轄支廳又ハ支廳出張所ヲ異ニスル場合ニ於テ住所地ヲ管轄スル支廳長又ハ支廳出張所長前項ノ適用ヲ受ケベキ事實アルコトヲ知りタルトキハ就業地ヲ管轄スル支廳長又ハ支廳出張所長ニ其ノ旨ヲ通告スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●國民徵用令

昭和十四年七月八日  
勅令第四百五十一號

改正 昭和十五年第六四號、一六年第一二九號  
第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ

含ム以下同ジ）第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用及國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル  
第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外國民職業指導所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者（以下要申告者ト稱ス）ニ限り之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得

第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務又ハ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設（以下管理工場ト稱ス）ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス  
特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ施設（以下指定工場ト稱ス）ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得

第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス  
第六條 總動員業務ヲ行フ官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ  
前項ノ規定ニ依リ管理工場ノ事業主ノ爲ス申請ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣ヲ經由スベシ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

第七條

厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地（國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ就業地）ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

徵用セラルベキ者其ノ居住ノ場所（國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル場合ニ於テハ就業ノ場所）ニ異動ヲ生ジ國民職業能力申告令第四條第一項後段又ハ第二項ノ規定ニ依リ申告ヲ爲サザル場合ニ於テ前後ノ居住地（國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地）ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ居住地（國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地）ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ

地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

- 一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所（國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業ノ場所）
- 二 從事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙又ハ管理工場若ハ指定工場ノ名稱及所在地
- 三 從事スベキ總動員業務、職業及場所



第十六章 軍事

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ從事スルニ適セズト認ムルトキハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ從事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求又ハ申請スベシ

第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラ

ル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場又ハ指定工場ニ使用セララルル者ニ在リテハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ指示ニ從フベシ

一七八八ノ六九

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、從事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス

第十九條 徵用セラレベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)

三 陸海軍軍屬(被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク)

四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

五 醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時練習支辨並ニ徵用ノ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セララルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セララルル者ニ關シテハ厚生大臣之ヲ定ム

第十九條ノ二 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主ニ對シ被徵用者ヲ使用又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

第十九條ノ三 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

第二十條 前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條ノ四 前條ノ規定ニ依ル扶助ガ被徵用者ニシテ管理工場若ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタルモノナルトキ

第十六章 軍事

第十六章 軍事

一七八八ノ六九



第十六章 軍事

第二十三條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ヲシテ  
徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長(東京市、京都市、  
大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベ  
キモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在  
リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル  
事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一  
時繰替支辨スベシ

前項ノ費用及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定  
ム

第二十四條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣  
ニ協議スベシ

第二十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ  
在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ總動  
員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣若  
ハ當該官衙ノ所管大臣又ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ  
官衙ノ所管大臣又ハ主務大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除ク  
ノ外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總  
督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知  
事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳  
長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島  
司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在

一七八八ノ六九ノ三

リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス  
第二十六條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ  
以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南  
洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●國民徵用令施行規則

昭和十四年十月二日  
南洋廳令第五十三號

改正

昭和十五年第七號、第四七號、一七年第三號

第一條 南洋廳長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルト  
キハ支廳長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第二條 南洋廳長官又ハ支廳長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

別表様式第一號ニ依リ出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付ス

第三條 徵用セラルベキ者出頭要求書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求  
書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第四條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用  
解除令書ハ別紙様式第二號ニ依リ

第五條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ支廳長又ハ支廳出張  
所長ヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシム

第六條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵  
用取消令書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ該令書添附シタル受領證ニ受領年  
月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者、徵用令書又ハ出頭變更令書ノ  
交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及  
場所ニ出頭シ當該官吏又ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ届出  
ツベシ

第八條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依リ届出ハ  
左ノ書類ヲ添附シ南洋廳長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムヲ  
得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官  
吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ  
其ノ他ノ支廳長、支廳出張所長又ハ警察官吏若ハ船長ノ證明書

第九條 徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ從事ス  
ル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ管理工場若ハ指定工場

第十六章 軍事

ノ事業主ヲ經由シテ之ヲ交付ス

第十條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付ヲ受ケタルトキ  
ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之  
ヲ送付スベシ

第十一條 南洋廳長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベ  
キ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ  
得

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ支廳長之  
ヲ徵スルコトヲ得

第十二條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別  
表様式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ

第十三條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場  
ニ使用スル被徵用者ニシテ死亡シタルモノアルトキハ遲滞ナク左ニ掲  
グル事項ヲ死亡シタル被徵用者ノ従前ノ住所地ノ所轄支廳長ニ報告ス  
ベシ

一 氏名、出生ノ年月日及本籍

二 徵用令書發付者、發付年月日及發付番號

三 死亡ノ年月日及事由

四 給與及扶助ノ狀況

五 遺族ノ住所

支廳長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ旨南洋廳長官ニ報告スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一七八八ノ六九ノ四



別表様式第一號 (用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B六トス)

(表面)

出頭要求書		出頭要求書	
號 第		號番付發書求要頭出	
右ノ者國民徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム			
出頭スベキ日時	何年何月何日	午後何時	午前何時
出頭スベキ場所	何	* 氏	
備考			
昭和 年 月 日			
南洋廳長官 氏		南洋廳長官 氏	
(南洋廳 支廳長 氏		(南洋廳 支廳長 氏	
名 印		名 印	
		何年何月何日生	
		氏	
		道府縣 郡(市)(區) 町(村) 大字、番地	
		居住又ハ 南洋群島 島	
		就業ノ場所	
		本 籍	
		氏	

(第六回追録)

(裏面)

(第六回追録)

出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一 出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該要求書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ。

(参照)

國民徵用令第十條地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得  
國民徵用令施行規則第一條南洋廳長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ支廳長ヲシテ徵用セラル  
ベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

記載心得

- 一 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ限り之ヲ記載スルモノトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモノトス
- 二 就業ノ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
- 三 備考ハ南洋廳長官又ハ支廳長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス



號 第 號番付發書令用徴

號 第 號番付發書令用徴

南洋廳長官 氏 名 殿

本 籍 道府縣 郡(市)區(町)大字、番地

居住又ハ 南洋群島

就業ノ場所 南洋群島

昭和 年 月 日 午前 時 分

受 領 證

一 徴用令書(何年何月何日發付第何號)

右 受 領 ス

備 考	出 頭 ス 〽 キ 場 所 何 々	出 頭 ス 〽 キ 日 時 何 年 何 月 何 日 午 前 後 何 時	徴 用 ノ 期 間 自 何 年 何 月 何 日 至 何 年 何 月 何 日	従 事 ス 〽 キ 場 所 何 々	従 事 ス 〽 キ 職 業 何 々	従 事 ス 〽 キ 總 動 員 業 何 々	従 事 ス 〽 キ 總 動 員 業 ノ 名 稱 及 所 在 地 何 々	理 工 場 若 ハ 指 定 工 場 何 々	右ノ者左ノ通徴用セラル
									何年何月何日生

南洋廳長官 氏 名 殿

本 籍 道府縣 郡(市)區(町)大字、番地

居住又ハ 南洋群島

就業ノ場所 南洋群島

昭和 年 月 日

別表様式第三號ノ一(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

(表 面)

(裏 面)

徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

二 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ届出ツベシ

三 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者傷痕疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診断書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診断書ヲ得ルコト能ハサルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ南洋廳長官ニ遅滞ナク届出ツベシ

四 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ支廳長、支廳出張所長又ハ警察官吏、若ハ船長ノ證明書ヲ添ヘ南洋廳長官ニ遅滞ナク届出ツベシ

記載心得

一 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ニ限リ之ヲ記載スルモトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモトス

二 就業ノ場所、従事スルキ場所及出頭スルキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモトス

三 軍機保護上ノ必要アルトキハ、従事スルキ總動員業務、職業又ハ場所ハ之ヲ記載セザルモトス

四 備考ハ南洋廳長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモトス

五 文書ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモトス

六 徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ捺印又ハ捺印ヲ爲サズ



出頭變更令書  
 本籍及居住又ハ就業ノ場所ハ従前發シタル徵用令書ニ記載シタル本籍及居住又ハ就業ノ場所ヲ記載スルモノトス  
 二 出頭變更令書ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
 三 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ南洋艦長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
 四 出頭變更令書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス  
 五 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨フナキモノトス

出頭變更令書  
 本籍及居住又ハ就業ノ場所  
 籍 道府縣 郡(市)區(區) 町村(大字、番地)  
 本 籍 道府縣 郡(市)區(區) 町村(大字、番地)  
 居住又ハ就業ノ場所 南洋群島  
 南洋艦長官 氏 名 圖  
 昭和 年 月 日  
 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得  
 一 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ  
 二 出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ト共ニ該令書ヲ携  
 場ノ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ當該管理工場若ハ指定工  
 場ノ事業主ニ届出ツベシ

別表様式第二號ノ二(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

(線六回線)

出頭變更令書  
 本籍及居住又ハ就業ノ場所ハ従前發シタル徵用令書ニ記載シタル本籍及居住又ハ就業ノ場所ヲ記載スルモノトス  
 二 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス  
 三 徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨フナキモノトス

徵用取消令書  
 本籍及居住又ハ就業ノ場所  
 籍 道府縣 郡(市)區(區) 町村(大字、番地)  
 本 籍 道府縣 郡(市)區(區) 町村(大字、番地)  
 居住又ハ就業ノ場所 南洋群島  
 南洋艦長官 氏 名 圖  
 昭和 年 月 日  
 徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得  
 一 徵用取消令書(何年何月何日發付第何號)  
 二 徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ  
 三 徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ト共ニ該令書ヲ携

別表様式第二號ノ三(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

(線六回線)







證明書ヲ添附シ願路ニ依ラザリシ場合旅行日數ヲ增加シタル場合等ニ於テハ其ノ事由ヲ詳具スル外支廳長、支廳出張所長、警察官吏、船長等ノ證明書ヲ添附スベシ、但シ不具癡疾傷疾疾病等ノ爲ナルトキハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書ヲ以テ之ニ代フ以下之ニ同ジ)ヲ添附スベシ第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民徵用扶助規則

昭和十七年一月十五日  
南洋廳令第四號

- 第一條 國民徵用令第十九條ノ三ノ規定ニ依ル扶助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 國民徵用令第十九條ノ三第一項ノ家族ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトス
  - 一 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督續人ニ限ル
  - 二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者
  - 三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ

解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ  
第三條 國民徵用令第十九條ノ三第二項遺族ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
  - 二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者
  - 三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ
- 第四條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者生活スルコト困難ナル場合ニ於テノミ之ヲ爲ス
- 一 被徵用者徵用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合ニ於テ其ノ家族
  - 二 被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ家族
  - 三 被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ其ノ遺族

(第六回追録)

被徵用者徵用セラレタル場合ニ於テ家族ト世帯ヲ異ニセザル場合ト雖モ特別ノ事情アルトキハ被徵用者ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

- 第五條 扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋葬トス
- 第六條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地ノ所轄支廳長之ヲ行フ扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ支廳長必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得
- 第七條 扶助ノ程度及方法ハ支廳長被徵用者ノ支給ヲ受ケル給與又ハ被徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル者ノ所得、勞働能力等ヲ調査シ之ヲ決定ス
- 第八條 扶助ハ扶助ヲ受ケル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ
- 第九條 支廳長居宅扶助ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ扶助ヲ受ケル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シテ扶助スルコトヲ得
- 第十條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ
- 第十一條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フ
- 第十二條 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一日三十五錢以内トス一世帯ニ於テ扶助ヲ受ケル者二人以上アルトキハ前項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得
- 第十三條 居宅扶助ノ場合ニ於テ醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ支廳長南洋廳長官ノ認可ヲ受ク之ヲ定ム
- 第十四條 居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

(第六回追録)

第七條第二項ノ規定ニ依ル收容扶助ノ場合ニ於テ扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ支廳長南洋廳長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

- 第十四條 扶助ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給ス
- 第十五條 災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ支廳長ハ一世帯總額三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得
- 第十六條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者並ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ
- 第十七條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ者並ニ其家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ
- 第十八條 被徵用者ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ
- 第十九條 被徵用者ニシテ逃亡シタル者ニ付テハ其ノ逃亡ノ間其ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ
- 第二十條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル



第十六章 軍事

者ニ付テハ其ノ被徵用者タリシ者並ニ其ノ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ又ハ扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同ジ

第二十一條 被徵用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ扶助ヲ爲サズ

第二十二條 被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ被徵用者徵用解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十三條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十四條 被徵用者第四條第二號ニ該當スル場合ニ於テハ被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者徵用解除後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者タリシ者ノ家族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 生活扶助ノ爲給與スル金錢又ハ物品ハ三月分以内ヲ限り之ヲ前渡スルコトヲ得

扶助ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ被扶助者已ムヲ得ザル事由ニ因リ前渡シタル金錢又ハ物品ヲ費消シ又ハ喪失シ且返還ノ責力ナキトキハ之ヲ返還セシメザルコトヲ得

一七八八ノ六九ノ一五ノ三ノ三

扶助ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ前渡シタル金錢又ハ物品中返還セシムベキモノニ付テハ之ニ相當スル額ヲ後ニ給與スベキモノヨリ減ズルコトヲ得

第二十六條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ支廳長ハ南洋廳長官ノ認可ヲ受ケ第十條第一項、第十二條、第十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依リ金額ヲ增加スルコトヲ得

第二十七條 扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ハ支廳長之ヲ行フ

第二十八條 扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ノ處分ハ扶助ヲ受クル者ニ之ヲ通達ス

支廳長扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徵用者ヲ使用シ又ハ使用シタル官衙ノ長又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ其ノ旨通知スベシ

第二十九條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノノ徵用ニ關スル事項ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地ノ所轄支廳長ヨリ照會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者ニシテ第四條第二號ニ該當スルモノアルトキハ當該被徵用者タリシ者ノ從前ノ住所地ノ所轄支廳長ニ其ノ旨通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル扶助ヲ受クル家族ヲ有スル被徵用者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ速ニ扶助ヲ行フ支廳長ニ其ノ旨通知スベシ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

一 支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スト認メラル者

二 第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スル者

三 従事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ付徵用ヲ變更セラレタル者

第三十條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ南洋廳長官ニ對シ變更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ出願ハ文書ヲ以テ處分ヲ爲シタル支廳長ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

南洋廳長官ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ支廳長ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十一條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六章 軍事



一七八八ノ六九ノ一五ノ三ノ五

● 船員徵用令

昭和十五年十月十九日  
勅令第六百八十七號

第一條 國家總動員法（昭和十二年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第四條ノ規定ニ基キ船員職業能力申告令第二條ニ掲グル者（醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ヲ除ク）ヲ船員トシテ總動員業務タル船舶ノ運航ニ從事セシムル爲ニ徵用シ及國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ノ使用又ハ給與其ノ他ノ勞動條件ニ付命令ヲ爲スハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外船員職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

- ザルモノトス
- 二 不要文字ハ抹消スルモノトス
  - 三 備考ハ南洋廳長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
  - 四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

第三號様式ノ五（用紙ハ白色、大サハ日本標準規格B5）

徵用解除令書	令除解用徵	號第	號第	發書	日	年	月	日
徵用解除令書								
現ニ配置セララルル船舶								
氏名								
年 月 日 生								
右ノ者 年 月 日 限リ徵用ヲ解除ス								
昭和 年 月 日								
南洋廳長官 氏 名 印								

記載心得 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

第三條 本令ニ依リ徵用スル者ハ命令ヲ以テ定ムル船舶ニ配置セララルモノトス

第四條 徵用及徵用ノ解除ハ逓信大臣之ヲ行フ

第五條 船舶所有者ハ徵用ニ依ル船員ノ配置ヲ必要トスルトキハ逓信大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第六條 逓信大臣前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用令書ヲ發シ徵用セララルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第七條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 徵用セララルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及居住ノ場所（現ニ乗組中ノ者ニ付テハ居住ノ場所ニ代ヘ乗組船舶ノ船名及船舶所有者ノ氏名又ハ名稱）

二 配置セララルル船舶ノ船名及船舶所有者ノ氏名又ハ名稱

三 從事スベキ職務

四 徵用ノ期間

五 出頭スベキ日時及場所

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第八條 逓信大臣ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲ニ必要アルトキハ徵用セララルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

〔第六回追録〕

第四號様式（用紙ノ大サハ日本標準規格B5）

南洋廳長官宛	船員徵用令第十五條第二項ニ依ル給與認可申請書	初任給ニ關スル事項	昇給ニ關スル事項	手當ニ關スル事項	賞與ニ關スル事項	其ノ他給與ニ關スル事項	備考
南洋廳長官宛							
船員徵用令第十五條第二項ニ依ル給與認可申請書							
昭和 年 月 日							
申請者 住所及氏名 印							



第五號樣式(用紙ノ大サハ日本標準規格B5)

第 號	官 氏 名
南 洋 廳	

國家總動員法(船員關係)ニ基ク  
當該官廳印  
官吏 臨檢證 票

(裏)

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

### ● 船員徵用扶助規則

昭和十七年九月二十五日  
南洋廳令第五十三號

- 第一條 船員徵用令第十七條ノ二(戰時海運管理令第二十六條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)ノ規定ニ依ル扶助ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 船員徵用令第十七條ノ二第一項ノ家族ハ左ニ掲グル者トス
- 一 被徵用者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
  - 二 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ
  - 三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ
- 第三條 船員徵用令第十七條ノ二第二項ノ遺族ハ左ニ掲グル者トス
- 一 死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
  - 二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

- 三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ
- 第四條 扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第五條 扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋葬費ノ支給トス
- 第六條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地ヲ管轄スル支廳長之ヲ行フ
- 第七條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ支廳長必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得
- 第八條 扶助ノ程度及方法ハ支廳長被徵用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル者ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ受クル保險給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノ所得、労働能力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ決定ス
- 第九條 第二項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲サントスル者ハ様式第一號ニ依リ申請書ヲ其ノ住所ヲ管轄スル支廳長ニ之ヲ提出スベシ
- 第十條 扶助ハ扶助ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ
- 第十一條 支廳長居宅ニ於テ扶助ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ扶助ヲ受クル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シテ扶助スルコトヲ得
- 第十二條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ
- 第十三條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フ
- 第十四條 居宅ニ於テ爲ス生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一日三十五錢



第十六章 軍事

於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦  
前項ニ同ジ

**第十六條** 被徵用者タリシ者ニシテ怠惰又ハ素行不良ナルモノニ付テハ  
被徵用者タリシ者並ニ其ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ  
又ハ扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

被徵用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナルモノニ  
對シ前項ニ同ジ

**第十七條** 被徵用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタルモノニ對シテ  
ハ扶助ヲ爲サズ

**第十八條** 被徵用者タリシ者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者タリシ者死  
亡後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者タリシ者  
ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

**第十九條** 特別ノ必要アル場合ニ於テハ支廳長ハ南洋廳長官ノ認可ヲ受  
ケ第九條第一項、第十條、第十二條第二項及第十三條ノ規定ニ依ル金  
額ヲ增加スルコトヲ得

**第二十條** 扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ハ支廳長  
之ヲ行フ

**第二十一條** 扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更  
ノ處分ヲ通達ス

支廳長扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲  
シタルトキハ被徵用者ヲ使用シタル船舶所有者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ  
**第二十二條** 船舶所有者ハ其ノ使用シタル被徵用者ノ徵用ニ關スル事項

一七八八ノ六九ノ一五ノ一三ノ三

ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所ヲ管轄スル支廳長ヨリ照會ヲ受ケタ  
ルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

船舶所有者ハ其ノ使用スル被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非  
ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ又ハ  
死亡シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所地支廳長ニ其ノ旨  
ヲ通知スベシ

**第二十三條** 扶助ヲ拒否セラレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタ  
ル者ハ六十日以内ニ南洋廳長官ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出願ヲ爲サントスル者ハ様式第二號ニ依ル出願書ニ  
副本ヲ添へ處分ヲ爲シタル支廳長ヲ經由シ南洋廳長官ニ之ヲ提出スベ  
シ

南洋廳長官ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ支廳長ヲシテ扶助ヲ爲サシ  
メ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

**第二十四條** 船舶所有者ハ其ノ使用シタル被徵用者又ハ其ノ家族若ハ遺  
族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ南洋廳長官ノ定ムル所ニ依  
リ國庫ニ納入スベシ

**第二十五條** 本令ニ於テ船舶所有者トアルハ戰時海運管理令第二十六條  
第一項ニ於テ準用スル船員徵用令第十七條ノ二ノ規定ニ依ル扶助ニ關  
シテハ船舶運管會トス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔第六回追録〕

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4)

昭和 年 月 日		申請者住所及氏名	
支廳長 氏名宛		被徵用船員(家族)扶助申請書	
氏名		生年月日	
本籍		縣 府 市 郡 村 町 大字 番地	
船員手帳番號		受領年月	
職務		罹病及傷事	
徵用年月		死亡年月	
徵用解除年月		雇傭關係在リタル船舶所有者	
徵用ノ區別		給料手當其ノ他	
氏名		職業一ヶ月ノ扶助種類ニ及先總收入關スル希望	
男 女 本人ト續柄		生年月日	
年月日		年月日	
年月日		年月日	
年月日		年月日	
年月日		年月日	

第十六章 軍事

〔第六回追録〕

申請事由	記載心得
指定ノ郵便局名	一 申請書標記ハ被徵用船員タリシ者ノ扶助申請ナルトキハ括弧内ノ文字ヲ、家族又ハ遺族ノ扶助申請ナルトキハ括弧内ノ不要ノ文字ヲ抹消スルコト
	二 徵用ノ區別欄ニハ船員徵用令ニ依ル徵用又ハ戰時海運管理令ニ依ル徵用ノ別ヲ記載スルコト
	三 申請事由欄ニハ扶助ヲ受ケントスル者ガ生活スルコト困難ナル事情及船員徵用扶助規則第二條第三號ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事情ヲ詳細記載スルコト
	四 給料、手當其ノ他欄ニハ本人ノ給料及手當ノ月額並ニ退職手當金又ハ保證金ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ記載スルコト
	五 指定郵便局名欄ニハ金錢ニ依ル扶助ヲ受領スベキ郵便局名ヲ記載スルコト

一七八八ノ六九ノ一五ノ一三ノ四



様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B5)

昭和 年 月 日	申請者住所及氏名
南洋廳長官 氏名宛	氏名
扶助再審査申請書	
原處分官廳	支廳長
原處分年月日	昭和 年 月 日
原處分ノ區別	拒否、廢止、停止
	再審査事由

記載心得 原處分ノ區別欄中不要ノ文字ハ抹消スルコト

ムル所ニ依ル

**第二條** 本令ニ於テ醫師トハ醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師トハ齒科醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル齒科醫師、藥劑師トハ藥劑師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル藥劑師ヲ謂フ但シ朝鮮ニ在リテハ各朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、臺灣ニ在リテハ各臺灣總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、樺太ニ在リテハ各樺太長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、南洋群島ニ在リテハ各南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム

**第三條** 本令ニ於テ看護婦トハ命令ヲ以テ定ムル看護婦ヲ謂フ

**第四條** 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

**第五條** 本令ニ徵用スル者ハ左ノ各號ノ一ニ掲グル業務ニ従事セシムルモノトス

- 一 國ノ行フ軍事上又ハ軍人援護上必要ナル衛生ニ關スル總動員業務
- 二 國、地方公共團體又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者(以下防空計畫設定者ト稱ス)ノ行フ防空上必要ナル衛生ニ關スル總動員業務
- 三 國又ハ地方公共團體ノ行フ衛生ニ關スル總動員業務ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
- 四 工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設及厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ施設(以下工場事業場總稱ス)ニ於ケル衛生ニ關スル總動員業務

(第六回追録)

### ●醫療關係者徵用令

昭和十六年十二月十五日  
勅令第千三百三十一號

**第一條** 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第四條ノ規定ニ基テ醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦(以下醫療關係者ト總稱ス)ノ徵用竝ニ國家總動員法第六條ノ規定ニ基テ被徵用者ノ使用又ハ給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令ハ本令ノ定

(第六回追録)

前項第三號又ハ第四號ニ掲グル業務ニ従事セシムル爲醫療關係者ヲ徵用スルハ國民衛生上特ニ必要アル場合ニ限ル

**第五條** 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

**第六條** 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ)ノ所管大臣、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主徵發ニ依リ醫療關係者ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ノ爲ス申請ハ命令ヲ以テ定ムル地方長官ヲ經由スベシ

**第七條** 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所トシ以下同ジ)ノ所在地(就業ノ場所一定セザル者就業ノ場所ヲ有セザル者又ハ船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

徵用セラルベキ者其ノ就業ノ場所ニ異動ヲ生ジ醫療關係者職業能力申告令第四條第二項又ハ第八條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲サザル場合ニ於テ前後ノ就業ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ就業ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ

地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

**第八條** 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ

必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコト得

- 一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、住所及就業ノ場所
- 二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙、地方公共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ名稱及所在地
- 三 従事スベキ總動員業務ノ内容及場所
- 四 徵用ノ期間
- 五 出頭スベキ日時及場所
- 六 其ノ他必要ト認ムル事項

**第九條** 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ性別、年齢、身體ノ狀態、就業ノ態樣、診療能力、住所及就業ノ場所、家庭ノ狀況、希望竝ニ其ノ者ノ徵用ガ國民醫療ニ及ボス影響等ヲ斟酌シ徵用ノ適否竝ニ従事スベキ總動員業務ノ内容及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ

**第十條** 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

**第十一條** 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

**第十二條** 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣、地方公共團體ノ長、防



空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙、被徵用者ノ總動員業務ニ従事スル場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙、被徵用者ノ總動員業務ニ従事スル場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ依リ總動員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求又ハ申請スベシ

第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得  
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ依リ請求又ハ申請ナキ場合ト雖モ徵用ヲ解除スルコトヲ得  
厚生大臣前項ノ規定ニ依リ官衙ニ使用セララルル者ノ徵用ヲ解除セントスルトキハ當該官衙ノ所管大臣ニ協議スベシ

第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更

命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ  
被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セララルル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ地方公共團體ニ使用セララルル者ニ在リテハ當該地方公共團體ノ長、防空計畫設定者ニ使用セララルル者ニ在リテハ當該防空計畫設定者、工場事業場ニ使用セララルル者ニ在リテハ當該工場事業場ノ事業主ノ指示ニ從フベシ

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ經歷、従事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場主之ヲ支給スルモノトス

第十九條 徵用セララルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ

〔第六回追録〕

地方長官之ヲ支給ス

地方公共團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ配置セララルル爲第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ當該地方公共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベシ

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレテ歸郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主之ヲ支給スルモノトス

第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用セララルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セララルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ地方公共團體、防空計畫設定者及工場事業場ニ使用セララルル者ニ關シテハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ使用スル地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ニ對シ被徵用者ノ使用又ハ給料其ノ他ノ從業條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

〔第六回追録〕

第二十一條

被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因リニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ従事中故意又ハ重大ナル過失ニ因リニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 前條ノ規定ニ依リ扶助ガ被徵用者ニシテ工場事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該工場事業場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入セシムルコトヲ得

第二十三條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シテ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徵スルコトヲ得  
厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ被徵用者ノ従事スル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帯セシムベシ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ



第十六章 軍事

- 一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）
- 二 陸海軍學生生徒
- 三 陸海軍軍屬（被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク）
- 四 法令ニ依リ拘禁中ノ者
- 第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ
  - 一 年齢六十年以上ノ者
  - 二 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏
  - 三 帝國議會ノ議員
  - 四 總動員業務ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ
- 第二十六條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察署長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長）又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ
- 前項ノ費用及一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
- 第二十七條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ
- 第二十八條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ藥劑師又ハ看護婦ニ關シテハ警視總監トス

一七八八ノ六九ノ一五ノ一三ノ九

第二十九條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、又ハ南洋廳長官トシ總動員業務ヲ行フ（官衙陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ノ所管大臣、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ當該官衙ノ所管大臣トアルハ官衙ノ所管大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市街庄長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第三十條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔第六回追録〕

●醫療關係者徵用令施行規則

- 昭和十七年三月五日  
南洋廳令第九號
- 第一條 醫療關係者徵用令（以下令ト稱ス）第二條第二項ノ看護婦ハ大正四年内務省令第九號看護婦規則ニ依リ看護婦（明治四十三年勅令第二百二十八號日本赤十字社令ニ依リ日本赤十字社救護員タル者ヲ除ク）タル者トス
- 第二條 令第四條第一項第三號ノ命令ヲ以テ定ムル國又ハ地方公共團體ノ行フ衛生ニ關スル業務ハ急性又ハ慢性ノ傳染病ノ豫防若ハ治療上必

〔第六回追録〕

要ナル業務又ハ國民醫療上著シキ支障アリト認メラルル地域ニ於ケル診療ニ關スル業務トス

第三條 令第六條第二項（令第十二條第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ工場事業場ノ事業主ノ爲ス申請ニ在リテハ當該管理工場又ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル支廳長トス

第四條 令第七條第一項ノ地ハ徵用セラルベキ者ノ住所地トス

第五條 南洋廳長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ廳支長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトアルベシ

第六條 南洋廳長官又ハ支廳長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依リ出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第七條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第八條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別表様式第二號ニ依ル

第九條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ支廳長又ハ支廳出張所長ヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシム

第十條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十一條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ管理工場若ハ指定工場ノ當務者ニ届出ツベシ

一七八八ノ六九ノ一五ノ一三ノ一〇

第十六章 軍事



第十六章 軍事

第十二條 令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ南洋

一 傷疾疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診断書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診断書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ支廳長、支廳出張所長又ハ警察官吏若ハ船長ノ證明書

第十三條 徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長若ハ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ヲ經由シテ之ヲ交付ス

第十四條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十五條 南洋廳長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトアルベシ

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ支廳長之ヲ徵スルコトヲ得

第十六條 當該官吏令第二十三條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

第十七條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者ニシテ死亡シタルモノアルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ南洋廳長官ニ報告スベシ

一七八八ノ六九ノ一五ノ二三ノ一一

- 一 氏名、出生ノ年月日及本籍
  - 二 徵用令書發付者、發付年月日及發付番號
  - 三 死亡ノ年月日及事由
  - 四 死亡ノ前後ノ處置並ニ給與
  - 五 遺族ノ住所
- 附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔第六回追録〕

(別表) 様式第一號(用紙ハ白紙トシ大サハ日本標準規格B6トス)(表面)

出頭要求書	
住 所	南洋群島何諸島何町(村)
就業ノ場所	南洋群島何諸島何町(村)
氏 名	何年何月何日生
右ノ者醫療關係者徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム	何年何月何日午前何時
出頭スベキ日時	何年何月何日午後何時
出頭スベキ場所	何々
備 考	
昭和 年 月 日	
南洋廳長官 氏 名印	
南洋廳何支廳長 氏 名印	

(裏面)

出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得  
出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該要求書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

(參照)  
醫療關係者徵用令第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スルニ必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得ベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトアルベシ

記載心得  
一 就業ノ場所ハ二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ハ主タル就業ノ場所ヲ記載シ就業ノ場所一定セザル者及就業ノ場所ヲ有セザル者ハ記載スルヲ要セザルモノトス  
二 就業ノ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
三 備考ハ南洋廳長官又ハ支廳長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
四 出頭要求書上端右側ノ欄ニハ醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦ノ別ヲ記入スルモノトス  
五 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

〔第六回追録〕

第十六章 軍事

一七八八ノ六九ノ一五ノ二三ノ一一















記載心得  
 一 現ニ従事スル場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
 二 記載シタル場所ハ従前發シタル徵用令書、出頭變更令書ニ記載シタル場所ニ就テハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
 三 現ニ従事スル場所ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前又ハ指定ノ場所ニ出頭スル場合ニ此ノ場合ハ現ニ出頭スル場所ハ記載スルモノトス  
 四 徵用解除令書上端右側ノ欄ニハ醫師、齒科醫師、薬剤師又ハ看護婦ノ別ヲ記入スルモノトス  
 五 別ヲ記入スルモノトス  
 六 徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨グナキモノトス

徵用解除令書	令除番付發書	號	第	發書令用年付	日何月何年何
徵用解除令書	令除番付發書	南洋廳長官 氏	南洋廳長官 氏	昭和 年 月 日	徵用解除令書ヲ受ケタル者ノ心得
現ニ従事スル場所 何々	住 所 南洋群島何諸島何島何町(村)	就業ノ場所 南洋群島何諸島何島何町(村)	住 業ノ場所 南洋群島何諸島何島何町(村)	名 印	徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
右ノ者醫療關係者徵用令ニ依リ何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除ス	昭和 年 月 日	南洋廳長官 氏	南洋廳長官 氏	名 印	徵用解除令書ヲ受ケタル者ノ心得

様式第二號ノ六(用紙ハ白紙トシ大サハ日本標準規格B5トス)

〔第六回追遺〕

記載心得  
 一 現ニ従事スル場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
 二 現ニ従事スル場所ガ軍機保護上ノ必要ニ依リ記載スベカラザルモノト爲シタル場所ナルトキハ之ヲ記載セザルモノトス  
 三 徵用解除令書上端右側ノ欄ニハ醫師、齒科醫師、薬剤師又ハ看護婦ノ別ヲ記入スルモノトス  
 四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス  
 五 徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨グナキモノトス

徵用解除令書	令除番付發書	號	第	發書令用年付	日何月何年何
徵用解除令書	令除番付發書	南洋廳長官 氏	南洋廳長官 氏	昭和 年 月 日	徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得
現ニ従事スル場所 何々	住 所 南洋群島何諸島何島何町(村)	就業ノ場所 南洋群島何諸島何島何町(村)	住 業ノ場所 南洋群島何諸島何島何町(村)	名 印	徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ返付スベシ
右ノ者醫療關係者徵用令ニ依リ何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除ス	昭和 年 月 日	南洋廳長官 氏	南洋廳長官 氏	名 印	徵用解除令書ヲ受ケタル者ノ心得

様式第二號ノ七(用紙ハ白紙トシ大サハ日本標準規格B5トス)

〔第六回追遺〕







第十六章 軍事

指定施設ノ名稱及所在地

三 従事スベキ總動員業務ノ内容及場所

四 徵用ノ期間

五 出頭スベキ日時及場所

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ年齢身體ノ狀態、職業、就業ノ

態樣、住所及就業ノ場所、家庭ノ狀況、希望等ヲ斟酌シ徵用ノ適否並

ニ従事スベキ總動員業務ノ内容及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ

第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用

セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事由

ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムル

トキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セスト認ムル

トキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更書又ハ徵用取

消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣、地方公共團體若ハ指定

團體ノ長又ハ指定施設ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙、被徵用者ノ

従事スル總動員業務ノ内容若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要ト

スルトキハ農林大臣ニ徵用ノ變更ヲ請求又ハ申請スベシ

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 農林大臣前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ

一七八八ノ六九ノ一五ノ一三ノ二三

必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙、被徵用者ノ従事ス

ル總動員業務ノ内容及場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣、地方公共團體若ハ指定

團體ノ長又ハ指定施設ノ事業主被徵用者ヲ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總

動員業務ニ従事スルニ適セスト認メ又ハ總動員業務ニ従事セシムル必

要ナシト認メタルトキハ農林大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求又ハ申請スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テ

ハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ地方公共團

體、指定團體又ハ指定施設ニ使用セラルル者ニ在リテハ農林大臣ニ其

ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

第十五條 農林大臣前條第一項ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合

ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ依リ請求又ハ申

請ナキ場合ト雖モ徵用ヲ解除スルコトヲ得

農林大臣前項ノ規定ニ依リ官衙ニ使用セラルル者ノ徵用ヲ解除セント

スルトキハ當該官衙大臣ニ協議スベシ

第十六條 農林大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更

命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業ノ

場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ

第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ

徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者本令施行地外ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ

〔第六回追録〕

規定ニ拘ラズ農林大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者

ニ之ヲ交付スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラ

ル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケテ地方公共團體又ハ指定團

體ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該地方公共團體又ハ指定團體ノ長、

指定施設ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該指定施設ノ事業主ノ指示ニ

從フベシ

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ經歷、従事スル業務及場所

等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ被徵用者ヲ

使用スル官衙、地方公共團體若ハ指定團體ノ長又ハ指定施設ノ事業主

之ヲ支給スルモノトス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ

關シテハ當該官衙ノ所管大臣農林大臣ニ協議シテ之ヲ定メ地方公共團

體、指定團體又ハ指定施設ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該地方公共

團體若ハ指定團體ノ長又ハ指定施設ノ事業主農林大臣ノ認可ヲ受ケテ

之ヲ定ムベシ

第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ

地方長官之ヲ支給ス

地方公共團體、指定團體又ハ指定施設ニ配置セラルル爲第十條ノ規定

ニ依リ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ當

該地方公共團體若ハ指定團體又ハ指定施設ノ事業主國庫ニ之ヲ納入ス

ベシ被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵

用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙地方公

第十六章 軍事

〔第六回追録〕

共團體若ハ指定團體ノ長又ハ指定施設ノ事業主之ヲ支給スルモノトス

第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハ

ザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ住所地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ

一時繰替支給スベシ

徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時

繰替支給ニ關シ必要ナル事項ハ農林大臣之ヲ定ム

被徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時

繰替支給並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事

項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣農林大臣ニ

協議シテ之ヲ定メ地方公共團體、指定團體又ハ指定施設ニ使用セラル

ル者ニ關シテハ農林大臣之ヲ定ム

第二十條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル地方公

共團體若ハ指定團體ノ長又ハ指定施設ノ事業主ニ對シ被徵用者ノ使用

又ハ給料其ノ他ノ從業條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異ニスル

ニ至リタル場合其ノ他特別ノ事由アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大

ナル過失ニ因リニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵

用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナル

トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ従事中故意又ハ重大ナル過失ニ因リ

ニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ

於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對

シ扶助ヲ爲スコトヲ得

一七八八ノ六九ノ一五ノ一三ノ二四



第十六章 軍事

前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ農林大臣之ヲ定ム

第二十二條 前條ノ規定ニ依ル扶助ガ被徵用者ニシテ指定團體若ハ指定施設ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該指定團體又ハ指定施設ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入セシムルコトヲ得

第二十三條 農林大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ報告ヲ徵スルコトヲ得

農林大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ被徵用者ノ從事スル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ

- 一 陸海軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)
  - 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)
  - 三 陸海軍軍屬(被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク)
  - 四 法令ニ依リ拘禁中ノ者
- 第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除ク外之ヲ徵用セズ
- 一 年齢六十一年以上ノ者

一七八八ノ六九ノ一五ノ一三ノ二五

二 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

三 帝國議會ノ議員

四 總動員業務ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

第二十六條 農林大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同ジ)又ハ之ニ準ズベキモノヲ以テ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得市町村長又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

第二十七條 農林大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第二十八條 本令中農林大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ所管大臣トアルハ所管大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除ク外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島地方費トシ市町村長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市街庄長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

〔第六回追録〕

第二十九條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

獸醫師等徵用令施行規則

昭和十七年六月十六日  
南洋廳令第三十七號

第一條 獸醫師等徵用令(以下令ト稱ス)第四條第一項第三號及第四號ノ家畜衛生ニ關スル業務ハ法令ノ規定ニ基テ家畜衛生ニ關スル業務及南洋廳長官ノ家畜衛生上特ニ必要ト認ムル業務トス

第二條 南洋廳長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲メ必要アリト認ムルトキハ支廳長若ハ支廳出張所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求めシムルコトアルベシ

第三條 南洋廳長官又ハ支廳長若ハ支廳出張所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求めル場合ハ別記様式第一號ニ依リ出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付ス但シ緊急ノ場合ハ電信(至急官報)ヲ以テ通知スルコトアルベシ

第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書(前條但書ニ依リ電信通知ヲ受ケタル者出頭要求書交付前ナルトキハ其ノ電信)ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第十六章 軍事

一七八八ノ六九ノ一五ノ一三ノ二六

〔第六回追録〕

第五條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別記様式第二號ニ依ル

第六條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ支廳長若ハ支廳出張所長ヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシム但シ緊急ノ場合ハ必要事項ヲ電信(至急官報)ヲ以テ通知セシムルコトアルベシ

第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書(前條但書ニ依リ電信通知ヲ受ケタル者令書交付前ナルトキハ其ノ電信)ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ當該指定團體若ハ指定施設ノ當務者ニ届出ツベシ

第八條 令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 傷疾疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムラ得ザル事情ニ依リ醫師ノ診斷書ヲ受クルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)
- 二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ他ノ支廳長、支廳出張所長、警察官吏又ハ船長ノ證明書

第九條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ發スル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙、地方公共團體若ハ指定團體ノ長又ハ指定施設ノ事業主ヲ經由ス

前項ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ南洋廳長官ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ準用ス



第十條 南洋廳長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトアルベシ

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ支廳長若ハ支廳出張所長之ヲ徵スルコトヲ得

第十一條 當該官吏令第二十三條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別記様式第三號ノ證券ヲ携帯スベシ

第十二條 地方公共團體若ハ指定團體ノ長又ハ指定施設ノ事業主ハ當該地方公共團體、指定團體又ハ指定施設ニ使用スル被徵用者ニシテ死亡シタルモノアルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ南洋廳長官ニ報告スベシ

- 一 氏名、出生ノ年月日及本籍
- 二 徵用令書發付年月日及發付番號
- 三 死亡ノ年月日及事由
- 四 死亡ノ前後ノ處置並ニ給與
- 五 遺族ノ住所

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

様式第一號(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B6トス)

出頭要求書		出頭要求書
住 所	何々支廳管内 島 町 (村)	住 所
就業ノ場所	何々支廳管内 島 町 (村)	就業ノ場所
氏 名	何々何々何日 氏 名	氏 名
右ノ者獸醫師等徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム	何々何々何日 午前 何時	右ノ者獸醫師等徵用令第十條ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭ヲ求ム
出頭スベキ日時	何々何々何日 午前 何時	出頭スベキ日時
出頭スベキ場所	何々	出頭スベキ場所
備 考		備 考
昭和 年 月 日	南洋廳長官 氏 名	昭和 年 月 日
	(何々支廳長 氏 名)	
	(何々支廳出張所 氏 名)	

(裏面)

- 出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得
- 一、出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該要求書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ
  - 二、出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ住所地ノ支廳長若ハ支廳出張所長ニ該要求書ヲ提示シテ之ガ支給方ヲ請求スルコトヲ得

(参照)

獸醫師等徵用令第十條 南洋廳長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲 必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

獸醫師等徵用施行令規則第二條 南洋廳長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲 必要アリト認ムルトキハ支廳長若ハ支廳出張所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトアルベシ

- 記載心得
- 一、就業ノ場所ハ二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ハ主タル就業ノ場所ヲ記載シ、就業場所一定セザル者ハ記載スルヲ要セザルモノトス
  - 二、就業ノ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地名及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
  - 三、備考ハ南洋廳長官又ハ支廳長、支廳出張所長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
  - 四、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス



- 記載心得
- 一、就業ノ場所ハ二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ハ主タル就業ノ場所ヲ記載シ就業ノ場所一定セザル者及就業ノ場所ヲ有セザル者ハ記載スルヲ要セズ
  - 二、就業ノ場所、従事スベキ場所所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
  - 三、軍機保護上ノ必要ニ依リ南洋艦長官ノ指示アルトキハ従事スベキ總動員業務ヲ履行シ官舎、地方公共團體、指定施設ノ名稱及所在地、従事スベキ總動員業務ノ内容及場所ハ之ヲ記載セザルモノトス
  - 四、備考ハ南洋艦長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
  - 五、備考ハ南洋艦長官ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
  - 六、徴用令書ハ南洋艦長官ノ指示アルモノトス

徴用令書ヲ受ケタル者ノ心得

- 一、徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上之ヲ返付スベシ
- 二、徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携へ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ指定團體若人指定施設ノ當務者ニ届出ヅベシ
- 三、徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者傷疾疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診断書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診断書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添へ南洋艦長官ニ運送ナク届出ヅベシ
- 四、徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ他ノ支隊長、支隊出張所長、警察官吏又ハ船長ノ證明書ヲ添へ南洋艦長官ニ運送ナク届出ヅベシ
- 五、徴用令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受ケタルニ非サレバ出頭スルコト能ハザルモノハ住所ノ支隊長、支隊出張所長ニ該令書ヲ提示シテ之ヲ支給方ヲ請求スルコトヲ得

〔第六回照渡〕

〔第六回照渡〕

- 記載心得
- 一、住所又ハ就業ノ場所ハ従前發シタル徴用令書ニ記載シタル住所又ハ就業ノ場所ヲ記載スルモノトス
  - 二、出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス
  - 三、備考ハ南洋艦長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
  - 四、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
  - 五、出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ捺印ヲ爲サシムルモ妨ガナキモノトス

出頭變更令書	出頭スベキ日時	出頭スベキ場所	備考
南洋艦長官 氏	昭和 年 月 日	何年何月何日午前何時	何々

出頭變更令書 南洋艦長官 氏

住所 何々支隊管内 島 町 (村)

就業ノ場所 何々支隊管内 島 町 (村)

名 氏

何年何月何日生

右ノ者隊醫師等徴用令ニ依リ其ノ出頭スベキ日時及場所ヲ左ノ通變更ス

出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一、出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 二、出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ徴用令書ト共ニ該令書ヲ携へ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ノ指示アルモノトス

様式第三號ノ二(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B5トス)



様式第二號ノ三(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B5トス)

徵發 用取消令書	書號 何第	徵發 用取消令書	書號 何第	徵發 用取消令書	書號 何第	徵發 用取消令書	書號 何第	徵發 用取消令書	書號 何第
右ノ者職醫師等徵用令ニ依リ其ノ徵用ヲ取消ス	昭和 年 月 日	徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得	領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受領證ニ受	領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	一、徵用取消令書(何年何月何日發付第何號)	右受領ス	昭和 年 月 日 午前 時 分	住 所 何々支廳管内 島 町(村)
南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖

[第六回部錄]

記載心得

一、住所又ハ就業ノ場所ハ従前發シタル徵用令書ニ記載シタル住所又ハ就業ノ場所ヲ記載スルモノトス

二、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

三、徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムル妨グチキモノトス

[第六回部錄]

徵發 用取消令書	書號 何第	徵發 用取消令書	書號 何第	徵發 用取消令書	書號 何第	徵發 用取消令書	書號 何第	徵發 用取消令書	書號 何第
右ノ者職醫師等徵用令ニ依リ其ノ何々ヲ左ノ通變更セラル	昭和 年 月 日	徵用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得	一、徵用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	二、出頭スベキ日時及場所ニ關シ徵用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ徵用令書ト共ニ指定令書ヲ携ヘ指定ノ日時ニ出頭シ當該官更	指定團體ノ指定施設ノ當務者ニ届出ツベシ	一、何々ニ關スル徵用變更令書(何年何月何日發付第何號)	右受領ス	昭和 年 月 日 午後 時 分	現ニ從事スル場所 何々
南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖	南洋廳長官 氏 名 圖

記載心得

一、在現ニ從事スル場所、就業ノ場所、從事スベキ場所又ハ出頭スベキ場所ハ其ノ所ニ記載シタル詳細ニ記載スルモノトス

二、在現ニ從事スル場所ハ従前發シタル徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用變更令書ニ記載シタル就業ノ場所ハ就業ノ場所ノ概用者ヲ指定ノ場所ニ出頭スル前又ハ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ發スルモノトス

三、在現ニ從事スル場所ニ關シ徵用變更令書ニ關シテ之ヲ記載スルモノトス

四、從事スル場所ノ保護上ノ必要ニ依リ南洋廳長官ノ指示アルトキハ從事スベキ總動員業務ヲ履行シ官衙、地方公共團體、指定團體又ハ指定施設ノ名稱及所在地、從事スベキ總動員業務ノ内容、業務ノ内容及場所ハ之ヲ記載セザルモノトス

五、動員業務ノ内容及場所ハ抹消スルモノトス

六、南洋廳長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

七、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

八、徵用變更令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムル妨グチキモノトス











● 獸醫師等徵用令第十九條第五  
項ノ規定ニ依リ徵用セラルベ  
キ者ノ出頭旅費規則

昭和十七年六月十六日  
南洋廳令第三十八號

第一條 獸醫師等徵用令第十條ノ規定ニ依リ南洋廳長官徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メタル場合(獸醫師等徵用令施行規則第二條ノ規定ニ依リ支廳長若ハ支廳出張所長出頭ヲ求メタル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ住所出頭ノ場所所在地間ニ付順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲順路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第三條 水路旅行ニハ船賃三等ノ定額(等級ヲ二階級ニ區分スルトキハ下級ノ定額、運賃ノ等級ヲ區分セザルトキハ乗船ニ要スル運賃トシ通行税、艀船賃及棧橋賃ヲ含ム)ニ相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ一里毎ニ車馬賃三十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行ニ付テハ通算上一里未滿ノ

端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス  
車馬賃ヲ支給セントスルトキハ支廳長若ハ支廳出張所長其ノ里程ヲ證明スベシ

水路ニ依ラザル旅行ハ之ヲ陸路旅行トス

第四條 宿泊料ハ一夜ニ付三圓滞在日當ハ一夜ニ付二圓トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス

官用ノ屋舎等ニ宿泊スル場合又ハ水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ別ニ食費ヲ要スルトキハ食卓料一夜ニ付一圓五十錢ヲ支給ス

第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外水路旅行ハ二百軒、陸路旅行ハ十里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第六條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ在リテハ車馬賃ヲ支給セズ但シ片路三十軒以上ノ他ノ旅行ニ互ル陸路旅行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一旅行ニシテ陸路及水ニ互ルトキハ水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ノ割合ニ依リ計算シ三里未滿ノ陸路旅行ニ當ルトキハ第三條及第八條ノ車馬賃ヲ支給セズ

第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ第三條及第八條ノ旅費ヲ支給セズ

第八條 不具、癩疾、傷痕、疾病等ノ爲歩行シ能ハザルトキハ其ノ陸路旅行ニ付テハ一里毎ニ車馬賃一圓ヲ支給ス但シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス

前項ノ場合ニ於テハ第三條ノ車馬賃ヲ支給セズ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ住所地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス此ノ場合ニ於テハ陸路旅行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル

第十條 旅費ノ支給又ハ前金拂ヲ受ケントスル者ハ出頭要求書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ

第十一條 旅費ヲ請求スルニ當リテハ請求ノ事由ヲ詳具スルノ外必要ナル證明書ヲ添附シ順路ニ依ラザリシ場合ハ旅行日數ヲ増加シタル場合等ニ於テハ其ノ事由ヲ詳具スルノ外支廳長、支廳出張所長、警察官吏又ハ船長ノ證明書ヲ添附スベシ但シ不具、癩疾、傷痕、疾病等ノ爲滞在シタルトキハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ依リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添附スベシ

第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



### ●國民職業能力申告令

昭和十四年一月七日  
勅令第五號

改正 昭和十五年第六七三號、一六年第七〇九號、第九二一號

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基テ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未満ノ帝國臣民ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲サシムルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ從事スル者  
二 引續キ一年以上前號ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者  
三 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者  
四 厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者  
五 厚生大臣ノ指定スル檢定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタルモノ  
六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 要申告者及前條第一號ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ使用スル者  
業ノ經歷及技能程度  
十 第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項  
十一 第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項  
十二 給料又ハ賃金ヲ受ケル者ニ在リテハ其ノ額  
十三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項  
申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號又ハ第三號乃至第十一號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以内ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ  
第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得  
第六條 申告シ居ル要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ申告スベシ  
一 要申告者タラザルニ至リタルトキ(第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ)  
二 第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ  
前項第二號ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ第四條ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ  
第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベシ

[第六回追録]

[第六回追録]

(以下使用者ト稱ス)ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者(以下申告義務者ト稱ス)トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 帝國臣民要申告者(第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者ニシテ申告シ居ラザルモノ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ左ニ掲グル事項(就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ第八號ニ掲グル事項ヲ除ク)ヲ要申告者ガ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

- 一 氏名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本籍
- 四 居住ノ場所
- 五 兵役關係
- 六 學歷
- 七 職業ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ職業名
- 八 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所)
- 九 第二條第一號ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業



第十六章 軍事

第八條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルトヲ得

第九條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルトヲ得

第十條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帶セシムベシ

第十一條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ検査ニ關スル職權ヲ行ハシムルトヲ得

第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルトヲ得  
一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク）  
二 外國旅行中ノ者  
三 其他命令ヲ以テ定ムル者

第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 第二條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者ニ關スル申告ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ第四條第一項ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

要申告者（第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依リ報告アリタルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

一七八八ノ六九ノ一五ノ一五

〔第六回追録〕

國民職業能力申告令施行規則

昭和十四年二月十八日  
南洋廳令第六號

改正 昭和十四年第六九號、一五年第四八號、一六年第五八號、一七年第三二號  
第一條 國民職業能力申告令（以下合稱ス）第二條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ合第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者  
二 使用期間ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者  
三 要申告者ヲ日日雇入レ使用スル者

第一條ノ二 女子ニシテ令第二條第一號乃至第五號ニ該當スルモノハ同條第六號ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ指定スル者トシテ要申告者タル場合ヲ除クノ外同條但書ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ

第二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

一 令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者  
二 内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ關東州ニ旅行中ノ者  
三 法令ニ依リ拘禁中ノ者  
四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

一七八八ノ七〇

タルモノト看做ス

第十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第十八條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日目前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ當日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

附則（昭和十五年勅令第六七三號）

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前從前ノ第四條又ハ第六條ノ規定ニ該當シタル者ノ同條ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ仍從前ノ規定ニ依ル本令施行前ニ生ジタル第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ノ居住ノ場所異動又ハ同條第二號乃至第五號ノ一ニ該當スル者ノ就業ノ場所ノ異動ニ關スル第四條第二項ノ規定ニ依リ申告ノ期限ハ昭和十六年三月三十一日迄トス

第十六章 軍事



第十六章 軍事

第三條 令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一號ニ依リ(技

能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ)之ヲ爲スベシ  
職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ  
支廳長之ヲ交付ス

令第四條第二項及第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手  
帳ニ依リ之ヲ爲スベシ

令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ前ニ申告ヲ爲シタル地方内地  
ナル場合ニ在リテハ職業紹介所長、朝鮮ナル場合ニ在リテハ府尹、郡  
守又ハ島司、臺灣ナル場合ニ在リテハ市尹又ハ郡守、(澎湖廳ニ在リ  
テハ廳長)樺太ナル場合ニ在リテハ樺太廳支廳長ヨリ交付セラレタル  
職業能力申告手帳ヲ添ヘテ之ヲ爲スベシ

第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者(以下被用者ト稱ス)ノ  
使用ヲ罷メタルトキハ十四日以内ニ別表様式第二號ニ依リ其ノ旨前ニ  
申告ヲ爲シタル支廳長ニ報告スベシ

被用者ニ付國民勞務手帳法施行令第十五條ノ規定ニ依ル報告アリタル  
トキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス

第五條 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合  
ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ  
其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者十四日以内ニ其ノ旨  
前ニ申告ヲ爲シタル支廳長ニ報告スベシ

要申告者ニ付國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告アリ  
タルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス

第六條 第三條第四項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用  
ス

第七條 支廳長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關ス  
ル事項ノ登錄ヲ爲シタルトキハ別表様式第三號ノ職業能力申告手帳ヲ

申告義務者ニ交付スベシ

第八條 職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者職業能力申告手帳毀損シ  
亡失シ又ハ餘白ナキニ至リタルトキハ事由ヲ具シ前ニ申告ヲ爲シタル  
支廳長ニ再交付ヲ申請スベシ

職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ガ被用者ナルトキハ前項  
ノ申請ハ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

職業能力申告手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ職業能力申告  
手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ其職業能力申告手帳ヲ添附スベシ  
職業能力申告手帳亡失シタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケ  
タル者再交付ヲ受ケタル後元ノ職業能力申告手帳ヲ發見シタルトキハ  
遲滞ナク再交付ヲ受ケタル支廳長ニ之ヲ返納スベシ

第九條 令第八條ノ検査ハ被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲  
サシメ又ハ健康診断ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

南洋廳長官又ハ支廳長前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査  
者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

第十條 南洋廳長官又ハ支廳長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關ス  
ル申告又ハ検査ニ付報告ヲ徵スルコトヲ得

第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表  
様式第四號ノ證券ヲ携帯スベシ

第十二條 要申告者ガ國民勞務手帳法ノ規定ニ基キ交付ヲ受ケタル南洋  
群島勞務手帳ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依ル職業能力申告手帳ト看做ス

附則 (昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス)  
本令中第十二條ノ規定ハ昭和十七年四月十五日ヨリ其ノ他ノ規定ハ昭和  
十七年五月一日ヨリ之ヲ適用ス

〔第六回改訂〕

Table with columns for personal information (name, address, birth date), military service (branches, ranks, dates), and employment history (positions, dates, skills). Includes fields for '現在' (current) and '前' (previous) states.

(表) 別表様式第一號 (月紙ノ大サハ日本標準規格B5トス) 職業能力申告票 (記入心得ヲヨク守ルコトニ注意シテ記入シテ印)

Summary table with columns: 職業 (Occupation), 現職 (Current Job), 現職申算檢査 (Current Job Calculation/Check), 前職 (Previous Job), 前職申算檢査 (Previous Job Calculation/Check), 就業場 (Employment Field), 氏名 (Name), 生年月 (Date of Birth).

第十六章 軍事











八	給料又ハ	日額	圓	錢	九	備考
昭和	年	月	日	申告		
受領者印						

注意 一 裏面ノ記入心得ヲヨク守ルコト  
 二 本申告控ハ一年間本人之ヲ保管スルコト但シ徴兵検査前ノ者ニ在リテハ本申告控ヲ徴兵検査ノ日ニ徴兵官ヲ經由シテ前ニ申告シタル支廳長ニ返還スルコト

### ●國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル南洋廳郵便局被用者ノ申告ノ特別ニ關スル件

昭和十四年三月二十日  
南洋廳訓令第二十四號

郵便局支廳

改正 昭和一六年第三號、第六四號、一七年第三七號

**第一條** 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條ノ要申告者ニシテ南洋廳郵便局(以下郵便局ト稱ス)ニ使用セララルモノハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項並ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ハ之ヲ申告セザルコトヲ得令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告(以下一般申告ト稱ス)ヲ爲シタル後ニ於テ同條同項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

**第二條** 郵便局被用者ノ申告ハ當該官廳ヲ經由シ所轄支廳長ニ之ヲ爲スベシ

**第三條** 郵便局一般申告ノ經由ニ當リテハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項並ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ヲ當該職業能力申告票ニ記入スベシ

**第四條** 職業能力申告手帳ハ令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲ス場合ノ外申告ノ經由ニ當ル郵便局之ヲ保管ス

職業能力申告手帳ヲ所持スル要申告者郵便局被用者トナリタルトキハ遲滞ナク其ノ職業能力申告手帳ヲ當該郵便局ニ提出スベシ

郵便局被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ保管ニ係ル職業能力申告手帳ニ使用ヲ罷メタル旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ要申告者ガ仍

(第六回追録)

(第六回追録)

郵便局被用者ナルトキハ新ニ其ノ者ヲ使用スル郵便局ニ移管シ郵便局被用者タラザルトキハ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

**第五條** 郵便局被用者一般申告ヲ爲シタル後ニ於テ第四條第一項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ死亡シタルトキハ當該郵便局ハ其ノ旨職業能力申告手帳ニ記入シ所轄支廳長ニ之ヲ通知スベシ郵便局被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ旨所轄支廳長ニ通知スベシ

**第六條** 本令ハ臨時ニ使用セララル郵便局被用者ニシテ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ但シ三十日ヲ超エテ引續キ使用セララルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セララル者

二 使用期間ヲ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セララル者

三 日日雇入レ使用セララル者

**第七條** 國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル郵便局被用者ニ付昭和十六年勅令第七百五號第七條又ハ第九條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル異動ノ通知又ハ令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第八條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第十一條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル死亡ノ通知アリタルモノト看做ス

**第八條** 第三條ノ規定ハ國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル郵便局被用者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



### ●國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業指定

昭和十四年二月十八日 南洋廳告示第十一號

- 國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ヲ左ノ通指定ス
- 一 探炭、選炭、採礦、選礦、探油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 鑛山技術者
  - 二 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 冶金技術者
  - 三 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 電氣技術者
  - 四 有線電報電話機、無線電報電話機(放送用ヲ含ム)、電氣裝置、電氣裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 電氣通信技術者
  - 五 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鑄造、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 機械技術者
  - 六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク) 航空機技術者

- 七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 造船技術者
- 八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 化學技術者
- 九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 窯業技術者
- 一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ本部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 木工技術者
- 一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 土木技術者
- 一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 建築技術者
- 一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ 氣象技術者
- 一四 航空士、航空機操縦士、航空機機關士ヲ業トスルモノ 航空機搭乗員
- 一五 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 金屬試驗工
- 一六 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 實驗工
- 一七 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、

〔第六回追録〕

- スルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 三 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)

### ●國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定、試驗及免許指定

昭和十四年二月十八日 南洋廳告示第十五號

- 國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定、試驗及免許ヲ左ノ通指定ス
- 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
  - 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
  - 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
  - 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル證衡
  - 五 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル證衡
  - 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル證衡
  - 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
  - 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
  - 九 裝飾師試驗規則ニ依ル試驗
  - 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉手ノ免許及南洋廳各支廳長ノ免許
  - 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
  - 一二 電氣規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
  - 一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

### ●國民職業能力申告令第二條第六號ノ其ノ他ノ指定

昭和十七年六月一日 南洋廳告示第七十號

- 國民職業能力申告令第二條第六號ニ依リ左ノ通指定シ昭和十六年南洋廳告示第四百號ハ之ヲ廢止ス
- 一 年齡十六年以上四十年未満ノ男子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ
    - (一) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當者
    - (二) 南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者
  - 二 年齡十六年以上二十五未満ノ女子ニシテ左ノ各號ニ該當セザルモノ
    - (一) 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)アル者
    - (二) 高等女學校ニ在學スル者

### ●國民職業能力申告令第十四條ノ官廳指定

昭和十四年三月二十日 南洋廳告示第二十一號

國民職業能力申告令第十四條ノ官廳ヲ左ノ通指定ス

### ●國民登錄事務取扱規程

昭和十四年二月二十八日 南洋廳訓令第十三號

- 改正 昭和十四年第六八號、一五年第六五號、一六年第六五號
- 第一章 總則
- 第一條 國民登錄ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ國民職業能力ノ申告又



ハ検査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ事務取扱上過誤ナキヲ期スベシ  
 第二條 職員ハ申告義務者ヲシテ遲滞ナク申告ヲ爲サシムル爲常ニ査察ヲ怠ルベカラズ  
 第三條 職員ハ登録事務ニ付知り得タル事項ヲ漏洩スベカラズ仍登録カード、諸帳簿、諸統計表等ハ秘ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ  
 第四條 職員ハ要申告者又ハ申告義務者其ノ他ノ者ト應接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ  
 第五條 要申告者、申告義務者其ノ他ノ者ニ對スル通知、照會、揭示其ノ他ノ文書ハ成ルベク平易ナル文體ヲ用ヒ必要アルトキハ振假名ヲ施シ又ハ註釋ヲ加フル等適宜ノ方法ヲ講ジ記載事項ヲ了解スルニ便ナラシムベシ

第六條 職業能力申告票(以下申告票ト稱ス)又ハ職業能力申告手帳(以下申告手帳ト稱ス)ニ依ル申告、報告又ハ其ノ他ノ申請ニシテ其ノ記載事項ニ輕微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正スベシ

第二章 一般申告

第七條 一般申告(令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ記載事項ヲ仔細ニ審査シ誤謬等ナキトキハ之ニ檢印ヲ押捺シ申告票ヲ其ノ儘登録カードトシテ之ヲ保管スベシ  
 記載事項ニ記載洩、不明ノ個所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申告票ヲ申告義務者ニ返戻シ再提出ヲ求メ汚損シタル申告票ハ之ヲ淨寫シ其ノ旨備考欄ニ記載シ汚損シタル申告票ハ別ニ之ヲ保管スベシ  
 規則第三條第三項ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ前ニ登録ヲ爲シタル官廳ニ其ノ者ニ付登録ヲ爲シタル旨通報シ添附ノ舊申告手帳ハ之ヲ

ニ之ヲ交付セシムベシ

前項ノ場合使用者正當ノ事由ナクシテ申告手帳ヲ要申告者ニ交付セザルトキハ支廳長ハ當該申告手帳ヲ返還ヲ命ジ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

第十條 登録カードハ左ノ順位ニ之ヲカード函ニ格納スベシ

- 一 現職者
  - 現ニ職業ニ従事スル者ノ中指定職業以外ノ職業ニ従事スル者ニシテ前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試験若ハ免許者ニ該當スルトキハ其ノ配列中ニ合メルコト
  - 就業場別ニ就業場所在地毎ニ配列スルコト
  - 就業場名ノ頭字ノ五十音順ニ配列スルコト
  - 指定職業ノ順位ニ配列スルコト
  - 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
  - 自營業者ハ被用者ト區別シ就業場ノ所在地別、指定職業別及氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
- 二 前歴者
  - 指定職業ノ前歴ヲ有スル者ノ中現ニ指定職業ニ従事スル者ハ現職者ニ合メルコト
  - 居住地別ニ配列スルコト
  - 指定職業別ニ配列スルコト
  - 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
- 三 學校卒業者
  - 學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歴者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ合

一括保管スベシ

第八條 登録カードノ兩面ノ見出部各欄ニハ左ノ要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ

- 一 番號欄ニハ支廳ノ略稱、年數字及各支廳毎ニ受付順ニ依ル通番號(毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト)ヲ附スルコト  
 例 パラオ支廳ニ於ケル昭和十四年受付番號八三號ハ  
 支 八三
  - 二 現職欄ニハ申告票九ノイノ職業名ヲ記入スルコト
  - 三 現職技能欄中「申」ノ個所ニハ申告票九ノハノ技能程度ヲ記入スルコト
  - 四 前歴欄ニハ申告票八ノ職業名中一年以上ノ經歷アルモノヲ摘記スルコト
  - 五 前歴技能欄中「申」ノ個所ニハ前號ノ職業ニ付申告票八ノ技能程度ヲ摘記スルコト
  - 六 就業場欄ニハ申告票九ノトノ就業ノ場所ノ名稱ヲ記入スルコト、名稱ニハ成ルベク事務ニ支障ナキ程度ニ略記スルコト
  - 七 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト
  - 八 生年月欄ニハ申告票一ノ年月(日ヲ除ク)ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」「明」「大正」「大」「昭和」「昭」ト略記スルコト
- 第九條 規則第七條ノ規定ニ依リ交付スル申告手帳ハ要申告者ガ被用者ナル場合ハ之ヲ使用者ニ渡スベシ  
 使用者被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ支廳長ハ使用者ヲシテ當該申告手帳ニ其ノ旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ記名捺印ノ上要申告者

メルコト

- イ 指定學科別ノ順位ニ配列スルコト
- ロ 學校程度別及學校別ニ配列スルコト
- ハ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
- 四 技能者養成施設修了者
  - 技能者養成施設修了者ニシテ現職者、前歴者又ハ學校卒業者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ合メルコト
  - イ 指定養成施設別ニ配列スルコト
  - ロ 修了課目別ニ依リ成ルベク指定職業別ノ順位ニ配列スルコト
  - ハ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
- 五 檢定、試験又ハ免許者
  - 檢定、試験又ハ免許者ニシテ現職者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ合メルコト
  - イ 指定ノ檢定、試験又ハ免許別ノ順位ニ配列スルコト
  - ロ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
- 第十一條 一般申告アリタル場合ニ於テ異動申告ヲ爲スベキモノト認メラルトキハ申告義務者ニ對シ異動申告ヲ爲スベキ旨注意ヲ與フベシ
- 第三章 異動申告
- 第十二條 異動申告(令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ
  - 一 當該支廳ニ登録サレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登録カードノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ支廳印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、登録カード及申告手帳ノ從前



第十六章 軍事

ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ申告手帳ヲ申告義務者(要申告者)が被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙必要アルトキハ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト

二 他ノ支應ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ附表様式第一號ト同一ノ假登録票ニ手帳記載ノ通番號、氏名及假登録事項ヲ假登録シ正副二通ヲ作製シタル上正票及申告手帳ノ該當欄ニ支應印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者(要申告者)が被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

前段ノ副票ヲ其ノ要申告者ヲ前ニ登録シタル支應ニ送付シ登録カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル上登録カード及正票ニ支應印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、登録カードノ從前ノ該當記事ニ印ヲ押捺シ適當ナル配列ヲ爲シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト、尙假登録票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第十三條 前條第二號ニ依リ他ノ支應ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ送付ヲ受ケタル假登録票(副票)ニ登録カードノ記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登録カードヲ廻送シ假登録票(副票)ハ之ヲ一括保管スベシ

第十四條 異動申告(令第六條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

受ケタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ表面右肩ニ「令第十一條該當」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ、之ヲ一括保管スルコト

二 申告手帳ヲ申告義務者ニ渡スコト

第五章 解用報告及死亡報告

第十七條 解用報告(規則第四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 登録カード所定ノ異動欄(就業ノ場所)ニ其ノ旨轉記シ、日附ヲ記入スルコト  
二 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ異動申告、失格申告又ハ他ノ支應ヨリ登録カード廻送ノ求メナキトキハ其ノ要申告者ノ失格者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試験若ハ免許者ニ該當スルモノト認メラルル場合ハ申告ヲ爲スコトヲ促シ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一應夫々ノ該當者トシテ取扱ヒ其ノ配列ヲ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ支應ヨリ其ノ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第十八條 死亡報告(規則第五條ノ規定ニ依ル報告)ヲ受ケタルトキハ登録カードノ表面右肩及申告手帳ノ表ニ「死亡」印ヲ押捺シ日附ヲ記入シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第六章 職業能力申告手帳ノ作製

第十九條 一般申告アリタルトキハ申告手帳ヲ左ニ依リ作製スベシ  
一 裏表紙所定ノ欄ニ支應ノ略稱並ニ登録カードト同一ナル年數字及

第十六章 軍事

一七八ノ一二七

一 當該支應ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ登録カードノ表面右肩ノ「令第十一條該當」印ヲ抹消シ日附ヲ記入シ之ヲ第十條ノ規定ニ依ル配列中ニ含メルコト尙申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者)が被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

二 他ノ支應ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ第十二條第二號ニ依リ作成スル假登録票ノ假登録事項欄ニ令第六條第二項該當者ナル旨ヲ記入シ、申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者)が被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙登録カードノ廻送ヲ受ケタルトキハ當該登録カードニ付前號ノ取扱ヲ爲スコト

第四章 失格申告

第十五條 失格申告(令第六條第一項第一號ノ申告)ヲ受ケタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ表面右肩ニ「失格」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ、之ヲ一括保管スルコト

二 申告手帳ヲ回収シ其ノ表紙ニ「失格」印ヲ押捺シ之ヲ一括保管スルコト

第十六條 失格申告ヲ受ケザルトキト雖モ年數經過ト共ニ要申告者タラザルニ至リタル者ニ付テハ毎月末現在ニ於テ調査シ申告ヲ促シ、申告手帳ノ返還ヲ求メ申告及返還アリタルトキハ其ノ登録カード及申告手帳ニ付前條ノ規定ニ準ジ取扱フベシ  
申告及返還ナルトキハ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一括保管スベシ

第十六條ノ二 令第十一條該當申告(令第六條第一項第二號ノ申告)ヲ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

番號ヲ記入シ要申告者名ヲ明記スルコト

二 登録カードニ基キ所定ノ欄ニ記入スルコト

三 交付ノ年月日及支應長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第二十條 申告手帳再交付ノ申請アリタルトキハ申請規則第八條ニ該當スルモノナリヤ否ヲ審査シ該當スルモノト認メラルルトキハ左ニ依リ之ヲ作製スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ付テハ前條第一號ニ依リ記入スルコト

二 所定ノ欄ニ付テハ登録カードノ記載事項ニ基キ記入スルコト

三 再交付ノ年月日ヲ記入シ支應長ノ職名及其ノ官印ヲ押捺スルコト

四 申告手帳ノ裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト

五 登録カードノ備考欄ニ再交付ノ印ヲ押捺シ且日附ヲ明示スルコト

第七章 一般職業能力申告票ノ分類及集計

第二十一條 支應長申告票ヲ受理シタルトキハ之ニ第二十二條第四號ノ職業分類名及別表ノ産業大分類名、産業中分類名ヲ記入スベシ

第二十二條 支應長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ

- 一 男女別
- 二 居住地別
- 三 産業大分類及産業中分類別
- 四 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ左ノ職業分類別
- (一)事務従事者
- (二)技術職員
- (三)一般勞務者



(四) 其ノ他無業者

第二十三條 支廳長ハ申告票ヲ別ニ定ムル様式ニ依リ集計シ申告期限後四十日以内ニ之ヲ南洋廳長官ニ報告スベシ  
前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ内一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

附則

本令ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス  
官廳被用者及技能検査ニ關スル取扱竝ニ附表様式等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

別表

産業大分類、産業中分類名

大分類	中分類	分類
一、農	一、農耕	
	二、畜産	
	三、蠶業	
	四、其ノ他ノ農業	
二、水産	五、林業	
	六、漁業	
	七、採炭業	
	八、其ノ他ノ採礦業	
	九、土石採取業	
	一〇、窯業、土石加工業	
四、工業	二、金屬工業	

五、商業	三、機械器具製造裝置業
	四、造船業、運搬用具製造業
	五、精巧工業
	六、化學工業
	七、紡織工業
	八、被服、身裝品製造業
	九、紙工業、印刷業
	一〇、皮革、骨、羽毛品類製造業
	一一、木竹草蓆類ニ關スル製造業
	一二、製鹽業
	一三、飲食品製造業
	一四、土木建築ニ關スル業
	一五、瓦斯、電氣、水道業
	一六、其ノ他ノ工業
	一七、物品販賣業
	一八、媒介、周旋業(勞務供給業ヲ含ム)
	一九、金融、保險業
	二〇、物品貸貸業、預り業
	二一、娛樂興行ニ關スル業
	二二、接客業
	二三、其ノ他ノ商業
	二四、運輸通信業
	二五、公務
	二六、法務
	二七、教育

●海運統制令

昭和十五年一月三十一日 勅令第三十八號

改正 昭和十六年第八四二號、第一一五二號、一七七年第五〇四號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第五條ノ規定ニ基ク海運關係事業ニ關スル試驗研究ニ關スル業務ニ付テハ協力命令、同法第八條ノ規定ニ基ク船舶、船體、船舶用機關、機裝品、其ノ部分品若ハ附屬品(以下船舶等ト稱ス)ノ製造若ハ修繕又ハ海運關係事業ノ用ニ供スル物資ノ讓渡、使用、保有若ハ消費ニ關スル命令、同法第十六條ノ二ノ規定ニ基ク海運關係事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡、出資又ハ貸渡ニ關スル命令、同法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク海運關係事業ノ委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ海運關係事業ヲ營ム會社ノ合併ニ關スル命令及同法第十九條ノ規定ニ基ク船舶ノ價格若ハ修繕料、水上ノ運送賃、船舶ノ賃貸料若ハ運航手數料、船積若ハ陸揚ニ關スル請負料若ハ手數料又ハ船舶ノ賣買船舶ノ貸借、船舶ノ運行委託者ハ船舶ニ依ル運送ノ斡旋手數料(以下船舶ノ價格等ト稱ス)ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ海運關係事業トハ左ニ掲グル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

- 一 船舶ニ依ル人若ハ物ノ運送、船舶ノ貸渡又ハ其ノ運航ノ委託ヲ爲ス事業
- 二 船舶等ノ製造又ハ修繕ヲ爲ス事業
- 三 船舶ノ運航、製造又ハ修繕ニ必要ナル多種類ノ物品ノ販賣ヲ爲ス事業

事業

四 船舶ノ救助、引揚又ハ解撤ヲ爲ス事業  
本令ニ於テ貸渡又ハ借受トハ船舶ニ付テハ期間備船ヲ含ムモノトシ船舶ノ賃貸料トハ期間備船料ヲ含ムモノトス

第三條 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ海運關係事業ヲ營ム者(以下海運關係事業者ト稱ス)ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備若ハ權利又ハ其ノ事業ノ用ニ供スル物資ノ讓渡、讓受、貸渡又ハ借受ヲ命ズルコトヲ得

第四條 前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ貸渡ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル  
前項ノ協議ハ遞信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五條 遞信大臣海運關係事業整備ノ爲必要アリト認ムルトキハ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ出資ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ遞信大臣ハ出資ノ相手方ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第六條 遞信大臣ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ニ關スル事項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス



業ノ用ニ供スル物資ノ使用、消費若ハ保有ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費若ハ保有ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第七條 逓信大臣ハ海運關係事業者ニ對シ規格ヲ指定シテ船舶等ノ製造ヲ命ジ若ハ範圍ヲ指定シテ船舶等ノ修繕ヲ命ジ、指定シタル規格若ハ範圍以外ノ船舶等ノ製造若ハ修繕ヲ禁止シ又ハ船舶等ノ製造修繕ニ付順位ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第八條 船舶等ノ製造又ハ修繕ヲ爲サントスル者及外國ニ船舶等ノ製造又ハ修繕ノ注文ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該船舶等ノ製造又ハ修繕ニ付逓信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九條 第三條第一項又ハ第七條第一項ノ規定ニ依ル讓渡、貸渡又ハ出資ノ命令ヲ受ケタル者ハ讓渡、貸渡又ハ出資ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除ク外逓信大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備、權利又ハ物資ノ讓渡、貸渡其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 第三條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ設備、權利若ハ物資ノ讓渡ヲ受ケタル者又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ設備若ハ權利ノ出資ヲ受ケタル者當該設備權利又ハ物資ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ逓信大臣ノ許可ヲ受クベシ

〔第六回追録〕

第五條第一項若ハ第六條前段ノ規定又ハ第七條中船舶等ノ製造若ハ修繕ヲ命ズル規定ハ之ヲ適用セズ

第十二條 工場財團ニ屬スルモノハ第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡又ハ出資アリタル後ト雖モ仍舊財團ニ屬スルモノトス

第十三條 逓信大臣ハ第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ設備、權利又ハ物資ヲ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ第十四條ノ規定ニ依リ債務ノ承擔アリタル場合ヲ除ク外讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ガ擔保權ノ實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲メ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

第十四條 逓信大臣ハ第三條第一項又ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ設備、權利又ハ物資ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ當該設備、權利又ハ物資ヲ擔保トスル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ國家總動員法第十八條ノ二ノ規定ニ基キ命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承擔セシムルコトヲ得

第十五條 逓信大臣ハ海運關係事業者ノ爲必要アリト認ムルトキハ海運關係事業者ニ對シ海運關係事業者ノ全部若ハ一部ノ委託、受託、共同經營讓渡若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

〔第六回追録〕

ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得但シ他ノ法令ニ基キテ爲サル別段ノ處分ノ效力ヲ妨ゲズ

第二十一條 逓信大臣ハ海上輸送ノ圓滑ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ運送取扱業者荷送人若ハ荷受人又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ運送品ノ船舶又ハ陸揚ノ方法、順位、期日、期間又ハ數量ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 逓信大臣ハ海運關係事業者、港灣運送業者若ハ海運仲立業者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ船舶ノ價格等ノ設定又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設定又ハ變更シタル價格等ニ付テハ逓信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第六條、第七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル處分ニ依リ通常生ズベキ損失トス

損失補償請求ノ時期其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 逓信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ海運關係事業者、港灣運送業者若ハ海運仲立業者又ハ此等ノ者ノ團體ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、船舶工場其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三條第二項、第四條及第九條乃至前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三條第二項、第四條及第九條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託、受託若ハ共同經營又ハ會社ノ合併ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 第四條（第五條第二項、第十四條第二項及前條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ協議又ハ裁定ニ基キ會社ガ事業ノ讓渡合併其ノ他當該協議又ハ裁定ニ於テ定メラレタル事項ノ實行ヲ爲サントスルニ付株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ決議、同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ會社ハ逓信大臣ノ認可ヲ受ケ當該事項ノ實行ヲ爲スコトヲ得

第十七條 逓信大臣ハ海運關係事業者又ハ其ノ團體ヲシテ海運關係事業者ニ關シ國又ハ逓信大臣ノ指定スル者ノ行フ國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第十八條 逓信大臣ハ海運關係事業者ノ爲必要アリト認ムルトキハ海運關係事業者ニ對シ其ノ事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 帝國臣民又ハ帝國法人日本船舶ニ非ザル船舶ヲ借受ケ若ハ其ノ運航ノ委託ヲ受ケントスルトキ又ハ日本船舶ニ非ザル船舶ニ依リ命令ヲ以テ定ムル物資ヲ運送セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ逓信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十條 逓信大臣ハ航路若ハ區域ヲ指定シ若ハ一般的ニ船舶ヲ指定シテ航海ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ一般的ニ人若ハ物ヲ指定シテ其ノ運送



第十六章 軍事

第二十五條 遞信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ海務局長又ハ地方長官(東京府ニ於テハ水上ノ運送貨ニ在リテハ知事及警視總監)ニ委任スルコトヲ得

第二十六條 遞信大臣本令ニ依ル命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理ニ係ル工場又ハ事業場ニ關スルモノナルトキハ當該工場又ハ事業場ヲ管理スル主務大臣ニ協議スベシ

遞信大臣第三條第一項、第五條第一項又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該事項ガ他ノ法令ニ基キ他ノ大臣ノ許可、認可、免許等ヲ要スルモノナルトキハ當該大臣ニ協議スベシ

第二十七條 第三條第一項、第四條第二項第三項、第六條、第七條、第九條、第十條、第十三條第一項、第十四條第一項第十六條、第二十四條、第一項及前條中遞信大臣トアルハ昭和十七年勅令第六十八號第一條ノ規定ニ依リ海軍大臣ノ管理スル事項ニ付テハ海軍大臣トス

第二十八條 前條ノ場合ヲ除ク外本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ海務局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府遞信局長又ハ道知事臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局長又ハ州知事若ハ廳長トス

第四條第四項(第五條第二項、第十四條第二項及第十五條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第二十九條 朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官第三條乃

一七八八ノ一三五ノ一ノ五

至第五條、第七條乃至第十條、第十五條、第十八條乃至第二十條又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスルトキハ其ノ重要ナルモノニ付豫メ遞信大臣ニ協議スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十七年六月六日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ遞信大臣ノ指定シ又ハ認可シタル額ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

海運統制令施行規則

昭和十七年九月二十五日 南洋廳令第五十五號

第一條 海運統制令(以下令ト稱ス)第二條第一項第一號ノ事業ハ左ニ掲グル事業トス

一 船舶(港灣運送業ノ用ニ供スル艀船及曳船ヲ除ク)ニ依ル人又ハ物ノ運送ヲ爲ス事業

二 前號ニ掲グル船舶ノ貨渡又ハ其ノ運航ノ委託ヲ爲ス事業

第二條 令第二條第一項第二號ノ事業ハ左ニ掲グル事業トス

一 船舶又ハ船體ノ製造又ハ修繕ヲ爲ス事業(當該事業ヲ營ム者ノ爲ス船舶用機關、艀裝品又ハ此等ノ部分品若ハ附屬品ノ製造又ハ修繕ノ事業ヲ含ム)

二 船舶用機關、艀裝品又ハ此等ノ部分品若ハ附屬品ニシテ重要機械製造事業法ノ規定ニ依ル重要機械ニ非ザルモノノ製造又ハ修繕ヲ爲

〔第六回追録〕

ス事業

第三條 令第二條第一項第三號ノ事業ハ左ニ掲グル事業トス

一 船體、船舶用機關若ハ艀裝品ノ部分品若ハ附屬品又ハ艀裝品ニ付多種類ノ物品ノ販賣ヲ爲ス事業

二 前號ノ事業ニ附隨シ又ハ專ラ船舶ニ供給スル目的ヲ以テ南洋廳長官ノ告示ヲ以テ定ムル運航用物品ノ類ノ二類以上ニ付各多種類ノ物品ノ販賣ヲ爲ス事業

第四條 令第二條第一項第四號ノ事業ハ左ニ掲グル事業トス

一 遭難船舶ノ救助ヲ爲ス事業

二 沈没船舶ノ引揚ヲ爲ス事業

三 船舶ノ解撤ヲ爲ス事業

第五條 令第三條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ南洋廳長官命令ヲ受クベキ者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ送達シテ之ヲ爲ス

一 當事者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名トス以下同ジ)及住所

二 當該設備、權利又ハ物資ノ表示

三 讓渡又ハ貨渡ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ニ當事者連署ノ上之ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

一 讓渡又ハ貨渡ニ關スル契約ノ内容

二 讓渡價格又ハ貨賃料ノ算出ノ基礎

第十六章 軍事

三 協議ノ願末

四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

〔第六回追録〕

第七條 令第四條第三項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスル者ハ申請者及相手方ノ氏名及住所並ニ申請ノ目的及事由ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ南洋廳長官前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辨書ヲ提出セシム

第五條第三號ノ期限後遲滞ナク第一項ノ申請書ノ提出ナキトキ又ハ前項ノ期間内ニ答辨書ノ提出ナキトキト雖モ南洋廳長官ハ裁定ヲ爲スコトヲ得

第八條 令第四條第三項ノ規定ニ依ル裁定ハ南洋廳長官理由ヲ附シタル裁定書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ謄本ヲ當事者雙方ニ送達ス

南洋廳長官裁定ヲ爲シタルトキハ軍機保護上特ニ支障アル場合ヲ除クノ外南洋廳公報ヲ以テ其ノ旨ヲ公示ス

第九條 令第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ南洋廳長官命令ヲ受クベキ者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ送達シテ之ヲ爲ス

一 當事者ノ氏名及住所

二 當該設備又ハ權利ノ表示

三 出資ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條乃至前條ノ規定ハ令第五條第二項ノ場合ニ準用ス

第十條 令第六條又ハ第七條ノ規定ニ依ル命令ハ南洋廳長官命令受クベキ者ニ對シ其ノ氏名及住所命令スベキ事項其ノ他必要ナル事項ヲ記載



第十六章 軍事

シタル合書ヲ送達シテ之ヲ爲ス

第十一條 海運關係事業者左ノ各號ノ一ニ該當スル船舶ヲ讓渡又ハ出資セントスルトキハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ但シ讓渡又ハ出資ニ付令又ハ他ノ法令ニ依ル南洋廳長官ノ命令又ハ許可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 總噸數五十噸以上ノ汽船  
二 總噸數百噸以上ノ機帆船

三 前二號ニ掲グルモノノ外南洋廳長官ノ告示ヲ以テ指定スル船舶

第十二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

一 當事者ノ氏名及住所

二 船舶ノ番號、種類、用途、名稱及總噸數

三 讓渡ノ價格又ハ出資ノ評價額

四 讓渡又ハ出資ノ必要トスル事由

第十三條 長サ十五米以上ノ船舶ノ製造ヲ爲サントスル者ハ注文者ト連署ノ上左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ

一 船舶ノ種類及用途

二 船舶ノ長サ

三 機關ノ種類及其ノ數

四 船體製造工場名及使用船臺番號

五 龍骨据附、進水及竣工ノ豫定期日

六 機關ノ製造工場名並ニ工事著手及竣工豫定期日

一七八八ノ一三五ノ一ノ七

七 豫定製造價格及其ノ内譯

前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

一 製造番號、計畫總噸數、計畫重量噸數、計畫旅客定員、計畫馬力、計畫航海速力及使用豫定燃料ノ種類

二 所要資材ノ種類別數量

三 注文者ノ所要資金調達方法

四 注文者ノ資産及營業狀況

内地、朝鮮、臺灣、關東州又ハ外國ニ住所ヲ有スル者ノ注文ニ依ルモノニ付テハ第一項ノ申請書ニハ注文者ノ連署ニ代ヘ其ノ氏名及住所ヲ記載スベシ

第十四條 長サ三十米以上ノ船舶ノ修繕ヲ爲サントスル者ハ注文者ト連署ノ上左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ

一 船舶ノ番號、種類、用途、名稱及總噸數

二 船舶所有者ノ氏名及住所

三 修繕ヲ行フ造船所又ハ工場ノ名稱及所在地

四 修繕ニ用フベキ船架又ハ船渠ノ番號

五 修繕範圍ノ概略

六 工事著手及完了豫定期日

七 豫定修繕料及其ノ内譯

八 修繕ノ必要トスル理由

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 船舶用機關ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ製造ヲ爲サ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

ントスル者ハ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベシ但シ當該機關ヲ備附クベキ船舶ニ付第十三條第一項ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 往復動汽機汽筒ノ經ノ和ガ五百耗以上ノモノ

二 「タービン」汽機三百軸馬力以上ノモノ

三 發動機汽筒ノ經ノ和ガ五百耗以上ノモノ

四 汽缸受熱面積ガ二十平方米以上ノモノ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ注文者ト連署ノ上左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

一 機關ノ種類及其ノ數

二 備附クベキ船舶アル場合ニ於テハ其ノ番號及名稱

三 製造工場ノ名稱及所在地

四 工事著手及竣工豫定期日

五 豫定製造價格及其ノ内譯

六 製造ノ必要トスル事由

第十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 外國ニ船舶、船體又ハ船舶用機關ノ製造ノ注文ヲ爲サントスル者ハ第十三條第一項各號又ハ前條第二項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ

第十三條第二項ノ規定ハ前項ノ船舶又ハ船體ノ製造ノ注文ノ許可申請ニ付之ヲ準用ス

第十七條 第十三條乃至前條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ許可ヲ受ケタル後當該船舶等ノ製造又ハ修繕ノ完了前ニ第十三條乃至前條ノ申請書ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シタル申請書ヲ南洋廳

第十六章 軍事

長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ

第十八條 令第七條ノ規定ニ依リ船舶等ノ製造又ハ修繕ヲ爲ストキハ第十三條乃至前條ノ許可ヲ受ケタルコトヲ要セズ

第十九條 令第九條又ハ令第十條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

一 當該設備、權利又ハ物資ノ表示

二 當該設備、權利又ハ物資ニ關シ讓渡、貸渡其ノ他ノ處分ヲ爲サントスル事由

三 前號ニ提グル處分ノ時期及内容

四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二十條 令第十條ノ規定ニ依リ南洋廳長官ノ許可ヲ受クベキ期間ハ當該設備、權利又ハ物資ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル日ヨリ十年トス但シ南洋廳長官當該設備、權利又ハ物資ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ニ對シ別段ノ期間ヲ指定シタル場合ニ於テハ其ノ指定シタル期間トス

第二十一條 令第十三條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ南洋廳長官設備、權利又ハ物資ヲ讓渡又ハ出資シタル者ニ對シ當事者ノ氏名及住所、第二十三條ノ協議ヲ爲スベキ期限其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載シタル令書ヲ送達シテ之ヲ爲ス

第二十二條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ擔保トシテ供託スベキモノハ國債又ハ國債以外ノ有價證券ニシテ當該設備、權利又ハ物資ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ノ同意シタルモノトス

第二十三條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ供託スベキ有價證券ノ數量及擔保價格ニ付テハ當事者間ニ於テ協議スベシ

一七八八ノ一三五ノ一ノ八



第十六章 軍事

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

第七條及第八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル協議調ヒタルトキハ又ハ裁定アリタルトキハ當該設備、權利又ハ物資ヲ讓渡又ハ出資シタル者ハ遲滞ナク供託ヲ爲シ供託物受入ノ記載アル供託書ノ寫ヲ當該設備、權利又ハ物資ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ニ交付スベシ

第二十五條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ擔保ヲ供託シタル者ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ供託物ノ一部ノ取戻ヲ爲スコトヲ得

一 當該設備、權利若ハ物資ノ屬スル工場財團又ハ工場財團ニ屬セザル當該設備、權利若ハ物資ヲ擔保トスル債務ノ額ガ減少シタルトキ  
二 當該設備、權利又ハ物資ノ一部ガ擔保權者ノ同意ヲ得テ工場財團又ハ其ノ他ノ擔保物件ヨリ分離セラレタルトキ

前項ノ規定ニ依リ供託物ノ取戻ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當該設備、權利又ハ物資ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ニ通知スベシ

第二十三條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 令第十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ南洋廳長官當事者雙方ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ送達シテ之ヲ爲ス

- 一 當事者ノ氏名及住所  
二 承繼セシムベキ債務ノ表示  
三 承繼ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限  
四 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ命令ニ依リ社債ヲ承繼セシムベキ場合ハ承繼人ガ株式會社又ハ

一七八八ノ一三五ノ一ノ九

株式合資會社ナルトキニ限ル

南洋廳長官社債ニ付第一項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ公告シ且擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社ニ通知シ其ノ他ノ債務ニ付第一項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ債權者ニ通知ス

第六條乃至第八條ノ規定ハ第一項ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 令第十四條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テハ債權者(擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社)ハ當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十八條 南洋廳長官令第十四條第二項ニ於テ準用スル令第四條第三項ノ規定ヲ爲サントスルトキハ前條ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベタル者ニ對シ期間ヲ指定シテ意見書提出ノ機會ヲ與フ

第二十九條 令第十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ社債ヲ承繼シタルトキハ承繼人ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債權者(擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社)及社債ノ總額ヲ引受ケタル者ニ各別ニ之ヲ通知シ其ノ他ノ債務ヲ承繼シタルトキハ承繼人ハ遲滞ナク債權者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第三十條 令第十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ債務ノ承繼アリタルトキハ被承繼者ハ當該債務ニ關スル信託證書其ノ他ノ契約證書及社債原簿ノ原本又ハ謄本其ノ他必要ナル書類ヲ承繼者ニ引渡スベシ

第三十一條 令第十五條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ委託、受託、共同經營、讓渡又ハ讓受ノ命令ハ南洋廳長官命令ヲ受ケベキ者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ送達シテ之ヲ爲ス

- 一 當事者ノ氏名及住所

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ送達シテ之ヲ爲ス

- 一 廢止又ハ休止ヲ爲スベキ者ノ氏名及住所  
二 廢止又ハ休止ノ目的タル事業ノ範圍  
三 廢止ノ時期又ハ休止ノ期間  
四 其ノ他必要ト認ムル事項

第三十六條 令第十八條ノ規定ニ依ル命令ニ依リ事業ノ廢止又ハ休止ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ南洋廳長官ニ届出ツベシ

第三十七條 令第十五條ニ掲グル者日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ第十一條第一項ニ掲グルモノヲ借受ケ(期間備船ヲ含ム以下同ジ)又ハ其ノ運航ノ委託ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ南洋廳長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受ケベシ

- 一 船舶ノ種類、用途、名稱、國籍及貨主又ハ委託者ノ氏名及住所  
二 船舶ノ噸數、重量噸數、航海速度、機關ノ種類及進水年  
三 借受ケ又ハ委託ヲ受ケントスル期間  
四 借受ケントスル場合ニ於テハ貨賃料(期間備船料ヲ含ム以下同ジ)及其ノ支拂方法、委託ヲ受ケントスル場合ニ於テハ運航手數料又ハ費用ノ分擔及收益ノ分配ノ方法  
五 豫定ノ航路又ハ航航區域

第三十八條 令第十九條ノ物資ノ種類及數量ハ南洋廳長官告示ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 令第十九條ニ掲グル者日本船舶ニ非ザル船舶ニ依リ前條ノ物資ヲ運送セシメントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル正副二通ノ申請書ヲ南洋廳長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受ケベシ

一七八八ノ一三五ノ一ノ一〇

第十六章 軍事

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録又ハ之ニ準ズベキモノヲ添附スベシ

第三十五條 令第十八條ノ規定ニ依ル命令ハ南洋廳長官命令ヲ受ケベキ

- 二 委託、共同經營又ハ讓渡ノ目的タル事業ノ範圍  
三 委託、共同經營又ハ讓渡ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限  
四 其ノ他必要ト認ムル事項

第三十二條 令第十五條第一項ノ規定ニ依ル會社ノ合併ノ命令ハ南洋廳長官命令ヲ受ケベキ者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ送達シテ之ヲ爲ス

- 一 當事者ノ氏名及住所  
二 合併ノ方法  
三 合併ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限  
四 其ノ他必要ト認ムル事項

第三十三條 第六條乃至第八條及第十九條乃至第三十條ノ規定ハ令第十五條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條乃至第八條及第十九條ノ規定ハ令第十五條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四條 令第十六條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

- 一 協議又ハ裁定ノ内容  
二 株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ得ルコト能ハザル事情



第十六章 軍事

- 一 運送セシムベキ船舶ノ名稱、國籍及總噸數
- 二 物資名及數量
- 三 運送豫定期間
- 四 支拂運賃率
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ前條ノ許可ヲ受ケタルコトヲ要セズ

- 一 帝國臣民又ハ帝國法人ノ借受ケ又ハ運航ノ委託ヲ受ケタル船舶ニ依ル物資ノ運送
- 二 外國相互間ニ於ケル物資ノ運送(南洋廳長官ノ告示ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)

第四十一條 令第二十二條第二項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ氏名又ハ團體ノ名稱及南洋廳長官ノ命令ニ基キ設定又ハ變更シタル船舶ノ價格等ノ額ヲ記載シタル申請書ニ當該額ノ算定基礎ヲ明カニスル書類ヲ添附シ之ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第四十二條 南洋廳長官令第二十二條第二項ノ認可ヲ爲シタルトキハ認可ヲ受ケタル者ノ氏名又ハ團體ノ名稱、認可シタル船舶ノ價格等ノ額及認可ニ附シタル制限又ハ條件其ノ他必要ナル事項ヲ告示ス

第四十三條 令第二十三條ノ規定ニ因リ損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ令第六條又ハ令第七條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ損失ノ原因タル事實發生ノ日ヨリ六月以内ニ、令第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ廢止ノ場合ニ在リテハ廢止ノ後一年以内ニ休止ノ場合ニ在リテハ休止期間滿了ノ後六月以内ニ損失補償請求書ヲ南洋廳長官ニ提出スベシ

第四十四條 令第二十四條第二項ノ證券ハ第三號様式ニ依ル

第四十七條 令第二十一條及第二十四條第一項ニ定ムル南洋廳長官ノ職權ハ支廳長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十八條 本令ノ規定ニ依リ南洋廳長官ニ提出スベキ書類ハ第六條(第九條第二項、第二十六條第四項及第三十三條第一項第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第七條(第九條第二項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第二十六條第四項及第三十三條第一項第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十九條(第三十三條第一項第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十九條(第三十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十八條(第三十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ヲ含ム

一七八八ノ一三五ノ一ノ一

出スベシ

特別ノ事由アル場合ニ於テ南洋廳長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ト異リタル時期ニ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得

第四十四條 損失補償請求書ニハ補償請求ノ事由、損失補償ノ請求額其ノ他參考ト爲ルベキ事項ヲ記載スベシ

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償請求額ノ算出ノ基礎ヲ明カニスル書類ヲ添附スベシ

前項ノ書類ノ外南洋廳長官ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第四十五條 令第二條第一項第二號ノ事業ヲ營ム者ハ長サ三十米以上ノ船舶ノ修繕ヲ爲シ得ル船渠及船架ノ型月中ノ使用豫定ニ付第一號様式ニ依ル報告書二通ヲ毎月十五日迄ニ、長サ三十米以上ノ船舶ノ前月ノ修繕狀況ニ付第二號様式ニ依ル報告書二通ヲ毎月七日迄ニ南洋廳長官ニ提出スベシ

第四十六條 令第二十四條第二項ノ證券ハ第三號様式ニ依ル

第四十七條 令第二十一條及第二十四條第一項ニ定ムル南洋廳長官ノ職權ハ支廳長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十八條 本令ノ規定ニ依リ南洋廳長官ニ提出スベキ書類ハ第六條(第九條第二項、第二十六條第四項及第三十三條第一項第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第七條(第九條第二項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第二十六條第四項及第三十三條第一項第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十九條(第三十三條第一項第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十九條(第三十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十八條(第三十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ヲ含ム

〔第六回追録〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔第六回追録〕

含ム)、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第三十九條及第四十三條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外所轄支廳長ヲ經由スベシ

第四十九條 本令中南洋廳長官トアルハ左ニ掲グル事項ニ付テハ南洋廳長官ノ特ニ告示ヲ以テ指定スルモノヲ除クノ外所轄支廳長トス但シ專ラ環礁内ヲ航行スル船舶及總噸數二十噸未満ノ船舶(艀船、曳船及總噸數五噸以上ノ運送船ヲ除ク)ノ賣買價格、賃賃料、運航手數料、運送賃並ニ賣買、賃借又ハ運航委託ノ斡旋手數料並ニ總噸數五噸未満ノ船舶ノ製造價格及修繕料ニ付テハ所轄支廳長トス

- 一 總噸數五百噸未満ノ船舶ノ讓渡又ハ出資ニ關スル第十一條ノ許可
- 二 左ニ掲グル事項ニ關スル令第二十二條ノ規定ニ依ル處分
  - (イ) 總噸數五百噸未満ノ船舶ノ賣買價格、賃賃料、運航手數料及運送賃
  - (ロ) 船積又ハ陸揚ニ關スル請負料又ハ手數料
  - (ハ) 船舶ノ賣買、賃借若ハ運航委託又ハ船舶ニ依ル運送ノ斡旋手數料

三 木船ノ製造ニ關スル第十三條又ハ第十七條ノ許可

四 船舶ノ修繕ニ關スル第十四條又ハ第十七條ノ許可

第四十二條ノ告示ハ前項ノ場合ニ於テハ公示ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第五十條 本令中南洋廳長官トアルハ昭和十七年勅令第六百十九號第一條ノ規定ニ依リ海軍大臣ノ管理スル事項ニ付テハ海軍大臣トス

第十六章 軍事

一七八八ノ一三五ノ一ノ二







第三號樣式(用紙ノ大サハ日本標準規格A7 74×105 mm トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)  
(表面)

一七八八ノ一三五ノ一ノ二三ノ三

海運統制令第二十四條ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 當該  
職 廳印  
氏 印  
名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
海運統制令第二十四條 遞信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ海運關係事業者、港灣運送業者若ハ海運仲立業者又ハ此等ノ

[第六回追録]

[第六回追録]

者ノ團體ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、船舶、工場其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ  
海運統制令第二十七條 第三條第一項、第四條第二項第三項、第六條、第七條、第九條、第十條、第十三條第一項、第十四條第一項、第十六條、第二十四條第一項及前條中遞信大臣トアルハ昭和十七年勅令第六十八號第一條ノ規定ニ依リ海軍大臣ノ管理スル事項ニ付テハ海軍大臣トス  
海運統制令施行規則第四十七條 令第二十一條及第二十四條第一項ニ定ムル南洋廳長官ノ職權ハ支廳長之ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

### ●新聞紙等掲載制限令

昭和十六年一月十日  
勅令第三十七號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第二十條第一項ノ規定ニ基ク新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付テノ制限又ハ禁止、同條第二項ノ規定ニ基ク新聞紙其ノ他ノ出版物ノ發賣及頒布ノ禁止並ニ其ノ差押及其ノ原版ノ差押ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル  
第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ禁ズ  
一 國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依リ當該官廳ノ指定シタル總動員業務ニ關スル官廳ノ機密  
二 軍機保護法ノ規定ニ依ル軍事上ノ秘密  
三 軍用資源秘密保護法ノ規定ニ依ル軍用資源秘密

第十六章 軍事

第三條 內閣總理大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ニ示達ヲ以テ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ對スル掲載事項ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得  
一 外交ニ關シ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項  
二 外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル事項  
三 財政經濟政策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項  
四 其ノ他國策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項  
第四條 前二條ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ノ發賣及頒布ノ禁止並ニ其ノ差押及其ノ原版ノ差押ハ內閣總理大臣之ヲ行フ  
第五條 本令中內閣總理大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一七八八ノ一三五ノ一ノ一四



### 臨時農地價格統制令

昭和十六年一月二十九日  
勅令第九號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九條ノ規定ニ基ク農地ノ價格ニ關スル統制ハ宅地建物等價格統制令第五條第一項後段及第六條ノ場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル賃賃價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケ區域ヲ指定シ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

前項ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ告示セラレタル率ヲ以テ前條ノ

率ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ第二項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第五條 地租法ニ依ル賃賃價格ナキ農地ヲ讓渡スル場合ニハ其ノ價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第六條 地方長官ハ第三條第一項但書ノ規定ニ依ル許可又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル認可ニ關スル處分ニシテ重要ナルモノニ付テハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス地方長官第四條第一項ノ規定ニ依リ第三條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メントスルトキ亦同ジ

第七條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ價格ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

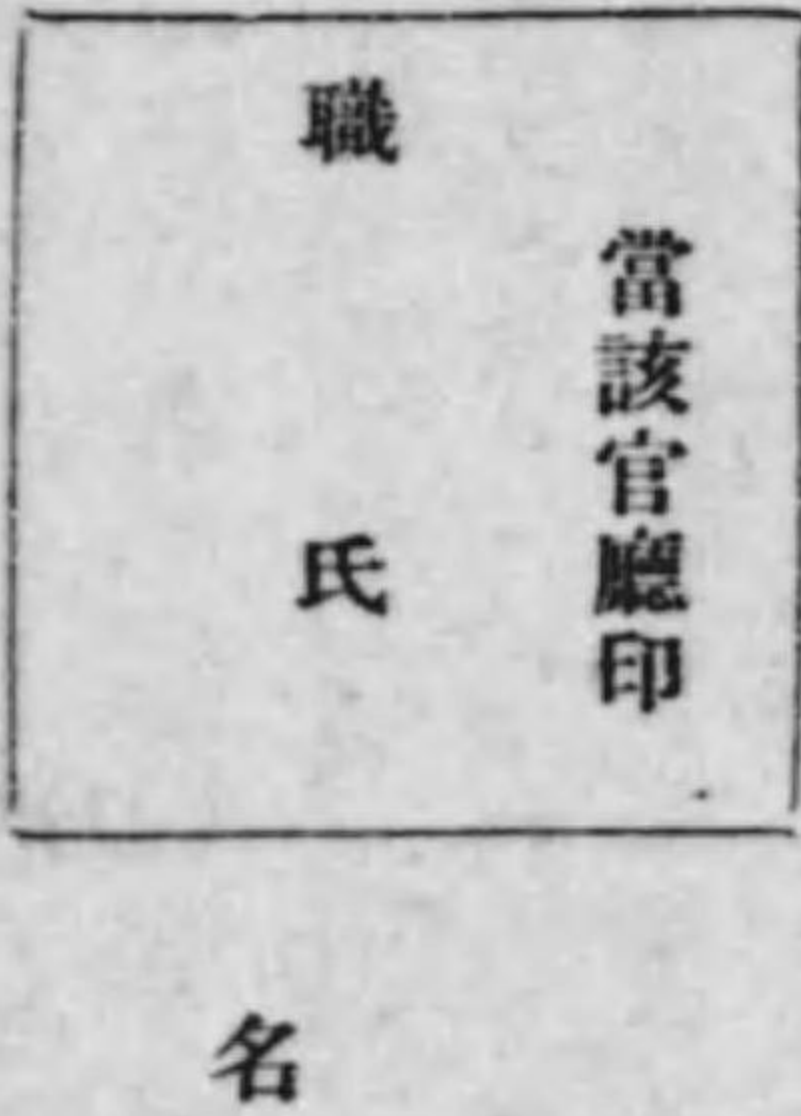
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第九條 第三條及第四條ノ規定ハ樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

〔第六回追録〕

（裏面）

第 號 昭和 年 月 日 交付



國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

臨時農地等管理令第十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他物件ヲ検査セシムルコトヲ得

### 物資統制令

昭和十六年十二月十五日  
勅令第九百三十號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第八條ノ規定ニ基ク國民經濟ノ運行又ハ國民生活ノ安定ヲ確保スル爲メ統制ヲ必要トスル物資（以下統制物資ト稱ス）ニ關スル統制及其ノ統制事務ニ付テハ國家總動員法第五條ノ規定ニ基ク協力命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣ハ統制物資ノ生産 加工ヲ含ム以下同ジ）若ハ修理ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ統制物資ノ生産若ハ修理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第三條 主務大臣ハ統制物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ團體又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ目的ヲ以テ統制物資ヲ所有スル者ニ對シ讓渡ノ時期、價格、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ統制物資ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項ニ掲グル者以外ノ者ニシテ統制物資ヲ所有スルモノニ對シ亦前項ニ同ジ

第四條 主務大臣前條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合又ハ統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲メ同條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ權原ニ基キ當該統制物資ヲ占有スル者ニ對シ引渡ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ引渡ヲ

〔第六回追録〕



第十六章 軍事

命ズルコトヲ得

第五條 主務大臣統制物資ノ所有者知レザル等ノ爲第三條ノ規定ニ依ル...

第六條 統制物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、...

第七條 權原ニ基キ統制物資ヲ占有スル者ハ前條ノ規定ニ依リ主務大臣...

第八條 第六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル者ハ統制物資ノ所有者...

一七八八ノ一三五ノ一ノ二五

知レザル等ノ爲同條ノ規定ニ依リ讓渡ヲ求ムルコト能ハザル場合ニ於...

第十條 主務大臣ハ統制物資ノ讓受ニ關シ數量、時期、方法、相手方其...

第十一條 主務大臣ハ統制物資ノ寄託、保管、保有、質入其ノ他ノ處分...

第十二條 統制物資ニ關シ強制競賣手續、國稅徵收法ニ依リ強制徵收手...

第十三條 第三條、第五條、第六條又ハ第八條ノ規定ニ依リ統制物資ノ...

第十四條 第三條ノ規定ニ依リ讓渡ヲ命ゼラレ又ハ第六條ノ規定ニ依リ讓渡ヲ...

第十五條 第六條又ハ第四條若ハ第七條ノ規定ニ依リ統制物資ノ讓渡...

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ當該統制物資ニ付存シタル擔保權ハ他...

第三條若ハ第四條ノ規定ニ依リ讓渡若ハ引渡ヲ命ゼラレ又ハ第六條若...

第十條 主務大臣ハ統制物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者、販賣其ノ...

第十五條 主務大臣ハ統制物資ノ使用又ハ消費ニ爲ス者ニ對シ統制物資...

第十六條 主務大臣ハ統制物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者、販賣其ノ...

第十七條 第六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル者同條又ハ第七條ノ...

第十六章 軍事

一七八八ノ一三五ノ一ノ二六

ナル報告ヲ求メタル場合ニ於テハ此等ノ者又ハ其ノ團體ハ之ヲ拒ミ又...

第十八條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補助スベキ損失ハ第二...

第十九條 主務大臣ハ個人又ハ法人其ノ他ノ團體ヲシテ本令ニ依リ統制...

第二十條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係者ヨリ...

一七八八ノ一三五ノ一ノ二六



第十六章 軍事

第二十三條 内地ニ於テ本令中第十一條及第十四條ノ規定ニ依ル保管ニ關スル命令又ハ處分及之ニ必要アル他ノ規定ノ施行ニ關スル主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ヲ其ノ業ニ關スル法令ニ依リ監督スル所管大臣アルトキハ當該所管大臣トス

第二十四條 第二十一條中地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ニ關スル規定ハ樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第二十五條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ第二十一條中地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

生活必需品統制令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行前生活必需品統制令ニ基キテ發シ若ハ爲シタル命令若ハ處分又ハ當該命令ニ基キテ爲シタル命令若ハ處分ハ之ヲ本令中ノ相當規定ニ基キテ發シ若ハ爲シタル命令若ハ處分又ハ當該命令ニ基キテ爲シタル命令若ハ處分ト看做ス

一七八八ノ一三五ノ一ノ二七

生活必需品指定規則

昭和十六年十一月二十一日  
南洋廳令第六十號

生活必需品統制令第二條ノ規定ニ依リ同令ヲ適用スベキ生活必需品ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

米穀

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

米穀貯藏規則

昭和十六年十一月二十一日  
南洋廳令第六十一號

第一條 生活必需品統制令ニ依ル米穀ノ貯藏ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 米穀ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ハ南洋廳長官ノ指定スル所ニ依リ米穀ノ貯藏ヲ爲スベシ

第三條 前條ニ依ル米穀ノ貯藏ヲ爲ス者(以下貯藏者ト稱ス)ハ支廳長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ貯藏米ノ賣却、讓渡、消費其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 貯藏者貯藏米ヲ取替ヘ又ハ倉庫ヲ變更セントスルトキハ豫メ支廳長ノ承認ヲ受クベシ

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

裏面

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

生活必需品統制令第十四條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係者ヨリ生活必需品ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務ニ付テハ協力ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ生活必需品、書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式(用紙ノ大キサハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス)

表面

第 號	官 氏 名
生活必需品統制令ニ基ク臨檢検査證	
當該官廳印	
年 月 日交付	當 該 官 廳

米穀貯藏規則第二條ノ規定ニ依ル指定ノ件

昭和十六年十一月二十一日  
南洋廳告示第九號

米穀貯藏規則第二條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

當時米穀貳拾石以上ヲ貯藏シ得ル設備ヲ有シ又ハ之ヲ使用シ得ルモノニシテ南洋廳長官ニ於テ其ノ設備ガ貯藏ニ適當スルト認ムルモノ

一七八八ノ一三五ノ一ノ二七ノ二

第十六章 軍事



### 貿易統制令

昭和十六年五月十三日  
勅令第五百八十一號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第九條ノ規定ニ基テ輸出若ハ輸入ノ命令又ハ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止及當該命令ニ係ル物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關スル國家總動員法第八號ノ規定ニ基テ命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 輸出又ハ輸入ノ命令ハ主務大臣命令ノ定ムル所ニ依リ輸出令書又ハ輸入令書ヲ發シ輸出業者又ハ輸入業者ニ交付シテ之ヲ爲ス

第三條 主務大臣ハ前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第八條ノ規定ニ基テ當該物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ品目ヲ指定シテ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該物品ノ讓渡其ノ他處分、所持又ハ移動ニ關スル條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基テ補償スベキ損失ハ第二條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル場合及當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ第三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ニ依リ損失ニシテ通常生ズベキモノ其ノ他主務大臣ノ定ムルモノトス前項ノ損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ主務大臣ノ指定シタル期間内

ニ之ヲ請求スベシ

第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ輸出若ハ輸入又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、店舖、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第七條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年五月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

### 貿易統制令施行規則

昭和十六年九月八日  
南洋廳令第四十三號

南洋群島ニ於ケル貿易統制令ノ施行ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外昭和十六年商工、農林省令第九號貿易統制令施行規則ニ依ル但シ同規則中貿易爲替管理規則第十三條第一項トアルハ南洋群島外國爲替管理規則第五十一條、商工大臣トアルハ南洋廳長官、稅關トアルハ南洋廳支廳トス

附則

〔第六回追録〕

本令ハ昭和十六年六月十二日ヨリ之ヲ適用ス  
南洋群島臨時輸出入許可規則ハ之ヲ廢止ス

### 貿易統制令施行規則

昭和十六年六月十二日  
商工省令第九號  
農林省令第九號

第一條 貿易統制令（以下令ト稱ス）ノ施行ニ付テハ別ニ定ムルモノノ外左ノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 輸出令書及輸入令書（以下令書ト總稱ス）ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

- 一 輸出業者又ハ輸入業者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 品名
- 三 數量
- 四 單價及價額
- 五 輸出又ハ輸入ノ時期
- 六 輸出港又ハ輸入港
- 七 仕向港又ハ積出港
- 八 仕向地又ハ仕入地
- 九 令第五條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ニ關スル事項
- 十 其ノ他必要ナル事項

〔第六回追録〕

第三條 商工大臣又ハ農林大臣必要ト認ムルトキハ輸出又ハ輸入ノ命令ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトアルベシ

輸出又ハ輸入ノ命令ノ變更又ハ取消ハ商工大臣又ハ農林大臣變更令書又ハ取消令書ヲ發シ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ受ケタル輸出業者又ハ輸入業者（以下受命者ト總稱ス）ニ交付シテ之ヲ爲ス

第四條 受命者當該命令ニ依リ輸出又ハ輸入ノ約定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク別記様式第一號ニ依リ輸出約定報告書又ハ輸入約定報告書ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出スベシ

前項ノ輸出約定報告書又ハ輸入約定報告書ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ受命者ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ届出ツベシ

第五條 受命者當該命令ニ依リ輸出又ハ輸入ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク別記様式第二號ニ依リ輸出報告書又ハ輸入報告書ニ輸出又ハ輸入ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 受命者當該命令ニ依リ輸出又ハ輸入ヲ爲スコト能ハズ又ハ著シク困難ナリト認ムルニ至リタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ届出ツベシ

第七條 令第三條ノ規定ニ依リ命令ハ商工大臣又ハ農林大臣輸出ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該物品ノ輸出ヲ確保スル爲必要ト認ムルトキ當該物品ニ付、輸入ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該命令ニ依リ輸入シタル物品ニ付之ヲ爲ス

第八條 受命者損失ノ補償ヲ請求セントスルトキハ損失ノ生ジタル日ヨ



第十六章 軍事

リ六月以内ニ損失補償請求書ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出スベシ  
商工大臣又ハ農林大臣正當ノ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期間ノ延  
長ヲ許可スルコトアルベシ

第九條 損失補償請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 令書又ハ第三條ノ規定ニ依ル命令等ノ番號
- 二 補償請求ノ事由
- 三 補償請求額
- 四 其他必要ト認ムル事項

前項ノ損失、補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ  
前項ノ添附書類ノ外商工大臣又ハ農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出  
ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シ  
タルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得  
ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定輸出品ヲ同條ノ規定ニ依リ商工大臣  
ノ指定シタル地域ニ輸出スルトキ
- 二 貿易爲替管理規則第十三條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケ輸出ス  
ルトキ
- 三 國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸出スルトキ

第十條ノ二 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指  
定シタルモノ(以下指定輸出品ト稱ス)ハ商工大臣ノ指定シタル者(以  
下輸出調整機關ト稱ス)又ハ輸出調整機關ヨリ買受ケ、輸出ノ委託ヲ  
受ケ若ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタ  
ル地域ニ輸出スルコトアルベシ

一七八八ノ一三五ノ一ノ二七ノ五

ル地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ前條第三號ニ掲グル場合及特別ノ事  
情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
輸出調整機關ヨリ指定輸出品ヲ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出  
ノ承認ヲ受ケタル者ハ當該指定物品ノ輸出ニ關シ調整機關ノ指示アリ  
タルトキハ之ニ從フベシ

第十一條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸出ニ付テハ  
之ヲ適用セズ

- 一 御料品
- 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
- 三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節  
大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使  
館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品
- 四 官廳ノ輸出ニ係ル物品
- 五 手荷物、引越荷物又ハ船用品
- 六 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品
- 七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適  
用ヲ受ケタル物品
- 八 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十一條ノ二 輸出調整機關ハ指定輸出品ニ付商工大臣ノ定ムル數量又  
ハ金額ノ限度超エテ賣渡シ若ハ輸出ノ委託ヲ爲シ又ハ輸出ノ承認ヲ爲  
スコトヲ得ズ

第十一條ノ三 輸出調整機關ハ指定輸出品ノ買受、輸出販賣、輸出ノ委  
託及輸出ノ承認ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變

〔第六回追録〕

更セントスルトキ亦同ジ

輸出調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依  
ルニ非ザレバ指定輸出品ノ買受、輸出販賣、輸出ノ委託又ハ輸出ノ承  
認ヲ爲スコトヲ得ズ  
商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアル  
ベシ

第十一條ノ四 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受手續、輸出手續、販賣手續、輸出委託手續及輸出承認手續ニ  
關スル事項
- 二 買受價格、輸出價格、販賣價格、委託輸出價格及輸出承認ノ基準  
タル輸出價格ニ關スル事項
- 三 販賣、輸出ノ委託及輸出ノ承認ノ條件ニ關スル事項
- 四 其他必要ナル事項

第十一條ノ五 商工大臣緊急ノ必要アリト認ムルトキハ第十條ノ許可ヲ  
受ケタル者又ハ第十條ノ二ニ掲グル者若ハ同條但書ノ規定ニ依ル承認  
ヲ受ケタル者ニ對シ當該物品ニ付其ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコト  
アルベシ

商工大臣ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ物品ノ輸出地ヲ管轄スル稅  
關長ヲシテ前項ノ制限又ハ禁止ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十一條ノ六 指定輸出品ニシテ其ノ第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定前第  
十條ノ規定ニ依ル輸出ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ其ノ第十條ノ二  
ノ規定ニ依ル指定後一ヶ月ヲ限リ第十條ノ二ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出  
スルコトヲ得

第十六章 軍事

〔第六回追録〕

第十二條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定  
シタルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ  
得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條ノ二ノ規定ニ依ル指定輸入品ヲ同條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ  
指定シタル地域ヨリ輸入スルトキ

國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸入スルトキ

第十二條ノ二 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ  
指定シタルモノ(以下指定輸入品ト稱ス)ハ商工大臣ノ指定シタル者  
(以下輸入調整機關ト稱ス)又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケ若  
ハ輸入ノ承認ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域  
ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ前條第二號ニ掲グル場合及特別ノ事情ニ  
依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケ又ハ輸入ノ承認ヲ受  
ケタル者ハ當該指定輸入品ノ輸入ニ關シ輸入調整機關ノ指示アリタル  
トキハ之ニ從フベシ

第十三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸入ニ付テハ  
之ヲ適用セズ

- 一 第十一條第一號乃至第三號及第六號ニ規定スル物品
- 二 官廳ノ輸入ニ係ル物品
- 三 博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品
- 四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適  
用ヲ受ケ輸入スル物品
- 五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

一七八八ノ一三五ノ一ノ二七ノ六



第十六章 軍事

第十三條ノ二 輸入調整機關ハ指定輸入品ニ付商工大臣ノ定ムル數量又ハ金額ヲ超エテ輸入シ、輸入ノ委託ヲ爲シ又ハ輸入ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條ノ三 輸入調整機關ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託、輸入ノ承認及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

輸入調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託、輸入ノ承認又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條ノ四 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 輸入手續、輸入委託手續、輸入承認手續及販賣手續ニ關スル事項

二 輸入價格、委託輸入價格、輸入承認ノ基準タル輸入價格及販賣價ニ關スル事項

三 輸入ノ委託及輸入ノ承認ノ條件ニ關スル事項

四 其ノ他必要ナル事項

第十三條ノ五 指定輸入品ニシテ其ノ第十二條ノ二ノ規定ニ依ル指定前

第十二條ノ規定ニ依ル輸入ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ其ノ第十二

條ノ二ノ規定ニ依ル指定後一月ヲ限リ第十二條ノ二ノ規定ニ拘ラズ之

ヲ輸入スルコトヲ得

第十四條 第十條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタ

ル輸出許可申請書ニ註文アリタリコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ商工

一七八ノ一三五ノ一ノ二七ノ七

大臣ニ提出スベシ

一品名

二 數量(種類別ニ記載スベシ)

三 單價及價額(種類別ニ記載スベシ)

四 賣渡先ノ氏名又ハ名稱及住所

五 仕向地

六 仕向港

七 輸出港(郵便物ニ在リテハ發送郵便局)

八 輸出時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ差出スベキ時期)

第十五條 第十二條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ

タル輸入許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一品名

二 數量(種類別ニ記載スベシ)

三 豫想單價及豫想價額(種類別ニ記載スベシ)

四 産出地ハ製造地

五 積出港

六 輸入港(郵便物ニ在リテハ到着郵便局)

七 輸入時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ到着スベキ時期)

前項ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケントスル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セン

トスルモノナルトキハ輸入許可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外委

託者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載シ且委託アリタルコトヲ證スル書面

ヲ添附スベシ

第十六條 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ指定シタル期間内

〔第六回追録〕

〔第六回追録〕

ニ其ノ物品ヲ輸入スベシ

商工大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許

可スルコトアルベシ

第十二條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ其ノ物品ヲ輸入セザル

トキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第十七條 第十條ノ許可ヲ受ケタル者第十四條第六號乃至第八號ニ掲グ

ル事項ヲ變更セントストキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ第十二

條ノ許可ヲ受ケタル者第十五條第一項第五號乃至七號ニ掲グル事項ヲ

變更セントストキ亦同ジ

第十八條 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セント

スルモノナル場合ニ於テ其ノ委託契約消滅シ又ハ委託數量減少シタル

トキハ委託者ト連署ノ上七日以内ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十九條 第十條又ハ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ物品ノ輸出又

ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テ商工大臣ノ交付スル輸出許可書又ハ輸入許可

書ヲ當該税關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十九條ノ二 輸出調整機關ヨリ指定輸出品ヲ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ

受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスト

キハ輸出調整機關ヨリ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ

受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該税關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十條ノ二第一項但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者當該指定物品ヲ

輸出セントストキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ

當該税關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十九條ノ三 輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケ又ハ輸

第十六章 軍事

一七八ノ一三五ノ一ノ二七ノ八

調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報

告書ノ概要並ニ其ノ前月中ニ輸出シタル指定輸出品ノ品名、數量、單

價、價額及輸出ノ年月日商工大臣ニ報告スベシ

第十條ノ二第一項但書ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出シタ